

平成 2 7 年度

第 2 4 回大分県教育委員会 議事録

日 時 平成 2 8 年 3 月 1 日 (火)
開会 1 3 時 0 5 分 閉会 1 3 時 5 9 分

場 所 教育委員室

平成 2 7 年度
第 2 4 回大分県教育委員会

【議 事】

(1) 議 案

第 1 号議案 大分県スポーツ推進審議会委員の任命について

第 2 号議案 大分県スポーツ推進計画（改訂版）の策定について

(2) 報 告

平成 2 8 年第 1 回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

ふるさとの魅力発見・継承推進事業に係る教材について

(3) 協 議

大分県教育委員会行政組織規則の一部改正について

大分県幼児教育振興プログラムの改訂について

(4) その他

【内 容】

1 出席者

委 員	教育長	工 藤 利 明
	委員	林 浩 昭
	委員	岩 崎 哲 朗
	委員	松 田 順 子
	委員	首 藤 照 美
	委員	高 橋 幹 雄

欠席委員なし

事務局	教育次長	宮 迫 敏 郎
	教育次長	落 合 弘
	教育次長	大 城 久 武
	参事監兼教育財務課長	岡 田 雄
	教育改革・企画課長	能 見 駿一郎
	教育人事課長	藤 本 哲 弘
	福利課長	姫 野 浩 之
	義務教育課長	後 藤 榮 一
	生徒指導推進室長	江 藤 義
	特別支援教育課長	後 藤 みゆき
	高校教育課高校改革推進班参事（総括）	姫 野 秀 樹
	社会教育課長	曾根崎 靖
	人権・同和教育課長	甲 斐 順 治
	文化課長	野 尻 明 敬
	体育保健課長	蓑 田 智 通
	教育改革・企画課主幹	伊 藤 功 二
	教育改革・企画課主査	石 丸 一 輝

2 傍聴人

2 名

開会・点呼

(工藤教育長)

それでは、委員の出席確認をいたします。
本日は、全委員が出席です。

ただいまから平成27年度 第24回教育委員会会議を開きます。

署名委員指名

(工藤教育長)

本日の議事録の署名委員でございますが、岩崎委員にお願いしたいと思っております。

会期の決定

(工藤教育長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりです。
会議の終了は14時10分を予定しています。
よろしく申し上げます。

議 事

(工藤教育長)

はじめに、会議は原則として公開することとなっておりますが、会議を公開しないことについてお諮りします。

第1号議案及び協議の については、人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、これを公開しないことについて委員の皆さんにお諮りいたします。

公開しないことに賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決)

それでは、第1号議案及び協議の については、非公開といたします。
本日の議事進行は、はじめに公開による議事を行い、次に非公開による議事を行います。

【議 案】

第2号議案 大分県スポーツ推進計画（改訂版）の策定について

(工藤教育長)

それでは、第2号議案「大分県スポーツ推進計画（改訂版）の策定について」提案しますので、蓑田体育保健課長から説明いたします。

(蓑田体育保健課長)

第2号議案「大分県スポーツ推進計画（改訂版）の策定について」説明いたします。本議案は本県のスポーツを更に推進させるため、スポーツを取り巻く環境の変化を踏まえた大分県スポーツ推進計画（改訂版）を策定することについて提案するものです。なお、本日の提案に先立ち、9月の教育委員会会議で改訂版の素案についてご協議いただき、その後パブリックコメントを実施して県民のご意見、スポーツ推進審議会等のご意見を伺いました。こうした経緯を踏まえて提案させていただきます。

2ページをご覧ください。計画の概要ですが、本計画案は中段右半分で示した「3 施策の体系」にありますとおり、「健康・体力・人づくり」、「活動の場づくり」、「システムづくり」、「基盤づくり」の4つの柱のテーマに、それぞれの柱の項目別テーマを設け、具体的方策をまとめています。また、通し番号23ページからそれぞれの柱のテーマごとに、現状と課題、目標、そして具体的な取組を示しています。

次に、主な改訂点ですが、2ページ下段に全体的な変更点とテーマごとの変更点を記載しています。

次に、3ページの「パブリックコメントの実施状況」をご覧ください。10月19日から11月18日にかけてホームページなどで実施し、1件のご意見がありました。ご意見の趣旨は、スポーツボランティアの一部にボランティア精神を欠く場合があること、また、このことに関する顕彰制度へのご意見でした。ご意見につきましては、ボランティア活動や顕彰制度自体を否定するものではないと判断し、計画には反映してい

ません。

次に、9月にご協議いただいた素案との違いですが、5～9ページの「視点ごとの修正箇所一覧」をご覧ください。9月の教育委員会会議での協議の反映、掲載データの時点修正、スポーツ推進審議会等の委員からの意見の3つの視点で修正を加えています。

まず5ページの「視点：教育委員会での協議の反映」ですが、1点目について通し番号26ページをお開きください。下段「食育の充実」に発達段階に応じた食に関する指導及びアレルギー等の健康課題を有する子どもに関する内容を追記しています。次に2点目ですが、通し番号52ページをお開きください。中段「(3)具体的な取組 県立スポーツ施設の整備・充実」に「快適に利用できる施設」という観点からメンテナンスに関する内容を追記しています。

また、6～9ページに記載しています修正箇所は、数字や表記の変更、注釈の追加等となっています。

この計画の期間は平成28年度から平成32年度までの5年間となっております。

以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いたします。

(工藤教育長)

ただ今、説明のありました議案について審議を行います。ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(林職務代理者)

計画の内容は問題ないと思います。パブリックコメントの内容についてですが、これはどういう意味なのでしょう。何か具体的な内容が書かれていたのですか。

(蓑田体育保健課長)

記載のとおりで、特に具体的な内容はありませんでした。

(林職務代理者)

何か答えた方がよいのではないのでしょうか。

(蓑田体育保健課長)

資料4ページの「意見に対する回答」欄のとおり回答しています。それに対するご意見はありません。

(林職務代理者)

せっかくご意見をいただいたのに、これだけでいいのでしょうか。

(工藤教育長)

その点については判断して整理したいと思います。

(工藤教育長)

他にございませんでしょうか。

それでは、第2号議案の承認についてお諮りいたします。第2号議案について承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第2号議案については、提案どおり承認します。

【報 告】

平成28年第1回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

(工藤教育長)

それでは、報告第1号「平成28年第1回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について」能見教育改革・企画課長から報告いたします。

(能見教育改革・企画課長)

報告第1号「平成28年第1回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について」説明いたします。

資料の3ページをお開きください。平成28年第1回定例県議会に上程された議案のうち、教育委員会関係分として、中ほどの議案名にある「訴えの提起について(専決報告)」の1件、続いて資料6ページをお開きください、同じく中ほどの議案名にあります「平成27年度大分県一般会計補正予算(第4号)関係部分」の1件の計2件の議案につきまして、地教行法第29条の規定により、知事から教育委員会の意見を求められたところでございます。

本来なら知事への回答にあたり、教育委員会で議決していただくところですが、日程の都合上、協議できませんでしたので、大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第3条第1項に基づき教育長が臨時代理として処分いたしました。資料2ページ及び5ページのとおり異議のない旨回答しましたので、同規則の規定に基づき、本委員会に報告いたします。

議案の内容等につきましては、担当課長より順次説明いたしますので、よろしく願いいたします。

(藤本教育人事課長)

「訴えの提起について」に関しましては、去る1月26日の教育委員会協議におきまして、控訴する方針を確認いただきました。控訴期限が迫る中、県議会に諮る時間がありませんでしたので、1月27日に専決処分を行い、1月28日に福岡高等裁判所に控訴したところです。

今回、この専決処分の内容を県議会に報告し、承認を求めるものです。以上でございます。

(岡田参事監兼教育財務課長)

「平成27年度大分県一般会計補正予算(第4号)」について、説明いたします。説明は資料の47ページで行います。

表の下から3段目に2重線で囲んでおりますが、補正予算額は右から2列目の欄にございますとおり3,177万9千円の増額です。内訳は、その下にありまして、事業費が約4億8千万円の減となる一方、人件費は約5億1千万円の増となっております。事業費の減は、入札残など各事業の実績に伴うもので、人件費の増については3月末の定年前退職者が予定を上回ったことに伴う退職手当の増などによるものです。この結果、補正後の予算総額は、その右の欄にありますように、1,137億2,699万5千円でございます。

主な補正事業については、次のページの「平成27年度一般会計2月補正予算案の概要」で説明いたしますので、そちらをご覧ください。

1番「県立学校施設整備事業」1億38万3千円の減額です。これは大分工業高校の機械電子実習棟に係る大規模改造工事などにつきまして、入札残が生じたことによるものです。

続いて、2番「教育財産管理費」1億3,667万8千円の増額です。これは遺贈を受けた六本木ヒルズのマンションを売却し、売却金を県有施設整備基金に積み立てるものです。

3番「教育支援センター等設置促進支援事業」815万2千円は新規事業です。これは不登校児童・生徒の早期学校復帰につなげる体制を整備するため、日出町と九重町が新設する教育支援センターへの教育相談員等配置を支援するものです。

最後に4番の「文化財発掘受託事業」2,705万5千円の減額です。これは国などから委託を受けて実施する埋蔵文化財発掘調査において、高速道路等の建設事業の進捗状況により受託額が固まったため、所要の補正を行うものです。

続きまして資料31ページをお開きください。繰越明許費について主なものをご説明いたします。「第10款 教育費 第1項 教育総務費」

の1番目にあります「教育支援センター等設置促進支援事業費」815万2千円は、先ほど説明いたしましたとおり今回の補正予算で要求しておりますが、国の事業採択の時期などの関係で実際の事業実施が28年度に入った後となる予定ですので、事業費の全額について繰越をお願いするものです。

続きまして資料38ページをお開きください。債務負担行為について説明いたします。20番「定時制高等学校給食業務委託料」3,344万4千円です。定時制高校の給食調理業務は20年度から民間委託しておりますが、現在の契約が27年度末を以て期間満了となり、新たに30年度までの3年間の委託業者を3月中に決定する必要があることから、債務負担行為を設定するものです。

以上でございます。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました報告につきまして、ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(工藤教育長)

よろしいでしょうか。では、次の報告に移ります。

ふるさとの魅力発見・継承推進事業に係る教材について

(工藤教育長)

それでは、報告第2号「ふるさとの魅力発見・継承推進事業に係る教材について」後藤義務教育課長から報告いたします。

(後藤義務教育課長)

報告第2号「ふるさとの魅力発見・継承推進事業に係る教材について」、「先人の生き方から学ぶ道徳の授業展開」という刊行予定物について報告いたします。

子どもたちの郷土を愛する心の育成を目指し、平成26年度から取り組んでいます「ふるさとの魅力発見・継承推進事業」の一環として、ふるさとの魅力を素材にした大分県版の道徳教材を作成いたしました。

資料1ページをご覧ください。冊子表紙には今回の教材に取り上げました二孝女と重光葵のイラストを掲載しています。また、巻末には小中学校での道徳の授業で活用できるように、2つの読み物教材を掲載していますので、後ほどご覧ください。二孝女は小学校用、重光葵は中学校用として教材化しました。

まず、二孝女についてですが、江戸時代に旅の途中で病気になった父親を二人の姉妹が常陸国(茨城県)まで迎えに行くという臼杵市野津町

に伝わる実話をもとに作成しました。

また、重光葵は杵築市出身で、終戦時に国の主席全権代表としてアメリカの戦艦ミズーリ号の上で降伏文書に調印したことが有名ですが、政
党の総裁や外務大臣として活躍し、国際連合加盟の際には日本の代表と
して「日本は東西のかけ橋となり得る」という演説を行った人物でござ
います。なお、このことに関わりましては、平成26年第3回県議会定
例会において、「重光葵元外務大臣の国際連合加盟受託演説の学校教育
における取扱いを求める決議」が採択されておりますことを申し添えま
す。

作成にあたっては、多くの方々のご協力を賜りました。二孝女の教材
では、臼杵市の二孝女顕彰会の荘田啓介氏、重光葵の教材では、先哲史
料館の佐藤館長などのご助言をいただきました。また、重光を主人公と
した小説「調印の階段」の著者植松三十里氏をはじめ、他の著作者や出
版社の方々のご理解やご協力も賜っております。

それでは2ページの目次をご覧ください。本冊子は小中学校の道徳の
時間の授業において活用するための手引きになります。先生方が使用し
やすいように小学校、中学校ともそれぞれ3つの内容で構成しています。

二孝女を例にして説明いたしますので、6ページをご覧ください。こ
こでは素材の説明をしています。先生方だけでなく子どもたちにも読め
るように書いていますので、授業の補助資料としても活用できます。8
ページをご覧ください。ここでは教材そのものについての解説をしてい
ます。教材のもつ特質を先生方に理解していただくためのページです。

11ページをご覧ください。ここでは作成した教材を使って、どのよう
に実際に道徳の授業を進めていけばよいのか、授業プラン作成の一例を
示しました。

重光葵の教材も同様の内容です。

それでは29ページをご覧ください。ここからは、県内各地域におけ
るふるさとの魅力にかかわる地域教材の開発の方法について一例を示し
ています。

最後に34ページをご覧ください。これらの教材を作成するにあたり
まして、先にも申し上げましたが「調印の階段」の著者植松三十里氏ほ
か多くの方々のお力添えを賜りました。

なお、平成27年3月に小中学校の学習指導要領等が改正され、道徳
の教科化に向けて道徳の授業の質の向上がこれまで以上に求められてい
ます。それにあわせ、本冊子は4月より学校で活用できるように、県内
のすべての小中学校に1部ずつ配布いたします。また、県教育委員会の
ホームページにもアップし、県民の皆様にも広くご紹介しご批正を賜る
とともに一層の活用の促進を図ります。

先生方が本冊子を活用しながら、子どもたちが考え、議論し合う道徳
の授業を創造したり、ふるさとの素材を生かした教材開発に挑戦したり

することを期待しています。

以上でございます。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました報告につきまして、ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(首藤委員)

本教材本とこれまでいろいろな団体が作成してきたたくさんの副教材、たしか野上彌生子を扱ったものもあったと思いますが、そういったものが学校にたくさんあります。それを今後の特別の教科道德の時間でどのように活用していこうと考えていますか。効果的な活用をしていただきたいと思います。

(後藤義務教育課長)

同様の教材本については、これまでそれぞれの市町村単位で作成されてきました。そこで、大分県全体のアイデンティティの確立を図るために県全体で共通して知っておくべき事柄として、まず二孝女と重光葵を取り上げました。そのため、本教材については、県下の各市町村教育委員会に取扱いをお願いしていきます。

(首藤委員)

二孝女については臼杵市の史談会等で研究がなされていますが、一方で史実に基づいていない部分もある等の意見もあり、それを大分県の代表として扱うことはいかなるものかと考える方々もいると考えられますので、そういった意見をお持ちの方々への配慮も考えておく必要があると思います。

(松田委員)

大分県として地方創生を掲げている中で、非常にタイムリーでとてもよい取組だと思えます。ただ、各市町村単位では、例えば、国東市の三浦梅園や日田市の広瀬淡窓等その地域で教材となり得る先人がいるので、県としては今後研究した成果として、大分県全体に目を向けるべきものをふるさと大分の魅力として、それぞれの地域で取り上げるべきものを郷土の魅力等として整理していく必要があると思えます。

(後藤義務教育課長)

18市町村それぞれにいろいろな思いがありますので、その思いを汲みながら、もう少し長い時間をかけて、これだけは大分県全体として知っておくべき事柄について整理していきます。

(高橋委員)

非常によい取組だと思えます。歴史という意味では、いろいろなご意見があると思いますが、歴史と道德の棲み分けを明確にして、しっかり取り組んでほしいと思えます。武道教育につながる場所もあると思えますが、人を導く徳としての部分が道德だと思えますので、道德教材としてしっかり取り扱っていただきたいと思えます。

【協 議】

大分県幼児教育振興プログラムの改訂について

(工藤教育長)

それでは、協議の「大分県幼児教育振興プログラムの改訂について」後藤義務教育課長から説明いたします。

(後藤義務教育課長)

説明概要

- ・ 子ども・子育て支援新制度の施行により改訂
- ・ 目指す子ども像「しんけん遊ぶ子」
- ・ 幼児教育の範囲は小学校就学前の子ども
- ・ 改訂版の実施期間は10年（必要に応じて見直しを行う）
- ・ 5つの基本方針と12の目標

(工藤教育長)

ご質問・ご意見のある方はお願いします。

(松田委員)

細部にわたって触れられており、とてもよくできていると思えます。

実体験がないままにゲーム遊び等の疑似体験のみで小学校、中学校、高校と成長し成人になってしまうことへの危惧があります。「しんけん遊ぶ子」というのは、全身を使ってのびのび遊ぶということだと思えます。

現在、5歳児の99%が幼稚園や保育園、こども園等に入ります。幼児教育施設には多くの子どもがいて教育を受けていることを考えると、式のときにだけ来る園長ではなく、専任の園長の配置を進めていく必要があると思えます。福岡県久留米市などには、幼児教育研究センターが設置され、幼児教育専門の指導主事が配置されています。大分県では、

小学校の先生が指導主事となっています。大分県においても、幼児教育専門アドバイザーの配置を進めていただけるとよいと思います。また、別府の社会教育総合センターのようなところに幼児教育の専門部署があると、幼稚園の先生も助かるのかなと思います。

(工藤教育長)

それでは、先に非公開と決定しました議事を行います。その前に、公開でその他、何かございませんか。

では、先に非公開と決定しました議事を行いますので、関係課室長のみ在室とし、その他の課室長及び傍聴人は退出してください。

(関係課以外及び傍聴人退出)

【議案】

第1号議案 大分県スポーツ推進審議会委員の任命について

(工藤教育長)

それでは、第1号議案「大分県スポーツ推進審議会委員の任命について」提案しますので、蓑田体育保健課長から説明いたします。

(説明)

(工藤教育長)

ただ今、説明のありました議案について審議を行います。ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(工藤教育長)

それでは、第1号議案の承認についてお諮りいたします。第1号議案について承認される委員は挙手をお願いします。

(採決)

(工藤教育長)

第1号議案については、提案どおり承認します。

【協 議】

大分県教育委員会行政組織規則の一部改正について

(工藤教育長)

それでは、協議の「大分県教育委員会行政組織規則の一部改正について」能見教育改革・企画課長から説明いたします。

(説 明)

(工藤教育長)

ご質問・ご意見のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(工藤教育長)

いただきましたご意見を踏まえて進めてまいりたいと思います。

(工藤教育長)

それでは、最後にその他、何かございませんか。

ないようですので、これで平成27年度第24回教育委員会会議を閉会します。

お疲れ様でした。

平成27年度第24回大分県教育委員会会議次第

日時 平成28年3月1日(火)

13:05～14:10

場所 教育委員室

1 開 会

2 署名委員の指名

3 議 題

(1) 議 案

第1号議案 大分県スポーツ推進審議会委員の任命について

第2号議案 大分県スポーツ推進計画(改訂版)の策定について

(2) 報 告

平成28年第1回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

ふるさとの魅力発見・継承推進事業に係る教材について

(3) 協 議

大分県教育委員会行政組織規則の一部改正について

大分県幼児教育振興プログラムの改訂について

(4) その他

4 閉 会

第二号議案

大分県スポーツ推進計画（改訂版）の策定について

大分県スポーツ推進計画（改訂版）を別紙のとおり定めることについて、議決を求める。

平成二十八年三月一日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

提案理由

大分県スポーツ推進計画が策定から六年を経過したことに伴い、本県のスポーツを更に推進させるため、スポーツを取り巻く環境の変化等を踏まえた大分県スポーツ推進計画（改訂版）を定めたいので提案する。

大分県スポーツ推進計画(改訂版)の概要

1 計画の位置づけ

位置づけ： スポーツ基本法（第10条）に基づく、「地方スポーツ推進計画」として、本県において推進すべき、基本的方向や実施方策を明らかにし、県、市町村、関係者が一体となってスポーツ推進施策を総合的に進めるための指針（平成21年度策定、計画期間概ね10年の中間見直しを行うもの）

2 計画の基本理念等

（1）基本理念

県民の誰もが、それぞれのライフステージに応じて、スポーツに親しみ、スポーツの楽しさや感動を味わいながら、健康で活力ある生活を営むことができる大分県の実現をめざす

（2）基本方針 今回新たに追加

- ①子どもの体力向上、人格の形成に積極的に影響を及ぼし、次代を担う人材を育成するため、子どものスポーツ機会を充実する
- ②健康長寿・生涯現役社会を実現するためライフステージに応じたスポーツ活動を推進する
- ③地域の一体感や活力を醸成し、地域社会の再生に貢献するため、住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境を整備する
- ④県民に夢と感動を与え、社会の活力を生み出すため、競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備を行う
- ⑤地域から優れたスポーツ選手が生まれ、その選手が地域におけるスポーツの推進に寄与するというスポーツの好循環を創出する

（3）計画期間

平成28年度から平成32年度までの5年間
 ・県長期総合計画、県長期教育計画との整合性を図る
 ・ラグビーワールドカップ等の施策評価を次期計画に反映する

3 施策の体系

健康・体力・人づくり

- ①幼児期・少年期におけるスポーツの推進
- ②青・壮年期におけるスポーツの推進
- ③高齢期におけるスポーツの推進
- ④障がい者スポーツの推進
- ⑤競技力向上の推進

活動の場づくり

- ①総合型スポーツクラブの推進
- ②ライフステージに応じたスポーツイベントの充実
- ③地域の特性を活かした活動の場の充実
- ④学校スポーツ施設の充実と有効活用

システムづくり

- ①「みる」「ささえる」スポーツイベントの推進
- ②スポーツボランティア活動の推進
- ③スポーツ情報の収集と提供
- ④プロスポーツの・企業スポーツの推進
- ⑤スポーツに関する顕彰制度の充実

基盤づくり

- ①行政組織の連携とスポーツ関係団体の充実
- ②スポーツ施設の整備・充実と支援体制の整備
- ③スポーツ推進のための財政基盤の確立

4 主な改訂点

全体的な変更点

進捗管理の実効性を確保（主な取組に対する客観的な目標指標を設定）

テーマごとの変更点

健康・体力・人づくり
 活動の場づくり
 システムづくり

子どもを取り巻くスポーツ環境の充実に向けた取組についての記述追加
 スポーツイベントの充実を世代ごとで具体的に記述
 ラグビーW杯の本県開催を通じた地域活性化やスポーツ文化の定着について記述

基盤づくり

企業・大学等の合宿誘致のためのスポーツマッチングシステムの整備等を追加
 県立屋内スポーツの整備に向けた取組を追加（関係団体との連携等）

大分県スポーツ推進計画改訂版（素案）に対する パブリックコメントの実施状況

1 県民意見募集の概要

（ 1 ） 県民意見募集の公表資料

大分県スポーツ推進計画改訂版（素案）の概要

大分県スポーツ推進計画改訂版（素案）

大分県スポーツ推進計画改訂版基本フレーム新旧対照表

（ 2 ） 閲覧場所

県庁ホームページ

教育庁体育保健課 （県庁舎別館 8 階）

大分県情報センター （県庁舎本館 1 階）

地区情報コーナー 11 箇所

（ 3 ） 意見等の募集方法及び募集期間

募集方法

① 郵送 ② ファクシミリ ③ 電子メール

募集期間

平成 27 年 10 月 19 日（月）～ 平成 27 年 11 月 18 日（水）

2 提出された意見の状況

（ 1 ） 応募者数 1 名

（ 2 ） 意見等件数 1 件

（ 3 ） 意見への対応

採用	運用検討	済	不可	賛成	反対	質問回答
0	0	0	1	0	0	0

3 意見内容と回答

【意見の該当部分】

テ　　マ	システムづくり
項目別テーマ	2 スポーツボランティア活動の推進（P30～31） 5 スポーツに関する顕彰制度の充実（P36）

意見の趣旨	意見に対する回答
<p>県内で開催されるスポ - ツイベントやプロスポ - ツの試合において多くのボランティアスタッフが活動している。</p> <p>しかし、一部ボランティアのなかには、裏方で「クラブや団体の運営を支え、大会運営の際には専門的能力や時間を進んで提供し、大会運営を支えていく」というスポ - ツボランティアの定義に反している言動が見られることがある。</p> <p>また、そのような人（集団）も含めて表彰対象となる顕彰制度には反対である。</p>	<p>本県では、県民の誰もが「する」、「みる」、「ささえる」といったスポ - ツへの関わりを通して、明るく、健康に生活できる環境の実現を目指しています。その実現には、地域の団体・クラブによる日々の指導や、大小様々な規模のスポーツイベント(地域の運動会から国際競技大会まで)など、あらゆるスポーツの場面において、スポーツボランティアの存在が不可欠です。</p> <p>本計画では、スポーツボランティアの発掘や育成のための研修会の実施、活動機会の提供等の取組を総合的に行い、ボランティア活動の充実を図ることとしています。</p> <p>顕彰制度は、生涯スポーツ社会の実現に向け不可欠なスポーツボランティア活動を奨励し、継続させるために、顕著な功績のあった個人、団体を対象として行うものです。</p>

視点ごとの修正箇所一覧（視点：教育委員会での協議の反映）

NO. 1

修正箇所			修正前	修正後	修正理由
NO.	頁	位置			
	13	下段	<p>食育の推進</p> <p><u>食べることは、人間が生きる上での基本であり、望ましい生活習慣の形成や栄養バランスのとれた食生活を形成する観点から、栄養教諭や学校栄養職員、地域の生産者及び保護者などを積極的に活用、連携し学校での食育を推進します。</u></p>	<p>食育の推進</p> <p><u>食べることは、人間が生きる上での基本です。望ましい食習慣を形成する観点から、栄養教諭、学校栄養職員、地域の生産者や保護者と積極的に連携し、発達段階に応じた食に関する指導やアレルギー等の健康課題を有する子どもに対して個別指導を行うなど学校での食育を推進します。</u></p>	<p>発達段階に応じた指導に関して追記</p> <p>アレルギーに等の健康課題を有する子どもの指導に関して追記</p>
	39	中段	<p>県立スポーツ施設の整備・充実</p> <p><u>県立スポーツ施設が、国内トップレベルの競技会場として、また、県民の日常的なスポーツ活動の場として、幅広く活用されるよう、施設・設備の整備・充実を図ります。また、その運営にあたっては、指定管理者と連携し、利用者のニーズに可能な限り応えられるよう努めます。</u></p>	<p>県立スポーツ施設の整備・充実</p> <p><u>県立スポーツ施設が、国内トップレベルの競技会場として、また、県民の日常的なスポーツ活動の場として、幅広く活用されるよう、施設・設備の整備・充実を図ります。また、指定管理者と連携し、利用者のニーズへの対応や、施設内でのマナー向上などに努め、誰もが快適に利用できる施設をめざします。</u></p>	<p>マナーアップに関して追記</p>

視点ごとの修正箇所一覧（視点：掲載内容の時点修正）

NO. 1

修正箇所			修正前	修正後	修正理由
NO.	頁	位置			
	2	下段	「大分県長期総合計画」	「大分県長期総合計画」(平成27年10月策定)	策定月日記載
	〃	〃	「新大分県総合教育計画」	「大分県長期教育計画」(平成27年度中に策定予定)	年度内に策定予定の新計画名に変更
	5	上段	<p>スポーツを通じた“健康・体力・人づくり”</p> <p>○本県児童生徒の体力では、平成26年度の体力合計点から見る全国順位が、小5男子9位、小5女子13位、中2男子18位となり<u>全国平均を上回るなど、改善が見られます。</u></p> <p>誰にもスポーツに親しめる“活動の場づくり”</p> <p>○日常的な活動の場となる総合型クラブは、平成26年7月時点で42クラブが全市町村が1つ以上育成され、県民の約1.4%にあたる約1万6千人が様々な活動に参加しています。</p>	<p>スポーツを通じた“健康・体力・人づくり”</p> <p>○本県児童生徒の体力では、平成27年度の体力合計点から見る全国順位が、小5男子8位、小5女子10位、中2男子11位、中2女子23位となるなど、<u>改善が見られます。</u></p> <p>誰にもスポーツに親しめる“活動の場づくり”</p> <p>○日常的な活動の場となる総合型クラブは、平成27年7月時点で42クラブが全市町村が1つ以上育成され、県民の約1.4%にあたる16,866人が様々な活動に参加しています。</p>	<p>最新データに更新</p> <p>最新文科調査にデータ更新</p>
	10	上段	<p>「平成26年度大分県児童生徒の体力・運動能力等調査」と、「平成25年度文部科学省体力・運動能力調査」の結果比較をしたところ、多くの項目で全国平均を下回っており、中でも中学生、高校生が顕著です。(表1参照)</p> <p>また、子どもの体力がピークであったとされる昭和61年と平成26年の調査結果を比較すると、例えば、50m走11歳男子で0.16秒、11歳女子で0.25秒遅くなっているなど、現在の子どもの親世代に比べて明らかに体力が低下していることがわかります。(表2参照)</p>	<p>「平成27年度大分県児童生徒の体力・運動能力等調査」と、「平成26年度文部科学省体力・運動能力調査」の結果比較をしたところ、多くの項目で全国平均を下回っており、中でも中学生、高校生が顕著です。(表1参照)</p> <p>また、子どもの体力がピークであったとされる昭和61年と平成27年の調査結果を比較すると、例えば、50m走11歳男子で0.13秒、11歳女子で0.22秒遅くなっているなど、現在の子どもの親世代に比べて明らかに体力が低下していることがわかります。(表2参照)</p>	公表されている最新の文科及び本県の調査データに更新

視点ごとの修正箇所一覧（視点：掲載内容の時点修正）

NO. 2

修正箇所			修正前	修正後	修正理由
NO.	頁	位置			
	10	上段	<p>小学校5年生と中学校2年生を対象に行われた平成25年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果から、本県の子もたちの運動実施状況は、よく運動する子どもとそうでない子どもの二極化が見られました。</p> <p>また、朝食を毎日食べる割合は、小5男子が85.6%、小5女子が86.9%、中2男子が85.3%、中2女子が83.4%といずれも全国平均を下回っています。さらに、睡眠時間が6時間未満の割合は、小5男子が8.8%、小5女子が5.0%、中2男子が12.8%、中2女子が17.7%であり、睡眠時間が不足している児童生徒の割合が全国平均を上回っています。</p>	<p>小学校5年生と中学校2年生を対象に行われた平成27年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果から、本県の子もたちの運動実施状況は、よく運動する子どもとそうでない子どもの二極化が見られました。</p> <p>また、朝食を毎日食べる割合は、小5男子が83.5%、小5女子が82.7%、中2男子が82.2%、中2女子が79.7%といずれも全国平均を下回っています。さらに、睡眠時間が6時間未満の割合は、小5男子が5.6%、小5女子が2.9%、中2男子が10.7%、中2女子が15.0%であり、睡眠時間が不足している児童生徒の割合が全国平均を上回っています。</p>	公表されている最新の文科及び本県の調査データに更新
	14	中段	<p>成人全体の定期的なスポーツ実施率は、40.5%で、前回調査の29.8%より約10ポイント向上していますが、平成24年度に文部科学省が調査した全国平均（47.5%）に比べて7ポイント低い状況です。</p>	<p>成人全体の定期的なスポーツ実施率は、40.5%で、前回調査の29.8%より約10ポイント向上していますが、国の目標値（65%程度）と比較すると、依然低い状況にあります。</p>	文科調査の実施率が低下したことに伴う表現の修正
	16	上段	<p>また、本県の平成22年の平均寿命の全国順位（厚生労働省発表）は、男性（80.06年）8位、女性（86.91年）9位と長寿県の一つとなっていますが、健康寿命¹は、男性（69.85年）39位、女性（73.19年）34位となっており、医療費や介護費用を削減し、元気に過ごすため、生活習慣の改善や運動習慣の定着を促進する健康寿命を延伸する取組が必要です。</p>	<p>また、本県の平成22年の平均寿命の全国順位（厚生労働省発表）は、男性（80.06年）8位、女性（86.91年）9位と長寿県の一つとなっています。一方、健康寿命¹（H27厚生労働科学研究「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用効果に関する研究報告書」）は、男性（71.56年）16位、女性（75.01年）10位となっており、医療費や介護費用を削減し、元気に過ごすため、生活習慣の改善や運動習慣の定着を促進する健康寿命を延伸する取組が必要です。</p>	健康寿命に関する記述を最新の厚労省発表のデータに更新

視点ごとの修正箇所一覧（視点：掲載内容の時点修正）

NO. 3

修正箇所			修正前	修正後	修正理由
NO.	頁	位置			
	16	中段	また、平成16年度から2年間にわたり関係NPO法人と連携し「高齢者のためのスポーツ活動推進モデル事業」を実施し、運動プログラムの開発や指導マニュアルの作成、また、指導者の養成に取り組んできました。指導者の養成については関係NPO法人が引き続き取り組んでおり、平成27年1月現在、320人が知事認定のヘルスサポートトレーナーとして社会福祉施設や公民館等で活躍しています。	また、平成16年度から2年間にわたり関係NPO法人と連携し「高齢者のためのスポーツ活動推進モデル事業」を実施し、運動プログラムの開発や指導マニュアルの作成、また、指導者の養成に取り組んできました。指導者の養成については関係NPO法人が引き続き取り組んでおり、平成28年1月現在、335人が知事認定のヘルスサポートトレーナーとして社会福祉施設や公民館等で活躍しています。	本年度の資格認定で新たに15名が追加されたことに伴う変更
	22	上段	現在、本県では、全市町村において合計42の総合型クラブが育成され、約16,000人の会員が地域の実情に応じた特色ある活動を展開しており、既に13クラブがNPO法人格を取得しています。	現在、本県では、全市町村において合計42の総合型クラブが育成され、16,866人の会員が地域の実情に応じた特色ある活動を展開しており、既に13クラブがNPO法人格を取得しています。	最新文科調査にデータ更新
	37	上段	県は、平成24年に行財政運営の長期的、総合的な指針となる「安心・活力・発展プラン2005」改訂版を策定しました。それを受け、県の関係部局は部門別の実施計画を策定し、高齢者の健康・体力づくりの推進、スポーツを通じた障がい者の社会参加の促進、子どもの体力向上の推進やトップレベルの競技者の育成など、各種施策を推進しています。	県は、平成27年に行財政運営の長期的、総合的な指針となる「安心・活力・発展プラン2015」を策定しました。それを受け、県の関係部局は部門別の実施計画を策定し、高齢者の健康・体力づくりの推進、スポーツを通じた障がい者の社会参加の促進、子どもの体力向上の推進やトップレベルの競技者の育成など、各種施策を推進しています。	県長計が平成27年10月に改訂されたことに伴う変更

視点ごとの修正箇所一覧（視点：審議会等の委員からの意見）

NO. 1

修正箇所			修正前	修正後	修正理由
NO.	頁	位置			
	18	上段	<p>4 障がい者スポーツの推進 (1) 現状と課題 障がい者スポーツを推進することは、障がい者のスポーツ参加を促すとともに、自立や社会参加の促進にもつながります。これらを通して 社会の障がいに対する理解が一層深まり、<u>ノーマライゼーション</u> ¹ <u>社会実現</u>への一助となる ことも期待されます。</p>	<p>4 障がい者スポーツの推進 (1) 現状と課題 障がい者スポーツを推進することは、障がい者のスポーツ参加を促すとともに、自立や社会参加の促進にもつながります。これらを通して 社会の障がいに対する理解が一層深まり、<u>共生社会の実現</u>への一助となることも期待されます。</p>	長期教育計画との整合性を図るため表記を統一
	28	中段		「大会開催によって生み出される長期にわたるプラス面の影響」という注釈をP29に挿入	注釈を追記

大分県スポーツ推進計画 改訂版(案)

大分県教育委員会
平成 28 年 3 月

大分県スポーツ推進計画

～チャレンジ！おおいたスポーツプラン2015

～

一 目 次

第 1 章 大分県スポーツ推進計画の改訂にあたって

1	計画改訂の趣旨	1
2	計画の性格	2
3	計画の期間	2

第 2 章 計画策定の背景とめざす姿

1	スポーツ推進の意義と役割	3
2	本県スポーツの現状	3
	(1) スポーツを取り巻く環境	
	(2) 県民のスポーツ実態と意識	
	(3) これまでの取組の成果や現状	
3	スポーツ推進の基本的な考え方	6
	(1) 本県スポーツ推進の基本方針	
	(2) 本県スポーツ推進方策の4つのテーマ	

第 3 章 これからのスポーツ推進方策

健康・体力・人づくり

1	幼児期・少年期におけるスポーツの推進	10
2	青年・壮年期におけるスポーツの推進	14
3	高齢期におけるスポーツの推進	16
4	障がい者スポーツの推進	18
5	競技力向上対策の推進	20

活動の場づくり

1	総合型地域スポーツクラブの推進	22
2	ライフステージに応じたスポーツイベントの充実	24
3	地域の特性を活かした活動の場の充実	26
4	学校スポーツ施設の充実と有効活用	27

システムづくり

1	「みる」「ささえる」スポーツイベントの推進	28
2	スポーツボランティア活動の推進	30
3	スポーツ情報の収集と提供	32
4	プロスポーツ・企業スポーツの推進	34
5	スポーツに関する顕彰制度の充実	36

基盤づくり

1	行政組織の連携とスポーツ関係団体の充実	37
2	スポーツ施設の整備・充実と支援体制の整備	39
3	スポーツ推進のための財政基盤の確立	41

第1章 大分県スポーツ推進計画の改訂にあたって

1 計画改訂の趣旨

本県では、平成6年3月に、21世紀大分の「スポーツ文化の創造」をめざした「大分県スポーツ推進計画～ネオ・スポルコス21～」を策定しました。

さらに、平成21年7月には、大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2005」及び、「新大分県総合教育計画」を踏まえるとともに、国の「スポーツ振興基本計画」を参酌した「大分県スポーツ推進計画」を策定し、「県民総参加、スポーツ力^{※1}を高め、明るく元気な大分の創造」の基本理念のもと、各種施策を展開してきました。

平成23年6月には、これまで我が国のスポーツに関する基本理念等を規定した「スポーツ振興法」が50年ぶりに全面改正され、スポーツの現代的課題を踏まえ、国・地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を規定した「スポーツ基本法」が制定されました。

また、平成24年3月には、「スポーツ基本法」に基づく「スポーツ基本計画」が策定され、平成24年度から10年間を見通した基本方針と5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策が示されました。

このようなスポーツ振興施策の動向に加え、2019年にラグビーワールドカップ日本大会が、翌年には東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定するなど、スポーツを取り巻く環境は大きく変化しています。

本県では、国際的なスポーツ大会開催によるスポーツ交流を、地域活性化に繋げるよう取り組んでおり、ラグビーワールドカップの開催地として準備を進めているほか、東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプや国際大会の誘致に力をいれています。

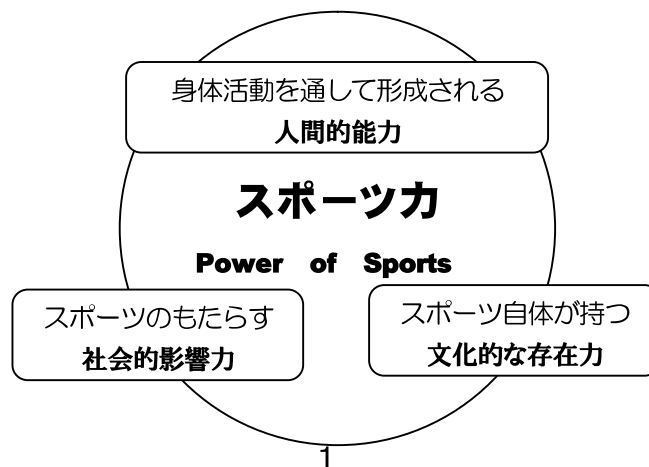
また、県立武道館建設への県民ニーズの高まりや、県立総合体育館の中核スポーツ施設としての機能低下から、県立屋内スポーツ施設の建設に向け事業を推進しています。

県民の誰もが、それぞれのライフステージに応じて、スポーツに親しみ、スポーツの楽しさや感動を味わいながら、健康で活力ある豊かな生活を営むことができる大分の実現をめざすため、今後の本県スポーツ推進の基本的な方向性を示した「大分県スポーツ推進計画（改訂版）」を策定することとしました。

※1 スポーツ力を構成する3つの要素

- (1) 多様な身体活動等を通して習得される知識・技能・体力、また、主体的にスポーツに親しむ意欲や、問題を解決する資質や能力まで含めた個人の中に形成される人間的な能力
- (2) スポーツが、家庭や地域（学校や企業等を含む）にもたらす社会的な影響力
- (3) 人々をひきつけるスポーツ自体が持つ文化的な存在力

「スポーツ^{りょく}力を構成する3つの要素」のイメージ



2 計画の性格

本計画は、平成 23 年 6 月制定のスポーツ基本法第 10 条に基づき、平成 24 年 3 月に策定された「スポーツ基本計画」を参酌し、地域の実情に即したスポーツの推進に関する計画として策定するものです。

また、これまでの取組の成果や現状を踏まえた上で、本県スポーツのあるべき姿を展望した総合的な指針を示すものであり、県・市町村及びスポーツ団体等の関係者が、本計画の目標を共有し、その実現に向けて共に取り組む内容を明らかにするものです。

※この計画では、ルールに基づいて勝敗や記録を競うスポーツだけでなく、健康づくりのためのウォーキングや気分転換のための軽い運動、自然に親しむアウトドアスポーツ、野外活動やレクリエーション、介護予防のためのトレーニング、さらには、学校で行われる体育や運動部活動など、多様な身体活動を「スポーツ」として扱っています。



【みんなでエアロビックダンスの活動風景】



【こいのぼり源流ウォークでの出発前の風景】

3 計画の期間

「大分県スポーツ推進計画」は、平成 21 年度から概ね 10 年間を計画期間としており、今回中間見直しを行うものです。今後、「大分県長期総合計画」（平成 27 年 10 月策定）や「大分県長期教育計画」（平成 27 年度中に策定予定）の見直し状況及び社会やスポーツ界の変化に迅速に対応し、期間経過後における施策の評価を改善サイクルに結びつけるため、平成 28 年度から、概ね 5 年間に取り組む内容を整理しています。

なお、この計画の進捗状況については、県教育委員会が大分県スポーツ推進審議会に報告し、その意見等を踏まえて、計画の効果的な推進に努めます。

表1 本計画と関連計画等の見直しサイクル

計画等	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
大分県スポーツ推進計画				中間見直し					全面改定		
スポーツ基本計画	策定					中間見直し					改訂
大分県長期総合計画				全面改定					中間見直し		
大分県長期教育計画				全面改定					中間見直し		
参考	スポーツを取り巻く状況							ラグビーW杯	東京オリピック・パラピック		

第 2 章 計画策定の背景とめざす姿

1 スポーツ推進の意義と役割

スポーツは、体を動かすという人間の本源的な欲求にこたえとともに、爽快感、達成感、他者との連帯感等の精神的充足や楽しさ、喜びをもたらし、さらには、体力の向上や精神的なストレスの発散、生活習慣病の予防など、心身両面にわたる健康の保持増進に資するものです。

スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利です。また、スポーツは、青少年の健全育成や、地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造、我が国の国際的地位の向上等国民生活において多面にわたる役割を担っています。このため、今後のスポーツの推進に当たっては、体を動かすという人間の本源的な欲求にこたえ、精神的充足や楽しさ、喜びをもたらすというスポーツの内在的な価値とともに、前述のようなスポーツが果たす役割を常に念頭に置く必要があると考えます。

また、スポーツの意義や価値を共有し、より多くの人々がスポーツの楽しさや感動を分かち、互いに支え合う「新たなスポーツ文化」の確立をめざしていくことが必要です。

2 本県スポーツの現状

(1) スポーツを取り巻く環境

少子高齢化や情報化の進展、地域社会の空洞化や人間関係の希薄化が進んだほか、国際的な協力・交流が活発になるなど社会環境や価値観は急激に変化しています。

さらに、スポーツ界では、ガバナンスの向上やドーピング防止、スポーツ界の透明性、公平・公正性の要請が高まるとともに、プロスポーツ及び障がい者スポーツの発展等、大きな環境変化が生じています。

このような中、本県においては、ラグビーワールドカップの開催準備や、東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプの誘致などに取り組んでおり、この機を逃すことなく、改めてスポーツの価値を見つめ直し、スポーツを通じた活力ある大分県づくりに踏み出す必要があります。

また、県内には多くのトップチームが存在し、年間を通じてホームゲームが開催されるなどの恵まれた環境にあります。このような国内トップレベルの技術に触れる機会やゲームを運営する機会を活用し、「みる」「ささえる」といったスポーツの価値観の普及や定着を図ることで、更に多くの県民がスポーツを通じて幸福で豊かな生活を営む社会の実現に努める必要があります。



【ラグビーワールドカップ2019 大分県開催決定（平成27年3月2日）】

(2) 県民のスポーツ実態と意識

平成25年度の「県民のスポーツに関する実態調査」（以下「スポーツ実態調査」という。）によると、全体の84.1%が「する」「みる」対象としてスポーツに好意的な意識を持っており、前回調査での数字と大きな変化はありませんでした。

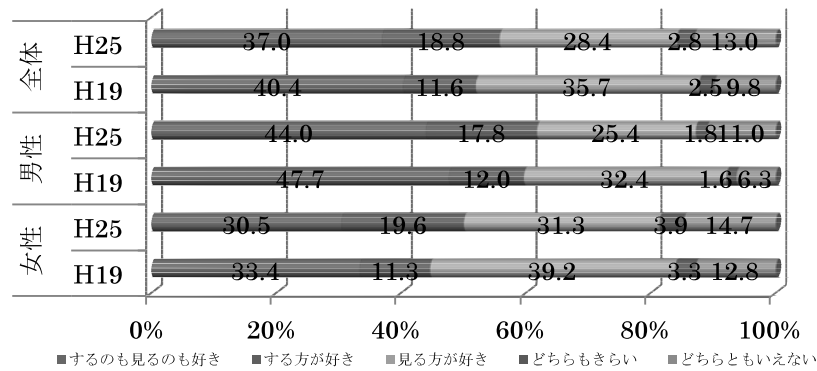


図1 運動・スポーツ活動に対する好き嫌いの意識

また、成人の週1回、30分以上の運動・スポーツの実施（以下、「定期的な運動・スポーツの実施」という。）率は40.5%で、平成19年度調査の29.8%より高くなっているものの、国の目標値（65%程度）と比較すると、依然低い状況にあります。

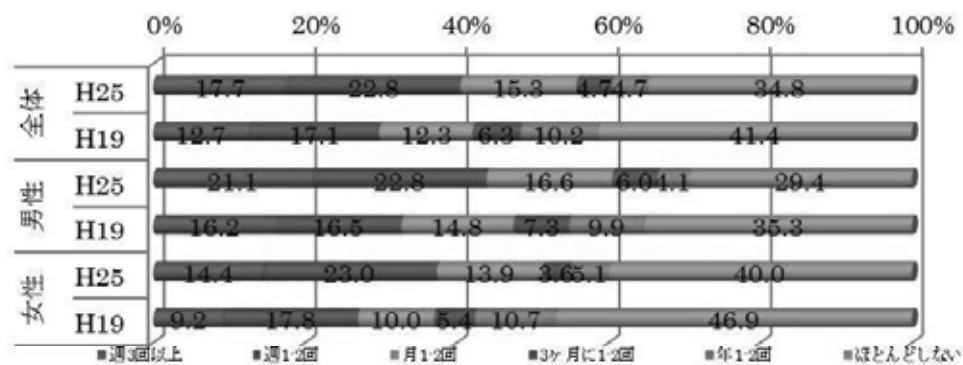


図2 運動・スポーツ活動の実施状況

一方、定期的な運動・スポーツの実施を希望している成人は70.6%で、前回調査（52.3%）よりも県民の運動・スポーツ活動に対する意識は高まっていることがわかりました。

また、日常生活の満足度と運動習慣の関連性では、日常的な運動習慣を有している人ほど、生活に対する満足感、幸福感、生きがいの程度が高い状況（図3、図4）にあることから、「明るく元気な大分の創造」を実現させる上で、スポーツの推進は重要な要素であることがわかりました。

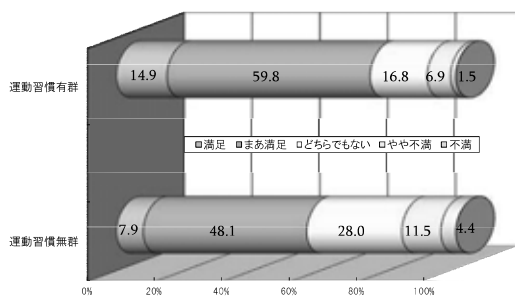


図3 日常的な運動習慣と「生活に対する満足度」(% p<.001)

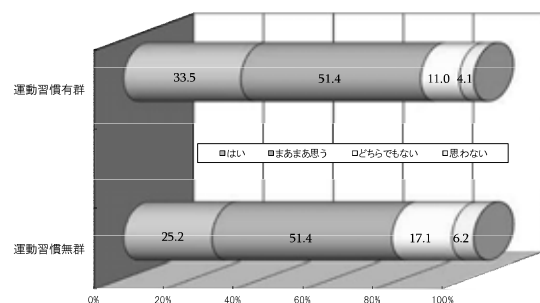


図4 日常的な運動習慣と「幸福感」(% p<.001)

(3) これまでの取組の成果や現状

①スポーツを通じた“健康・体力・人づくり”

○本県児童生徒の体力では、平成 27 年度の体力合計点から見る全国順位が、小 5 男子 8 位、小 5 女子 10 位、中 2 男子 11 位、中 2 女子 23 位となるなど、改善が見られます。

○競技力では、国体の天皇杯順位をみると、平成 24 年 19 位、平成 25 年 22 位、平成 26 年 28 位、平成 27 年 25 位と、ここ数年間は 20 位台で推移しています。

②誰もがスポーツに親しめる“活動の場づくり”

○日常的なスポーツ活動の場となる総合型クラブは、平成 27 年 7 月時点で 42 クラブとなり、全市町村に 1 つ以上が育成され、県民の約 1.4%にあたる 16,866 人が様々な活動に参画しています。

○県民体育大会や県民すこやかスポーツ祭は、それぞれ約 1 万人が参加するスポーツイベントとして毎年の開催が定着し、地域間交流や地域の活性化に貢献しています。

③スポーツを推進する“システムづくり”

○平成 25 年に、本県を中心とした北部九州 4 県（福岡県、佐賀県、長崎県）で、「北部九州総体」を開催し、全国から約 2 万 7 千人の高校生を迎え、29 競技を実施しました。

○ラグビーワールドカップ 2019 の開催準備や、東京オリンピック・パラリンピック事前キャンプ・国際大会等の誘致に取り組んでいます。

○県内では、多くのトップチームが活動していますが、いずれかのチームを会場で観戦したことがある県民は 2 割に満たず、スポーツ振興に十分活用できていない状況です。

④豊かなスポーツライフを支援する“基盤づくり”

○総合型地域スポーツクラブ（以下、「総合型クラブ」という。）関連では、事業の一部を総合型クラブおおいネットワークに委託するなどの取組を行っていますが、各種施策を更に充実させるためにも、行政組織間の連携や各種スポーツ関係団体との一層の連携が必要です。

○県立武道館建設への県民ニーズの高まりや、県立総合体育館の中核スポーツ施設としての機能低下から、県立屋内スポーツ施設の建設に向け事業を推進しています。



【和歌山国体で優勝した本県少年種別の選手】



【県民すこやかスポーツ祭の様子】



【県民すこやかスポーツ祭 20 周年記念事業
「すこやかスポーツデー」(武術太極拳)】



【総合型クラブおおいネットワークへの委託事業
(大分県総合型クラブマネジャー養成初級講習会)】

3 スポーツ推進の基本的な考え方

(1) スポーツ推進の基本方針

「大分県スポーツ推進計画（改訂版）」は、県民総参加、スポーツ力を高め、明るく元気な大分の創造という基本理念に基づき、「年齢や性別、障がい等を問わず、広く県民が、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができる環境を整備すること」を中心の政策課題とし、今後 5 年間を見通したスポーツ推進の基本方針を以下のとおり設定することとしました。

- ①子どもの体力向上、人格の形成に積極的な影響を及ぼし、次代を担う人材を育成するため、子どものスポーツ機会を充実する。
- ②健康長寿・生涯現役社会を実現するため、ライフステージに応じたスポーツ活動を推進する。
- ③地域の一体感や活力を醸成し、地域社会の再生に貢献するため、住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境を整備する。
- ④県民に感動と夢を与え、社会に活力を生み出すため、ラグビーワールドカップ開催をはじめとする国際大会の誘致やプロスポーツの振興に取り組む。
- ⑤競技力の向上に向けた人材の育成やスポーツ環境の整備により、地域から優れたスポーツ選手が輩出され、その選手が地域におけるスポーツの推進に寄与するというスポーツ界の好循環を創出する。

(2) 本県スポーツ推進方策の 4 つのテーマ

前項の基本方針に基づく施策の実施にあたっては、本県におけるスポーツ推進の経緯なども踏まえ、取組の継続的かつ円滑な展開が可能となるよう 4 つのテーマごとに具体的な取組を設定することとしました。

①スポーツを通じた“健康・体力・人づくり”

県民の誰もがそれぞれのライフステージにおいて、日常的にスポーツに親しむことは心身ともに健康で、生涯をより豊かに生きていく上で大切なことです。また、トップレベルの競技者やその指導者たちが、技能を高め記録に挑戦する姿は、県民に大きな夢と感動を与えてくれます。

また、子どもたちは、学校や家庭、地域のスポーツクラブ等での遊びや様々な活動を通して、スポーツの楽しさや喜びを体験することにより、体力や運動能力が向上するとともに、仲間との触れ合いを通して、豊かな社会性や人間性が養われます。



【大分県スポーツ少年団駅伝交流大会】

②誰もがスポーツに親しめる“活動の場づくり”

地域住民の日常的なスポーツの場となる総合型クラブの創設・育成や各種スポーツイベントの充実、また、地域の特性を活かした多様なスポーツの場を整備することにより、県内外から多くの人々が訪れ、スポーツを通して交流の輪が広がり、地域の活性化が図られます。

また、学校のスポーツ施設が、地域のコミュニティースペースとして有効に活用されることにより、学校、家庭、地域の連携が図られるとともに、地域の教育力向上にも寄与することが期待されます。



【世界一短い徒競走（南立エンジョイ倶楽部）】



【J2リーグ 2015 シーズン第11節 大分トリニータ 対 徳島ヴォルティス（写真提供 榎大分フットボールクラブ）】

③スポーツを推進する“システムづくり”

大規模スポーツイベントを計画的に開催することは、県民のスポーツに対する興味・関心を高め、競技力の向上に資するとともに、地域の活性化やスポーツボランティア活動の推進に寄与することが期待されます。

また、多様化する県民のニーズに対応したスポーツ情報を収集・提供することは、県民のスポーツ実践のきっかけづくりにもつながります。

さらに、本県では、地域密着型のプロ、あるいは国内トップをめざす企業チームが創設されています。こうした「みるスポーツ」の推進は、「するスポーツ」「ささえるスポーツ」の活性化へとつながり、本県スポーツの推進にも大きく貢献するものです。今後も引き続き「みるスポーツ」の推進を図り、トップレベルのチームの活動の定着と活性化を図ることが重要です。

特に、ラグビーワールドカップの開催など、トップアスリートの試合を観戦する機会の提供は、交流人口の拡大や経済活性化など幅広い効果が期待できます。

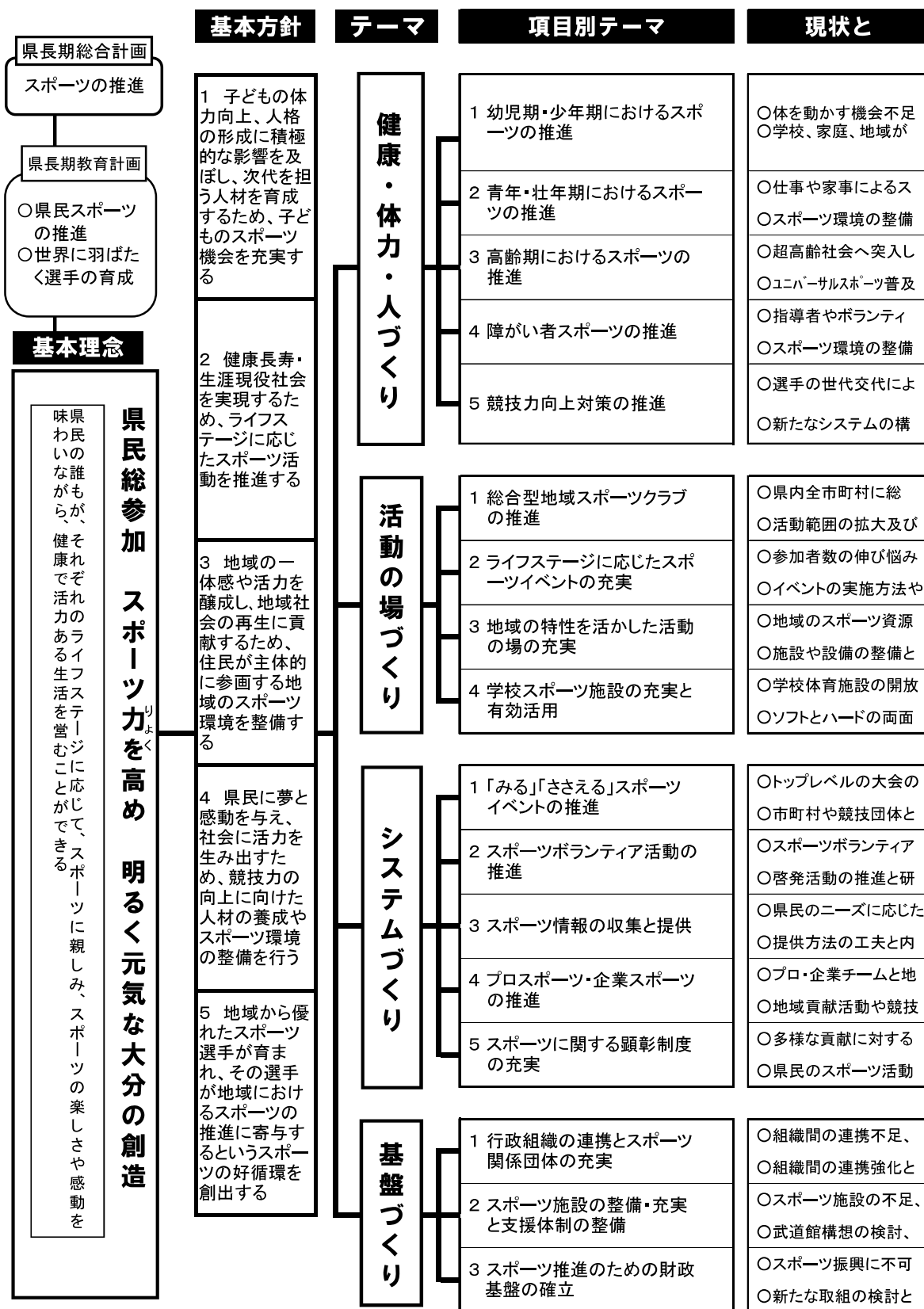
④豊かなスポーツライフを支援する“基盤づくり”

スポーツの推進に係る行政組織の連携・協力した取組や、スポーツ関係団体の充実した活動は、県民の豊かなスポーツライフを支援する上で不可欠です。

そのため、県民の日常的なスポーツの場や大規模スポーツイベントの会場となる本県の中核スポーツ施設とスポーツ活動の支援体制の整備・充実が求められています。

また、長期的な視点に立ったスポーツ推進施策を展開するには、安定した財政基盤の確立が必要です。

「大分県スポーツ推進計画 ～チャレンジ！ おおいた



スポーツプラン2015（改訂版）～」体系図

課題	目 標	具体的な取組（抜粋）
等による体力の低下 連携した取組の推進	○外遊びやスポーツに親しむ習慣を身につけた、元気でたくましく生きる子どもたちの育成	○幼児期から子どもの体力向上方策の推進 ○学校体育の充実 ○運動部活動の充実 ○子どもを取り巻く社会のスポーツ環境の充実
スポーツ実施者の減少 と主体的な取組の推進	○定期的に運動やスポーツに親しむ青・壮年の育成	○地域や職場におけるスポーツの推進 ○総合型地域スポーツクラブへの加入促進
医療費等が増加 と専門指導者の養成	○健康でいきいきとした元気な高齢者の増加	○高齢者の健康・体力づくりの推進 ○指導者の養成とプログラムの普及 ○情報の提供
アの不足 と交流機会の創出	○障がい者スポーツの推進と障がい者の社会参加の促進	○障がい者のスポーツ機会の拡充 ○障がい者のスポーツ環境の整備 ○障がい者スポーツの競技力向上
る国体での順位低下 策による競技力の維持	○国際大会や全国大会で活躍できるトップレベルの競技者の育成	○組織の整備・充実 ○指導体制の充実・強化 ○選手の発掘・育成・強化 ○諸条件の整備
合型クラブを創設 自立的運営及び経営	○スポーツを通じて「新しい公共」を担う総合型クラブの育成	○公共性の向上に向けた市町村の取組への支援 ○組織の充実・整備・NPO法人格の取得
や年齢層の偏り 広報活動の充実	○スポーツに親しむ県民の増加や地域の活性化に寄与する身近なイベントの開催	○少年期のスポーツイベントの充実 ○青・壮年期のスポーツイベントの充実 ○高齢期・障がい者のスポーツイベントの充実
の活用が不十分 広報活動の充実	○県内外から人々が集い、活動し、交流できる地域の特性を活かした場の充実	○豊かな自然を活かした活動の場の整備 ○自然を活用したスポーツプログラムの開発とその情報提供
と情報提供が不十分 にわたる整備充実	○地域住民が気軽に運動やスポーツに親しみ、交流できる場となる学校の充実	○学校体育施設・設備の整備・充実 ○学校体育施設開放事業の推進
開催機会の不足 連携した取組の推進	○県民のスポーツへの興味・関心を高める大規模スポーツイベントの開催	○国際大会や全国トップレベルの大会の誘致 ○スポーツツーリズムの推進
への意識の低下 修・活用システムの構築	○ボランティア参加者の発掘・育成と活動の場の拡大の推進	○スポーツボランティアの啓発 ○スポーツボランティアの発掘と育成 ○スポーツボランティアの活用
情報提供が不十分 容の充実	○効果的な情報提供を行うシステムの構築と情報の充実	○市町村や競技団体と連携して情報を収集・提供 ○新聞やテレビ等のマスコミと連携した情報提供
域をつなぐ取組が不十分 力向上の推進	○プロや企業チームと地域の協働関係の構築と地域貢献活動の推進	○トップスポーツの推進 ○地域貢献活動の推進 ○県民のトップスポーツの観戦の推進
情報発信が不十分 の励みとなる制度整備	○県民の幅広いスポーツへの支援活動を推進する顕彰制度の充実	○スポーツボランティア等に関する顕彰制度の充実 ○市町村における顕彰制度整備の推進
団体の活動が不十分 関係団体の取組推進	○行政組織間の連携・強化とスポーツ関係団体の充実	○横断的なスポーツ推進体制の整備 ○スポーツ関係団体の整備・充実
支援体制が不十分 支援体制の整備	○県民のスポーツ拠点となる施設の整備 ○県民のスポーツ活動を支える支援体制の整備	○県立スポーツ施設の整備・充実 ○スポーツセンター機能の整備
欠な財源の確保 財源の有効活用	○安定した財源の確保と財政基盤の確立と限られた財源の有効活用	○協賛企業とのパートナーシップの創出 ○助成事業等の積極的な活用

第 3 章 これからのスポーツ推進方策

健康・体力・人づくり

1 幼児期・少年期におけるスポーツの推進

(1) 現状と課題

広い意味で、体力は「人間の体に関する総合的概念」であり、「人間としての生存、生活するための基礎的能力」であると理解されています。また、一般的に体力には、行動するために必要な能力としての「行動体力」と、体の外部環境や内部環境の変化に対応する能力としての「防衛体力」とがあると考えられています。

「平成 27 年度大分県児童生徒の体力・運動能力等調査」と、「平成 26 年度文部科学省体力・運動能力調査」の結果比較をしたところ、多くの項目で全国平均を下回っており、中でも中学生、高校生が顕著です。(表 1 参照)

また、子どもの体力がピークであったとされる昭和 61 年と平成 27 年の調査結果を比較すると、例えば、50m走 11 歳男子で 0.13 秒、11 歳女子で 0.22 秒遅くなっているなど、現在の子ども親世代に比べて体力が低下していることがわかります。(表 2 参照)

表 1 平成 27 年度体力・運動能力調査の結果

平成27年度大分県児童生徒の体力・運動能力調査結果
(H27大分県H28全国の平均値の比較)

性別	学年	項目	握力	上体起し	長座体前屈	反復横とび	20mシャトルラン	50m走	立ち幅とび	ボール投げ
			男子	小学校	6					
		7								
		8								
		9								
		10								
		11								
	中学校	12								
		13								
		14								
	高等学校	15								
		16								
		17								
女子	小学校	6								
		7								
		8								
		9								
		10								
		11								
	中学校	12								
		13								
		14								
	高等学校	15								
		16								
		17								

※1 黒色は、県平均値が全国を上回るもの、もしくは(検査数値が認められないもの)は0%、0% (フェルト判定)
 ※2 H27県平均が全国平均以上(含.有意差が認められないもの)は83項目、達成率43.2%(83/192)
 ※3 校種別達成率(全国平均以上の割合): 小学校74.0%、中学校28.0%、高等学校20%

表 2 昭和 61 年との比較



小学校6年生の体格と体力



性別	調査年	身長 (cm)	体重 (kg)	50m走 (秒)	ボール投げ (m)
男子	昭和61年	142.7	36.3	8.85	32.59
	平成27年	144.5	37.9	8.98	28.02
女子	昭和61年	145.3	38.0	9.11	20.34
	平成27年	146.9	40.1	9.33	17.27

H27大分県児童生徒の体力運動能力調査結果(身長・体重はH26)

小学校 5 年生と中学校 2 年生を対象に行われた平成 27 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果から、本県の子どもの運動実施状況は、よく運動する子どもとそうでない子どもの二極化が見られました。

また、朝食を毎日食べる割合は、小 5 男子が 83.5%、小 5 女子が 82.7%、中 2 男子が 82.2%、中 2 女子が 79.7%といずれも全国平均を下回っています。さらに、睡眠時間が 6 時間未満の割合は、小 5 男子が 5.6%、小 5 女子が 2.9%、中 2 男子が 10.7%、中 2 女子が 15.0%であり、睡眠時間が不足している児童生徒の割合が全国平均を上回っています。

子どもの体力低下は、生活の利便性の向上に伴い、日常的に体を動かす機会が減少したに

もかわらず、食生活が豊かになったことによる栄養の過剰摂取、塾通いやゲーム・携帯電話の長時間の利用による睡眠不足等の生活習慣の乱れ、さらにはスポーツや外遊びに必要な要素である時間、空間、仲間などの減少がその原因として考えられます。

平成 20 年 1 月の中央教育審議会答申では、「体力は、人間活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており、“生きる力”の重要な要素である」と述べられています。

このようなことから、子どもの体力を向上させることは、次代を担う人づくりに大きく寄与するものと考えられます。そのため、幼児期及び学童期に遊びや多様な動きの経験を通して運動の楽しさを味わわせ、運動の習慣化・日常化を図っていくことが大切です。

特に、指導にあたっては、心身ともに成長期にある子どもたちの特性を踏まえ、発育・発達の段階に応じた工夫が必要です。

また、運動、睡眠や食生活など基本的な生活習慣を確立するには、家庭での取組が欠かせないことから、保護者をはじめとする大人の子どもの体力や健康に対する意識を高める取組が必要です。

中学校・高等学校の運動部活動においては、少子化に伴う運動部活動への参加者の減少や運動部活動を専門的に指導できる教員の不足などにより、運動部活動が成り立たない状況が見受けられます。その対応策として、地域スポーツ指導者の活用促進や複数校合同運動部活動の実施など、生徒の多様なスポーツニーズに対応するための取組が必要です。



【一校一実践（日田市立三和小学校での夢マラソン世界一周）】



【総合型クラブのキッズ活動の様子（OZAI 元気クラブ）】

（2）目 標

学校、家庭、地域が連携した多様な活動を体験する中で、自ら運動する意欲を培い、積極的に外遊びやスポーツに親しむ習慣や正しい生活習慣を子どもに身につけさせることにより、元気でたくましく生きる子どもたちを育成します。

○全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力テスト結果で、総合評価C以上の割合を、平成 32 年度までに小 5 男子 77.2%、小 5 女子 81.0%、中 2 男子 75.2%、中 2 女子 87.8% とする。
 （基準値、平成 26 年度小 5 男子 75.8%、小 5 女子 78.1%、中 2 男子 72.0%、中 2 女子 84.2%）

（3）具体的な取組

①幼児期から子どもの体力向上方策の推進

○生涯にわたって計画的にスポーツに親しむ資質や能力の基礎を育成するためには、神経系の発達が著しい幼児期に、様々な遊びを体験させ、体を動かす楽しさや喜びを味わわせることが重要です。そこで、「幼児期運動指針」に基づき研修会や講習会を開

催し、指導力の向上に取り組みます。

- 子どもの発育・発達の段階に応じた適切な指導ができるよう、小児科医をはじめ、保育園や幼稚園、小学校との連携を促進します。

②学校体育の充実

- 運動に親しむ資質や能力を育成し、児童生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフを送ることのできる基礎を培うことが学校体育の果たす役割です。そこで、児童生徒の発育・発達段階の特性を考慮し、個に応じた指導ができるよう、研究推進校における実践研究の推進や研修会・講習会の開催を通して、教員の指導力や資質の向上を図り、学校体育の充実に努めます。
- 充実した体育の指導ができるよう体育専科教員の配置並びに校種間の連携、さらに体育の授業等に地域スポーツ人材を活用する取組を推進します。
- 中学・高校生では明らかな運動の二極化が見られ、特に高校生女子では、体育の授業以外ではほとんど運動していない割合が小・中に比べ高い傾向が見られることから、中学・高校生女子を対象とした新しい形態による運動機会の創出に努めます。



【小学校体育実技指導者講習会（運動遊び）】



【体育専科教員による授業】

③運動部活動の充実

- 生涯にわたってスポーツに親しむ能力や態度を育て、体力の向上や健康の増進を図るとともに、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成し、仲間や教師（顧問）との密接な触れ合いの場として大きな意義を有している運動部活動の充実が必要です。そのため、県内外の専門的な知識や技能を有する指導者を招聘し、効果的な指導、体罰根絶、事故防止に向けた講習会などの開催を通して指導者の資質の向上を図ります。
- 指導する教員の高齢化や専門種目を指導できる指導者が不足していることから、生徒の多様なスポーツニーズに対応するため、地域スポーツ指導者を積極的に活用するなど地域社会及び関係団体等との連携を図ります。
- 少子化や女子の運動離れ等による運動部活動への参加者の減少により、団体競技を中心に運動部活動の継続が困難な状況にあることから、学校体育団体と連携して複数校合同運動部活動による取組を促進します。
- 運動部活動と総合型クラブの指導者や施設を相互に活用し、合同練習を行うなど地域の指導者との一層の連携を推進します。



【大分県中学校総合体育大会の開会式】

④子どもを取り巻く社会のスポーツ環境の充実

- 心も体も著しい発育期にある子どもたちが、生涯を通じてスポーツに親しむための発達段階に応じた適切な指導が行われるよう関係機関と連携し、指導者の資質向上や、体罰根絶のための倫理観向上に向けた定期的な研修の場の提供に努めます。
- 指導者数が減少傾向にあることから、競技者からリーダー、指導者という好循環のサイクルの構築に向け、スポーツ少年団の行うリーダー活動への支援を通じてスポーツとの多様な関わりの場の提供に努めます。
- 子どもがスポーツに参加する機会の充実を図るため、子どものスポーツに関する団体等が一堂に会して、子どもの指導に関する理念を共通理解する場の設定に努めます。
- 障がいのある子どもが安心してスポーツ活動を行うために障がいの種類や程度に応じた配慮を行えるよう、地域のスポーツ施設やスポーツ指導者に関するニーズの把握に努めます。



【大分県スポーツ少年団外傷・障害防止担当者養成講習会】



【大分県スポーツ少年団ジュニア・リーダースクール】

⑤食育の充実

- 食べることは、人間が生きる上での基本です。望ましい食習慣を形成する観点から、栄養教諭、学校栄養職員、地域の生産者や保護者と積極的に連携し、発達段階に応じた食に関する指導やアレルギー等の健康課題を有する子どもに対して個別指導を行うなど学校での食育を推進します。



【栄養教諭による食育の授業】

2 青年・壮年期におけるスポーツの推進

(1) 現状と課題

青年・壮年期の人々がスポーツに親しむことは、個人の楽しみや健康・体力づくりにとどまらず、職場や地域の活性化をはじめ、スポーツに親しむ子どもたちの増加にも寄与することが期待されます。

しかし、学校を卒業し、就職・結婚・育児など、ライフステージが変化する青年・壮年期は、一般的に、仕事や家事が生活の中心となるため、スポーツへの参加機会が減少する傾向にあります。

本県では、平成 25 年度のスポーツ実態調査によると、定期的（週 1 日以上）に運動・スポーツを行った人は、年代別に 20 歳代 37.1%、30 歳代 32.8%、40 歳代 32.1%、50 歳代 34.3%と、各年代とも前回調査（平成 19 年度）より向上しています。（図 1 参照）

成人全体の定期的なスポーツ実施率は、40.5%で、前回調査の 29.8%より約 10 ポイント向上していますが、国の目標値（65%程度）と比較すると、依然低い状況にあります。

一方、県民の 70.6%が定期的な運動実践を意向しており（図 2 参照）、前回調査の 52.3%と比較すると県民の運動・スポーツ活動に対する意識は高まっていることがうかがえます。

そのため、時間や場所を工夫した個人の主体的な取組を推進するとともに、職場・地域・家庭において、それぞれのライフステージに応じてスポーツに取り組める環境の整備が必要です。

また、定期的な運動・スポーツの実施は、生活習慣病の予防にも有効であることから、関係部局や関係機関等と連携した健康・体力づくりなどの取組を通して、社会全体でスポーツに対する意識を高めることが必要です。

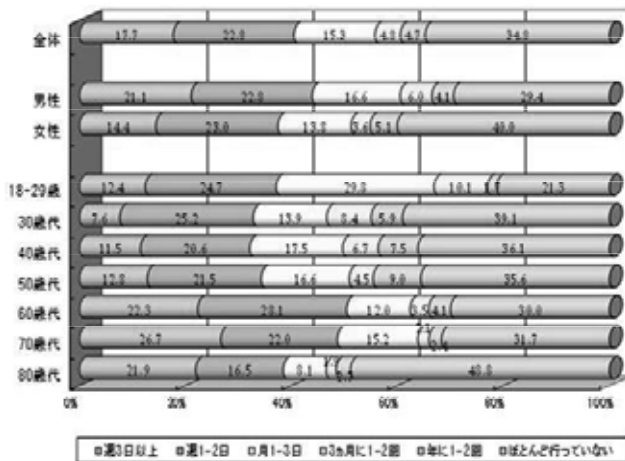


図1 成人の運動・スポーツ活動の実施状況(H25)

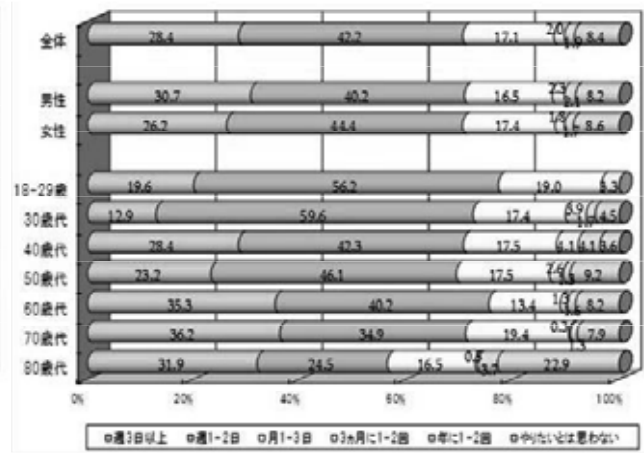


図2 成人の今後の運動・スポーツの実施意向(H25)

(2) 目 標

個人の運動やスポーツへの主体的な取組の推進とライフステージに応じたスポーツ環境の整備、また、関係部局等と連携した取組を通して、定期的にスポーツに親しむ青・壮年を育成します。

○成人の週 1 回以上の運動・スポーツ実施率を、平成 32 年度までに 47%とする。
 （基準値、平成 25 年度 40.5%）

(3) 具体的な取組

①地域や職場におけるスポーツの推進

- 「みんなで延ばそう健康寿命」の推進月間（10 月）において、運動不足を感じている人やスポーツに親しむ時間のない人にも、運動をするきっかけとなるよう健康的な環境づくりを推進します。
- 市町村等の健康づくりイベントやウォーキングコースの活用を促進するなど、「歩数 1 日プラス 1500 歩」に向けた取り組みを行います。
- 総合型クラブと連携した「貯筋運動プログラム」の普及等により運動習慣の定着に努め、「健康寿命日本一」を目指した健康づくりを推進します。
- 健康や体力への関心を高めるため、「出前健康・体力チェック」の開催に努めます。
- 自宅で簡単に行えるストレッチや筋力トレーニングなど、健康・体力づくりに関連づけたスポーツプログラムの開発・普及に努めます。
- 職場ぐるみで取り組めるスポーツイベントを実施するなど、青・壮年の健康づくりを支援します。

②総合型クラブへの加入促進

- 個人や親子、また、初心者でも気軽に参加できるスポーツ教室の開催など、身近な地域で継続的にスポーツに親しめる総合型クラブへの加入を促進します。

③青・壮年層を取り巻くスポーツ環境の充実

- 市町村等と連携し、公共スポーツ施設における託児機能の充実やスポーツイベント等での保育ボランティアの活用など、子育て世代のスポーツ環境の充実に取り組みます。
- 青・壮年の生活実態を踏まえ、夜間スポーツ教室の開催やスポーツ施設の利用時間帯の延長等について検討します。
- スポーツを苦手としている人や、日頃スポーツに取り組んでいない人を対象としたスポーツ教室の開催に努めます。

④職場や関係機関等と連携した取組

- 職場単位での体力測定の開催を促進するとともに、健康運動指導士などによる運動プログラムの提供や、健康教室の開催などを検討します。
- 福祉保健部局や成人病検診センター等の関係機関と連携を図り、それぞれの持つ多様な手段や機会を有効に活用して、生活習慣病の予防の観点から、日常生活の中で取り組める健康・体力づくりに関する情報発信や働きかけを行います。
- 観光等の地域資源を活用するとともに、関係部局や民間団体等と連携し、楽しみながら自然と健康になれる社会環境の整備に努めます。



【出前健康・体力チェック（大分銀行ドーム）】



【泥んこバレーを楽しむ青壮年（みなみスポーツクラブ）】

3 高齢期におけるスポーツの推進

(1) 現状と課題

高齢者が自らの健康管理に努め、スポーツを通して生きがいを見出し、社会活動に積極的に参画していくことは、高齢者自身、また、地域社会にとっても大きな意義を有しています。

本県では、全国平均を上回る早さで高齢化が進行し、平成 26 年 10 月 1 日現在の高齢者人口（65 歳以上）は 344,780 人、高齢化率は 29.6%で、県民の 4 人に 1 人以上が高齢者という「超高齢社会」に突入しています。

また、本県の平成 22 年の平均寿命の全国順位（厚生労働省発表）は、男性（80.06 年）8 位、女性（86.91 年）9 位と長寿県の一つとなっています。一方、健康寿命^{*1}は（H27 厚生労働科学研究「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用効果に関する研究報告書」）、男性（71.56 年）16 位、女性（75.01 年）10 位となっていますが、医療や介護費用を削減し、元気に過ごすため、運動習慣の定着等の健康寿命を延伸する取組が必要です。

このような中、本県では、高齢者スポーツを振興するため、60 歳以上の高齢者を中心とした健康と福祉の祭典である豊の国ねんりんピックや、子どもから高齢者まで誰もが気軽に参加できる県民すこやかスポーツ祭を毎年開催しています。

また、平成 16 年度から 2 年間にわたり関係 NPO 法人と連携し「高齢者のためのスポーツ活動推進モデル事業」を実施し、運動プログラムの開発や指導マニュアルの作成、また、指導者の養成に取り組んできました。指導者の養成については関係 NPO 法人が引き続き取り組んでおり、平成 28 年 1 月現在、335 人が知事認定のヘルスサポートトレーナーとして社会福祉施設や公民館等で活躍しています。

スポーツ実態調査の結果では、60 歳代以上の「今後行いたい運動・スポーツ種目」の上位項目には、ウォーキングや体操（ラジオ体操）等があげられています。また、50 歳代以上では期待する「運動・スポーツに関する情報」としては、2 人に 1 人が健康・体力づくりなどの情報をあげています。さらに、60 歳代以上の「運動・スポーツ情報の入手方法」では、他の年代とは異なり、市町村の広報や新聞・雑誌などが上位項目となっています。

今後は、高齢者が安全に、また、安心してスポーツに取り組めるよう、関係機関や市町村と連携し、各種イベントの充実をはじめ、ユニバーサルスポーツ^{*2}の普及・開発や指導者の養成、また、高齢者のニーズに対応した情報の提供が一層必要です。

※1 「日常生活に制限のない」健康な状態で生存する期間（健康日本 21）

※2 様々な個性や能力に関わらず、あらゆる人にとって安心して楽しめるスポーツ（ユニバーサルスポーツ協会）

表1 今後行いたい運動・スポーツ種目（複数回答可・%）

		上位種目（下段は%）				
		1位	2位	3位	4位	5位
全	体	ウォーキング	体操（ラジオ体操）	水泳	釣り	自転車（サイクリング含）
		43.3	17.0	15.0	12.4	12.3
性別	男性	ウォーキング	釣り	ゴルフ	グラウンド・ゴルフ	自転車（サイクリング含）
	39.6	20.6	19.4	15.8	14.8	
	女性	ウォーキング	体操（ラジオ体操）	水泳	ダンス	バドミントン
	47.2	21.8	19.1	12.5	12.4	
年齢	60代	ウォーキング	体操（ラジオ体操）	水泳	釣り	ゴルフ
	54.5	23.4	16.5	16.2	15.0	
	70代	ウォーキング	グラウンド・ゴルフ	体操（ラジオ体操）	釣り	水泳
	55.1	27.9	23.1	12.0	12.0	
	80代	ウォーキング	体操（ラジオ体操）	グラウンド・ゴルフ	ゲートボール	釣り
	37.6	23.3	22.7	13.9	11.4	

(2) 目 標

スポーツイベントや健康教室の開催、指導者の養成と効果的な運動プログラムの普及、健康・体力づくり等に関する情報提供などを行い、スポーツを通して健康でいきいきとした元気な高齢者を増やすことで、健康寿命の延伸を図ります。

○豊の国ねんりんピックの参加者数を、平成 32 年までに 5,900 人とする。
(基準値、平成 26 年度 5,498 人)

(3) 具体的な取組**① 高齢者の健康・体力づくりの推進**

○高齢者のニーズに対応したスポーツ活動が身近な地域で日常的に行えるよう、関係団体や総合型クラブ等と連携し、スポーツイベントや健康教室等の開催を推進します。

② 総合型クラブへの加入促進

○身近な地域で継続的にスポーツに親しめる総合型クラブへの加入を促進します。

③ 指導者の養成とプログラムの普及

○スポーツ関係 NPO 法人や医療関係者等と連携し、専門的な知識を有する指導者を養成するとともに、「めじろん元気アップ体操」の全市町村への普及と住民主体の介護予防体操の取組を拡大します。

④ 健康・体力づくりなどの情報提供

○高齢者のスポーツへの興味・関心を高めるとともに、日常的な活動へとつながるよう関係機関、市町村、報道機関と連携し、高齢者の情報収集手段等の実態を踏まえた上で、健康・体力づくりなどの情報を積極的に提供します。



【ねんりんピックグラウンド・ゴルフ競技の様子】

4 障がい者スポーツの推進

(1) 現状と課題

障がい者スポーツを推進することは、障がい者のスポーツ参加を促すとともに、自立や社会参加の促進にもつながります。これらを通して社会の障がいに対する理解が一層深まり、共生社会の実現への一助となることも期待されます。

本県は、全国に先駆けて、昭和 36 (1961) 年に「第 1 回大分県身体障害者体育大会」を開催しました。また、国際障害者年を記念して、昭和 56 (1981) 年に、世界で初めて車いすだけのマラソン大会となる「大分国際車いすマラソン大会」を開催して以来、現在では世界最大、最高レベルの大会として国内外から高い評価を受けています。

しかし、障がい者スポーツの普及や競技力の向上に不可欠な指導者やボランティアが不足していることや、障がいのある児童生徒がスポーツに親しめる環境が不十分であるため、一層の条件整備が必要です。

さらに、障がい者の社会参加を促進するには、ユニバーサルスポーツを普及させ、地域の障がい者と障がいのない者がスポーツを通して気軽に交流できる場を創出することが必要です。

(2) 目 標

障がい者の多様なニーズに対応できる指導者やボランティアを養成するとともに、障がい者スポーツにおける競技力向上を支援します。また、障がいの程度に応じてスポーツに親しめる環境を整備するとともに、ユニバーサルスポーツを普及し、障がい者スポーツの推進と障がい者の社会参加を促進します。

○大分県障がい者スポーツ大会への延べ参加者数を、平成 32 年までに 2,802 人とする。
(基準値、平成 26 年 2,502 人)



【大分国際車いすマラソン大会でのレースの様子】



【大分県スポーツ指導者協議会の講習会の様子】

(3) 具体的な取組

①障がい者のスポーツ機会の拡充

○子どもから高齢者まで、誰もが気軽に取り組めるユニバーサルスポーツの普及に努め、障がいのない者との交流機会の拡充と障がいに対する理解を促進します。

○県民すこやかスポーツ祭におけるユニバーサルスポーツの実施や総合型地域スポーツクラブを活用した障がい者のスポーツ機会の拡大に努めます。

- 障がいのある児童生徒に各種スポーツ情報を提供し、スポーツへの参加を促進します。
- ②障がい者のスポーツ環境の整備
 - 地域のスポーツ施設やスポーツ指導者に対する障がい者のニーズの把握に努めます。
 - 大分県障害者スポーツ指導者協議会等の関係スポーツ団体や関係機関と連携し、中級障がい者スポーツ指導員等の指導者やボランティアの養成と確保を図ります。
 - 校庭の芝生化整備など、特別支援学校の児童生徒がスポーツに親しめる環境づくりに努めます。
- ③障がい者スポーツの競技力向上
 - 大分県障がい者スポーツ大会の開催、全国障害者スポーツ大会への選手団の派遣を行います。また、大分県障がい者体育協会等と連携して、競技力向上の取組を支援するとともに、競技団体の活動を支援します。
- ④障がい者スポーツの優秀選手の支援
 - 2020年東京パラリンピックに日本代表として出場する可能性が高い県内在住の選手を支援します。



【ゆうあいスポーツ大会での陸上競技の様子】



【大分県障がい者スポーツ大会でのアーチェリー競技風景】



【佐伯スポーツフェスタでの卓球パレーの様子】

5 競技力向上対策の推進

(1) 現状と課題

オリンピック等の国際大会や国民体育大会等の日本トップレベルの大会で本県選手が活躍する姿は、多くの県民に夢と感動を与えるとともに、スポーツへの興味や関心を高め、郷土への誇りと県民の一体感を生み出すなど、活力ある健全な社会の形成にもつながるものです。

本県では、平成 20 年に開催した第 63 回国民体育大会“チャレンジ！おおいた国体”において、「手づくり選手の活躍による天皇杯の獲得」という高い目標を掲げ、「チーム大分」として一丸となって競技力向上対策に取り組みました。

その結果、都道府県別男女総合成績で優勝を果たすなど、本県の競技力向上に大きな成果を挙げました。

この成果を一過性のものとせず、安定した競技力を維持し続けることが重要です。平成 32 年には、東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定し、本県出身選手の活躍を期待する声や、競技力の向上に対する関心が一層高まってくることが予想されます。

今後は、国民体育大会等の全国大会はもとより、オリンピックなどの国際大会で活躍できる選手の育成強化に向けて、公益財団法人大分県体育協会をはじめ、市町村、競技団体、学校等と連携を図りながら組織の整備・充実、指導体制の充実・強化、選手の発掘・育成・強化、諸条件の整備の 4 つを柱に、中・長期的な視点に立った各種施策の推進が必要です。

表1 大分県のスポーツがより強く、もっと盛んになるための条件整備とは(複数回答・%)

項目	全体	性別		年齢						
		男性	女性	18-29歳	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代
充実したスポーツ施設の整備	49.9	48.5	51.3	67.6	58.1	54.0	47.6	46.0	45.9	38.3
優秀な指導者の育成	48.9	50.5	47.3	40.9	45.3	50.8	52.8	50.1	50.7	46.0
ジュニア期(子ども期)からの一貫指導体制	44.7	45.7	13.9	39.2	54.2	44.4	46.5	48.5	42.5	34.9
選手への財政的な支援活動	37.7	36.2	39.3	39.8	43.6	44.8	44.6	34.8	32.9	25.5
スポーツの医学的研究施設の充実	18.2	18.9	17.5	18.8	46.6	21.0	19.6	45.6	19.7	16.2
トップアスリートを育成するプログラムの開発	14.4	14.4	14.6	19.9	24.6	20.2	15.7	10.4	9.9	5.1
その他	2.3	2.5	2.1	1.1	1.3	2.8	4.2	2.2	2.7	0.9

※複数回答であるため、全体結果をもとに降順並び替え処理を実施している。

(2) 目標

組織の整備・充実、指導体制の充実・強化、選手の発掘・育成・強化、諸条件の整備などの取組を通して、国際大会や全国大会で活躍できるトップレベルの競技者を育成します。

○高校生の全国大会における上位入賞者数を、平成 32 年度までに 100 とする。
(基準値、平成 26 年度 93)

(3) 具体的な取組

①組織の整備・充実

○関係競技団体や学校体育団体の組織の活性化と体制強化を推進するとともに、選手の育成方法や指導方法について、年代や競技の枠を超えて連携できる体制を整備するなど「チーム大分」としての取組を推進します。

②指導体制の充実・強化

- 指導者の養成・確保と資質の向上を図るため、公益財団法人大分県体育協会や競技団体、学校体育団体等と連携し、各種研修会の充実と公認スポーツ指導者の資格取得を推進します。
- 中学校・高等学校の運動部活動は競技者養成の重要な基盤となるため、各競技の強化拠点となる学校には、継続的に高い指導力を有する指導者を配置するなど、優秀な指導者とその能力を最大限に発揮できるよう、指導者の適正配置に努めます。
- 本県手づくり選手をはじめ競技力の向上に寄与できる優秀な人材が、本県において指導者として活躍できるよう、関係機関等と連携し、その条件整備に努めます。

③選手の発掘・育成・強化

- 競技スポーツ人口の増加や次代を担う子どもたちがスポーツに親しむことができる機会の拡充を図るため、競技団体や各市町村、また、総合型クラブや企業等と連携し、スポーツ教室やトップアスリートと触れあうことのできる体験イベント等を開催するとともに、競技人口の少ない競技において、ジュニアスポーツクラブの設立を支援します。
- 各競技団体や学校体育団体等と連携し、各競技の特性や選手の発達段階にあわせて一貫した指導理念に基づく指導が展開されるよう、一貫指導体制の確立に向けた取組を推進します。
- 公益財団法人大分県体育協会と連携し、選手強化の拠点となる学校や企業、クラブチームなどを指定し、競技力向上に向けた取組を推進できる条件整備を図ります。また、国体候補選手による強化練習や強化合宿、県外遠征などの競技団体による選手強化事業を支援します。
- 素質のあるジュニア選手を早期に発掘できるよう、他県のタレント発掘事業の状況調査や国立スポーツ科学センター（JISS）等からの情報収集を通して、本県独自のトップアスリート発掘・育成システムを構築します。

④諸条件の整備

- 選手が能力を最大限に発揮できるよう、スポーツ情報やスポーツ医・科学について、各分野の専門家と連携し、動作解析や戦略分析などの技術面をはじめ、メンタル面、栄養面、体力面、健康管理面等、競技者を総合的にサポートできる体制づくりを推進します。また、各分野での研究の成果や活用方法を広く関係者へ周知します。
- 公益財団法人大分県体育協会や県薬剤師会等と連携し、ドーピング防止に関する研修会を開催するなど、ドーピング防止に関する啓発活動に取り組みます。
- 栄養や休養面については、家族の協力が重要となるため、選手の家族を対象とした栄養や休養に関する研修会を開催します。
- 優秀な本県出身選手が、大学卒業後県内企業に就職して、オリンピックや国民体育大会等を目指すことができるよう、公益財団法人日本オリンピック委員会や県内経済団体などと連携した取組を今後も継続し、就職支援体制の充実に努めます。



【国際大会で活躍する本県ジュニア選手】

活動の場づくり

1 総合型地域スポーツクラブの推進

(1) 現状と課題

住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境を整備することは、地域社会の再生において重要な意義を有するとともに、生涯を通じた住民のスポーツ参画の基盤となるものです。このような観点から、総合型クラブが地域スポーツの担い手としての重要な役割を果たしていけるよう、さらなる育成とその活動の充実を図ることが必要です。

現在、本県では、全市町村において合計 42 の総合型クラブが育成され、16,866 人の会員が地域の実情に応じた特色ある活動を展開しており、既に 13 クラブが NPO 法人格を取得しています。

今後、総合型クラブを県内全域に定着させるためには、未育成地域での創設に加え、人材の発掘、拠点施設の整備、財源の確保など、様々な課題を解決する取り組みが必要です。

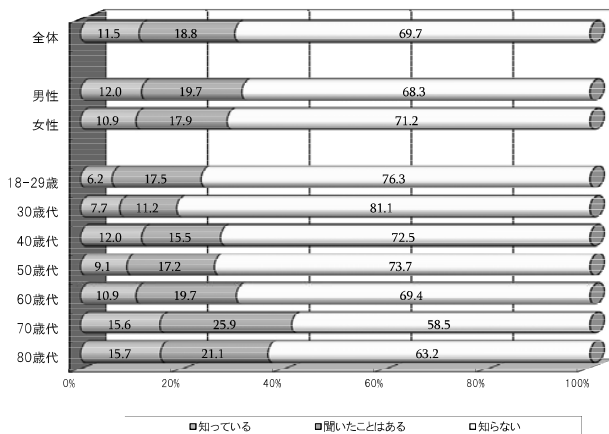


図1 総合型クラブの認知度(%)

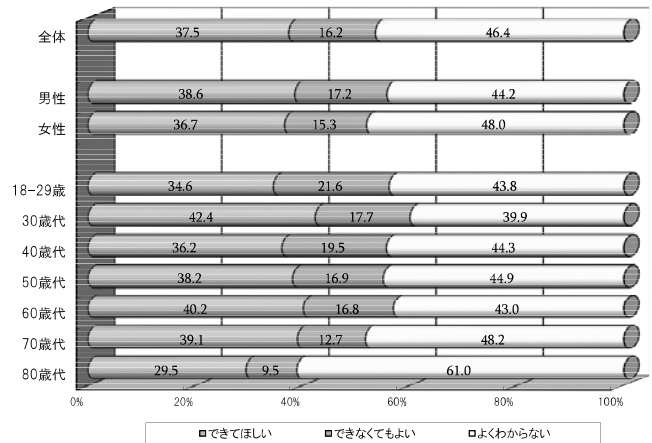


図2 総合型クラブの設立希望状況(%)

(2) 目標

総合型クラブの未育成地域における新規創設や、育成された総合型クラブの活動エリアの拡大に向けた市町村等の取り組みを支援し、総合型クラブの活動がスポーツを通じて「新しい公共」を担い、コミュニティの核として県内全域で展開されることをめざし、地域住民の日常的なスポーツ活動の場づくりを推進します。

○総合型クラブの会員数を、平成 32 年度までに 18,450 人とする。
(基準値：平成 26 年 16,090 人)

(3) 具体的な取組

- ①広域スポーツセンターの機能の充実
 - 総合型クラブの創設・育成支援
 - クラブマネージャーや指導者等の人材の育成と活用
 - スポーツ情報の収集と提供
 - スポーツ参加機会向上に向けたイベントの開催

- トップレベルの競技者の育成
- 広域スポーツセンターの機能を有する拠点クラブの育成
- 小中学校との連携を図るための支援
- 地域住民の多様なスポーツニーズに対応したプログラムの開発
- ②公共性の向上に向けた市町村の取組への支援
 - 市町村がスポーツ推進計画を策定・改訂する際、総合型クラブの育成を計画に位置づけるよう働きかけます。また、市町村が行う総合型クラブの育成や安定的な運営に向けた地域住民への普及・啓発研修会の開催、熱意と能力のある人材の発掘、イベントやスポーツ教室の実施委託などを支援します。
- ③総合型クラブおおいたネットワークとの連携
 - 総合型クラブの自立的運営及び経営を支援するため、総合型クラブおおいたネットワークに広域スポーツセンター機能の一部を移管するなど、一層の連携を推進します。
- ④拠点施設とクラブハウスの整備・充実
 - 総合型クラブの活動拠点となる地域の公共スポーツ施設の充実を支援するとともに、会員の交流の場となるクラブハウスの整備を促進します。なお、クラブハウスは新たに建設するほか、学校の余裕教室や既存の公共スポーツ施設の積極的な活用を促進します。
- ⑤組織の充実と整備・NPO法人格の取得
 - 総合型クラブに対し、組織の継続性、透明性を高め、地域のスポーツ振興という公益活動に一層貢献するため、特定非営利活動法人（NPO法人）等の法人格を取得することについて助言します。また、公共スポーツ施設や公民館等の管理業務を担う指定管理者等としての総合型クラブ活用について市町村等に働きかけます。



【大分県クラブマネジャー養成上級講習会】



【総合型クラブ体カアップDAY（本匠ホタツピクラブ）】



【第10回大分県総合型地域スポーツクラブ交流会】



【Nスポランドオープン（NPO法人七瀬の里Nクラブ）】

2 ライフステージに応じたスポーツイベントの充実

(1) 現状と課題

県内各地で開催されるスポーツイベントは、愛好者の日常的なスポーツ・レクリエーション活動の成果の発表の場、日頃スポーツに親しむことのない人がスポーツをはじめるきっかけとなる場、イベントの参加者相互や地域住民との交流の場などの機能を有しています。そのため、スポーツイベントの充実を図ることは、スポーツに親しむ県民の増加やイベントの開催を通じた地域の活性化にも寄与することが期待されます。

県では、広く県民を対象に大分県民体育大会や県民すこやかスポーツ祭、主に高齢者を対象に豊の国ねりんピック、障がい者を対象に大分県障がい者スポーツ大会を開催するなど、県民一人ひとりがそれぞれのライフステージに応じて主体的に参加できるイベントを開催しています。また、市町村でも校区対抗のマラソン大会や体育祭など、地域住民を対象に各種のスポーツイベントが開催されています。

イベントごとに、参加対象者や募集人数等は異なるものの、県民体育大会は市町村合併の影響等で参加者数が一旦減少後、横ばいを続けています。また、県民すこやかスポーツ祭では参加者の年齢層の偏りが課題となっています。

そのため、さらに多くの県民が参加できるよう、スポーツイベントの実施方法や効果的な広報活動などについて検討するとともに、内容等の充実を図る必要があります。



【県民すこやかスポーツ祭（すこやか3B3世代 in 大分）】



【大分県民体育大会でのゴルフ競技の様子】



【豊の国ねりんピックでのバレーボール競技の様子】



【大分県障がい者スポーツ大会のゲートボール競技】

(2) 目 標

実施方法の工夫・改善や効果的な広報活動の確立、また、環境に配慮したイベントの開催や文化イベントの同時開催など、スポーツイベントの充実と質の向上に努め、スポーツに親しむ県民の増加や地域の活性化に寄与できる活動の場づくりを推進します。

(3) 具体的な取組

① 少年期のスポーツイベントの充実

○学校体育団体、総合型クラブ、スポーツ少年団、競技団体等との連携を図り、多様なスポーツに触れる機会の構築に努めます。

○県民すこやかスポーツ祭では、子どもが気軽にスポーツを体験できるよう内容の検討を行い、少年期におけるスポーツ参加機会の充実を図ります。



【スポーツ少年団ジュニア・リーダースクールのレクリエーション】

② 青・壮年期のスポーツイベントの充実

○地域のアスリートが、日頃の練習の成果を発揮する場となる大分県民体育大会では、県内最大のスポーツイベントとして地域のスポーツ推進に貢献できるよう、地域の実情を見ながら開催の方法や選手の参加資格等の検討を行い、大会の充実・活性化に努めます。また、トップアスリートによるスポーツ教室の同時開催などにより、ジュニア選手の意識高揚につながるよう内容の充実を図ります。

○県民すこやかスポーツ祭では、幅広い県民が地域で気軽にスポーツに親しむことができるよう関係団体等と連携を図り、大会数と種目数の拡大に努めます。

③ 高齢期・障がい者のスポーツイベント

○スポーツと文化の祭典「豊の国ねんりんピック」では、高齢者を中心とする県民の健康と生きがいの高揚を図るとともに、地域及び世代間交流を通じてふれあいと活力ある長寿社会づくりを推進します。

○大分県障がい者スポーツ大会の開催や障がい者スポーツ団体の支援を通して、障がい者スポーツの普及と障がい者の社会参加を促進します。

3 地域の特性を活かした活動の場の充実

(1) 現状と課題

自然等の地域の特性を活かしたスポーツ活動の場の充実を図ることは、県民の多様化するスポーツニーズへの対応や交流の場を創出し、スポーツを通して地域の活性化に寄与する上で、大きな意義を有しています。

本県は、県土の約 7 割が森林で占められ、県面積の約 3 割が自然公園に指定されています。山あり海あり川ありの多様で豊かな自然は、国内でも有数のアウトドアスポーツのフィールドであり、本県の貴重なスポーツ資源です。

今後は、市町村等と連携し、施設・設備の整備をはじめ、スポーツと観光とを合わせたプログラムを開発するなど、地域の特性を活かした活動の場として質の向上に取り組むとともに、県内の豊かなスポーツ資源が多くの人々に利用されるよう、広報活動の充実を図ることが必要です。

(2) 目 標

市町村と連携し、地域の潜在的なスポーツ資源の発掘と関連設備の整備、また、観光資源等と組み合わせたスポーツツーリズム^{※1}を推進するとともに、刊行物の作成やインターネット等を活用した情報提供を積極的に行い、広く県内外から多くの人々が集い、活動し、交流できる場づくりを推進します。

※1 スポーツイベントへの参加・観戦、スポーツ関係施設の訪問などを目的とした滞在型の余暇活動

(3) 具体的な取組

①豊かな自然を活かしたスポーツ活動の場の整備

○海・山・川などの豊かな自然を活かしたマリンスポーツやスカイスポーツ等のアウトドアスポーツ施設、また、シャワー・トイレ・駐車場などの関連設備の整備を市町村等に働きかけます。

②身近で取り組めるスポーツ活動の場の整備

○大分川河川敷の県民トリムコースや大分スポーツ公園など県が整備を行う河川、道路、公園の遊歩道等において、気軽にウォーキングやジョギングをしたり、自然の中で遊んだりできるよう、身近なスポーツ環境の整備に努めます。また、公園や河川敷などを活用した身近なスポーツ活動の場の整備を市町村に働きかけます。

③天然・自然環境を活用したスポーツプログラムの開発とその情報提供

○本県の誇る天然・自然を活用した『九州オルレ』や、『国東半島峯道ロングトレイル』に代表されるスポーツプログラムの開発に総合スポーツクラブ等と連携して取り組みます。また、それらのプログラムが県民の健康・体力づくり等に活用されるよう様々な方法で積極的に情報提供を行います。



【九州オルレ奥豊後コース】

4 学校スポーツ施設の充実と有効活用

(1) 現状と課題

学校体育施設は、地域の最も身近なスポーツ施設であるとともに、住民の交流を生むコミュニティースペースとして重要な役割を担っています。

学校には、スポーツ施設・設備はもとより、指導者、プログラム、図書・資料等のスポーツ資源が集積されています。しかし、学校の施設は学校教育活動に使うことを主な目的として整備されているため、地域のスポーツ資源として有効に活用されるよう、余裕教室を活用したクラブハウスの整備やユニバーサルデザイン^{*1}化など、誰もが活用しやすい施設として一層の整備・充実が必要です。

また、本県の平成 26 年度の学校体育施設は、小中学校ではほぼ 100%、県立学校（平成 26 年度から特別支援学校を含む）は 22.6%が地域住民に開放されています。

しかし、小中学校については、特定のスポーツ団体による利用が大部分で、新規団体の利用が困難な状況となっています。また、高等学校では、部活動での使用頻度が小中学校に比べ高いこと、生徒の通学範囲が広域であるため生徒の保護者等が気軽に利用しにくいこと、開放施設や利用方法などの情報が住民へ十分に提供されていないこと等が開放の進まない原因として考えられます。

今後は、市町村教育委員会や当該地域と連携し、ハード・ソフトの両面にわたる学校スポーツ資源の充実を図り、地域に根ざしたスポーツ活動の場として、有効な活用を図る必要があります。

※1 年齢や性別、身体的能力、国籍や文化など、人々の様々な特性や違いを超えて、最初からすべての人が利用しやすく、そして、すべての人に配慮したまちづくりやものづくり、仕組みづくりを行うという考え方。

(2) 目 標

学校が地域のスポーツ資源として有効に活用されるよう、体育施設の整備・充実の図るとともに、県立学校体育施設の地域住民への開放を促進することで地域住民が日常的にスポーツに取り組み、交流できる場づくりを推進します。

(3) 具体的な取組

①学校体育施設・設備の整備・充実

○県や市町村の財政事情を考慮しながら、国の交付金や補助金等を有効に活用し、学校体育施設の整備・充実に努めます。また、既存体育施設の改修や新規に体育館などのスポーツ施設を建設する場合は、ユニバーサルデザイン等に配慮するなど、誰もが利用しやすい施設とします。

②学校体育施設開放事業の推進

○開放校では、利用者割当などの運用方法の見直しや地域住民への積極的な情報提供、また、未開放校への協力要請を行い、開放校・施設の増加を図るなど、学校体育施設の地域での共同利用を促進します。

システムづくり

1 「みる」「ささえる」スポーツイベントの推進

(1) 現状と課題

大規模スポーツイベントの開催は、県民のスポーツへの関心を高め、スポーツの魅力を広げるとともに、競技力の向上や地域の活性化にも寄与するものです。

本県では、2002 FIFA ワールドカップや、平成 20 年のチャレンジ！おおいた国体・おおいた大会をはじめ、平成 25 年の北部九州総体などの大規模スポーツイベントを開催してきました。

このような、大規模スポーツイベントの開催には、競技会場の整備や競技運営に必要な財源の確保、また、関係市町村、競技団体、民間企業、報道機関等との協力体制の確立など、周到で長期的な準備が不可欠です。

そのため、これまでの大会の開催ノウハウ等を活かし、大規模大会の企画・計画・運営等を行うシステムを構築し、関係市町村や関係競技団体等と一体となった取組が必要です。

(2) 目 標

県民のスポーツに対する興味・関心を高めるとともに、競技力の向上やスポーツを通じた地域の活性化に寄与できるよう、企画・計画・運営等を行うシステムを構築し、大規模スポーツイベントを計画的に誘致・開催します。

- スポーツ合宿の実施件数を、平成 32 年までに 1,500 件とする。
(基準値：平成 26 年 1,165 件)

(3) 具体的な取組

- ①ラグビーワールドカップ 2019 の開催とレガシー^{*1}の創造
 - 大会の開催準備を着実に進めます。また、大会後のレガシー創造に向け、ラグビー文化の定着や地域活性化などに取り組みます。
- ②国際大会や全国トップレベル大会の誘致
 - 東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプや、様々な国際大会・全国トップレベルの大会の誘致に取り組みます。
- ③日本代表等のナショナルチームのキャンプ誘致
 - 日本代表をはじめとするナショナルチームのキャンプ誘致に取り組むとともに、国内の企業・大学等の合宿や練習会の誘致に取り組みます。
- ④子どもたちの観戦促進
 - 子どもたちがトップアスリートの卓越したパフォーマンスを身近に観戦できるよう、キャンプや試合を行う関係団体等へ働きかけます。
- ⑤スポーツイベントの活用の推進
 - キャンプや大会の誘致に際し、地域住民との交流機会の創出を推進し、交流イベント等を通じて県民がスポーツに親しむ機会を創出します。

⑥スポーツツーリズムの推進

○県内へ合宿や練習会を誘致するため、会場・宿舎の紹介や開催支援等を行うスポーツマッチングシステムを整備します。

※1 大会開催によって生み出される長期にわたるプラス面の影響



【第 12 回東アジアハンドボールクラブ選手権】



【ポルトガル陸上代表チーム大分キャンプでの陸上教室】



【タグラグビー指導者の小学校訪問】



【第 64 回別府大分毎日マラソン大会】

2 スポーツボランティア活動の推進

(1) 現状と課題

県民がスポーツボランティアとして活動することは、個人のスポーツへの興味・関心を高めるとともに、生きがいきくりや職種、世代を超えた交流の輪の拡大にもつながることが期待されます。

チャレンジ！おおいた国体・おおいた大会では、会場案内や選手の誘導など、約 15,000 人のボランティアが大会運営を支えてくれました。

また、プロのサッカーやバスケットボールのゲームでも多くのボランティアが活躍しており、現在では、大会を円滑に運営する上で、ボランティアは必要不可欠な存在となっています。

平成 25 年度のスポーツ実態調査では、過去 1 年間にスポーツボランティア活動を行った人は、成人の 8.5%で、前回調査（平成 19 年度）の 14.2%から大きく後退しています。また、今後のボランティア活動への実施意向は「行ってみたい」「機会があれば行ってみたい」を合わせると 53.2%で、この数字も前回調査の 61.8%を下回っています。

この結果から、2002 FIFA ワールドカップ、チャレンジ！おおいた国体・チャレンジ！おおいた大会により高まったスポーツボランティアへの意識は、徐々に低下していることがわかりました。今後、本県で開催するラグビーワールドカップや、東京オリンピック・パラリンピックのキャンプ誘致に向け、改めてスポーツボランティアの普及・啓発活動が必要です。

そのうえで、活動意欲はあるものの、具体的な活動内容や登録方法が分からない、活動の機会に恵まれない、ボランティアと団体のマッチング等の諸課題の解決に向けた取組が必要です。

(2) 目 標

一人でも多くの県民がスポーツボランティア活動に参加できるよう、競技団体や社会福祉協議会等と連携し、希望者の登録や活動機会の提供、また、スポーツボランティア研修会の開催等を行うシステムを構築します。

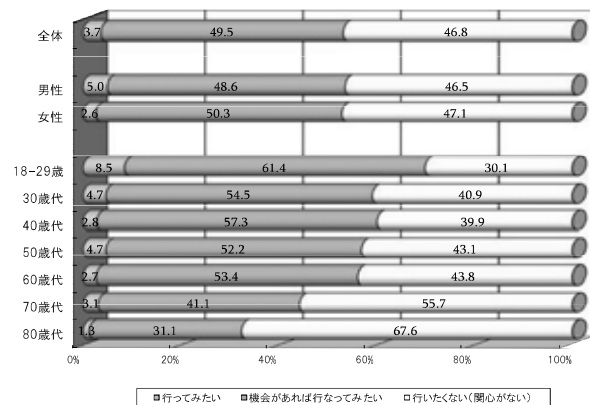
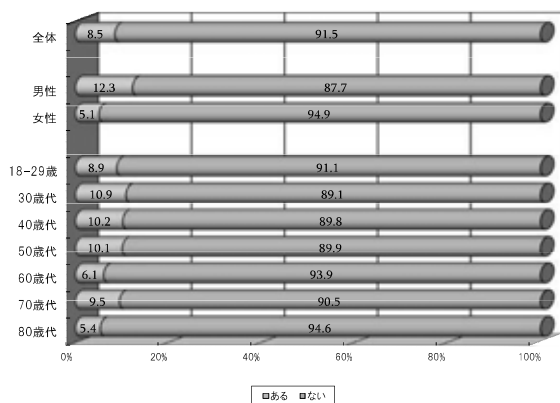


図1 スポーツにかかわるボランティア参加の状況(%)

図2 今後のスポーツにかかわるボランティア参加意向(%)

(3) 具体的な取組

① スポーツボランティアの啓発

〇県や市町村のホームページを活用して、スポーツボランティアの活動内容や参加者の体験談等を積極的に紹介することにより、ボランティア未経験者への動機づけや意識

啓発を図ります。

○スポーツボランティアとしての功績を称える顕彰制度の整備について検討します。

②スポーツボランティアの発掘と育成

○スポーツボランティアに関する知識のない方や、関心はあるが経験のない方等を主なターゲットとして、スポーツボランティアの意義、活動内容やホスピタリティなどを学べる初心者向けの研修会や、スポーツ少年団や総合型クラブ、学校体育団体関係者を対象にした児童・生徒向けの研修会の開催を検討します。

○スポーツボランティア活動を効果的、効率的に推進するため、スポーツ関係団体におけるスポーツボランティアへのニーズの把握に努めます。

③スポーツボランティアの活用

○スポーツボランティア活動の推進に向け、現在、イベントの主催者やクラブの運営者が保有しているボランティアの情報を一元的に管理するための組織の構築に向けスポーツ関係団体と協議を行います。



【北部九州総体の高校生活動（総合案内所）】



【北部九州総体の高校生活動（陸上競技表彰）】



【大分国際車いすマラソン大会でのボランティア風景】



【大分トリニータホームゲームでのボランティアの活動】

3 スポーツ情報の収集と提供

(1) 現状と課題

県民の多様なスポーツニーズに応えるためには、より多くの情報を収集するとともに、利用者にとってわかりやすい方法で提供できる情報提供システムの整備が必要です。

県は、教育委員会のホームページ（体育・スポーツ）において、学校体育、地域スポーツの推進、競技力向上対策の推進などの情報を提供しています。また、市町村においては、スポーツ施設の予約状況が一目で分かり、施設に行かなくてもインターネットにより簡単に予約できるシステムを導入したり、広報誌を活用してイベントの開催予定を掲載するなど、スポーツ情報の内容や提供方法は、県や市町村によって様々です。

また、ホームページを活用して情報を提供するには、情報の定期的な更新や質の高い最新の情報を収集する必要があります。

一方、スポーツ実態調査では、県民がスポーツ情報として期待する内容や入手方法は、年齢や性別によって多様であり、中でも18歳～29歳、30歳代の大半がソーシャルネットワークサービス（以下、SNSという。）を利用して知人や友人からスポーツ情報を入手していることがわかりました。

そのため、県民のニーズや入手方法を踏まえたスポーツ情報の収集と提供を行うとともに県内全域の各種スポーツ情報が簡単に入手できるよう、報道機関との連携やSNSなどの多様な媒体を活用し市町村、スポーツ関係団体や民間企業等と連携したスポーツ情報提供システムの構築が必要です。

表1 県民が期待している運動・スポーツに関する情報 成人（複数回答・%）

項目	全体	性別		年齢							
		男性	女性	18-29歳	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	
健康・体づくりなどの情報	47.0	44.5	49.4	29.8	34.6	40.0	45.6	57.5	53.8	53.9	
新しいスポーツ、気軽にできるスポーツなどの情報	26.0	19.8	31.9	35.4	33.9	29.2	27.9	26.1	23.8	10.6	
スポーツ施設の案内	21.6	19.9	23.4	29.4	36.3	32.0	24.4	19.8	13.6	3.6	
各種スポーツ教室の案内	20.6	15.8	25.3	19.7	35.5	30.0	24.8	21.5	11.4	5.5	
スポーツ行事・イベントの情報	19.6	24.7	14.9	31.5	29.5	20.5	25.8	16.6	12.3	9.4	
参加できるスポーツ競技会の情報	15.0	16.7	13.6	21.5	21.8	14.8	17.8	10.9	14.7	8.3	
スポーツに関する医学的・科学的な情報	14.0	13.0	15.0	10.7	14.1	18.8	16.4	12.5	13.6	12.2	
クラブ同好会などの活動案内	13.2	13.3	13.2	21.9	17.5	12.8	14.6	16.0	8.4	4.7	
各種スポーツ指導者の紹介	5.1	4.4	5.6	2.2	9.4	6.4	7.3	5.7	3.0	1.2	
その他	4.1	4.8	3.4	2.2	4.3	5.6	3.5	1.9	5.7	5.1	

※複数回答であるため、全体結果をもとに降順並び替え処理を実施している。

表2 運動・スポーツ情報の入手方法 成人（1位と2位）

	1位項目		2位項目	
	全体	市町村の広報	知人や友人から	
%		37.5	36.1	
性別	男性	新聞・雑誌	知人や友人から	
	%		39.2	34.3
女性	市町村の広報	知人や友人から		
	%		43.7	37.6
18-29歳	知人や友人から	インターネット		
	%		49.4	32.8
30代	知人や友人から	市町村の広報		
	%		45.3	40.0
40代	市町村の広報	知人や友人から		
	%		37.5	36.3
50代	新聞・雑誌	知人や友人から		
	%		40.1	38.2
60代	市町村の広報	新聞・雑誌		
	%		42.7	38.7
70代	市町村の広報	新聞・雑誌		
	%		40.5	34.7
80代	テレビ・ラジオ	新聞・雑誌		
	%		41.0	34.6

(2) 目 標

県民が興味・関心を持ち、スポーツ活動に主体的に取り組めるよう、効果的な情報提供を行うシステムを構築し、ホームページや広報誌等の充実と情報の共有化、ネットワーク化をめざします。

(3) 具体的な取組

①スポーツ情報提供システムの構築

○市町村、スポーツ関係団体、民間企業、報道各社等で組織する「スポーツ情報提供システム検討委員会（仮称）」を設置し、県民のニーズに対応したスポーツ情報提供システムを構築します。

②報道機関と連携した情報提供の充実

○県民のニーズに対応した最新のスポーツ情報の収集に努めるとともに、報道機関と連携し、新聞やテレビ、ラジオ、ケーブルテレビ、広報誌やSNSなど、多様な媒体を活用した情報提供を行います。



【公益財団法人大分県体育協会のホームページ】

4 プロスポーツ・企業スポーツの推進

(1) 現状と課題

本県では、プロスポーツ・企業スポーツについて、多くのチームが日本のトップレベルのリーグに所属し、各チームのホームゲームの開催により、トップレベルの競技観戦が身近なものとなり、「みるスポーツ」という新しいスポーツ文化の定着をはじめ、地元チームの活躍が地域を元気にし、地域がチームを支えるという相互関係ができています。

また、各種大会で活躍している社会人の競技者やチームは、それぞれの競技を牽引する中心的な役割を担っており、本県の競技力向上においても、大きな戦力となっています。さらに、プロ・企業スポーツチームが、学校、地域、スポーツ少年団、総合型クラブ等と交流する地域貢献活動は、子どもたちに夢を与えるとともに、各チームにとっても地域との絆を深める意義ある取組となっています。

しかし、プロ・企業スポーツチームと学校や地域をつなぐ取組はまだ十分とは言えず、観戦者は低位に推移している状況にあります。

(2) 目 標

プロ・企業スポーツチームと学校や地域をつなぐシステムの構築など、各チームが地域と協働できる環境整備を行い、地域がチームを支える機運を醸成し、「みるスポーツ」の定着を図るとともに、スポーツ教室の開催など企業が行う地域貢献活動を推進します。

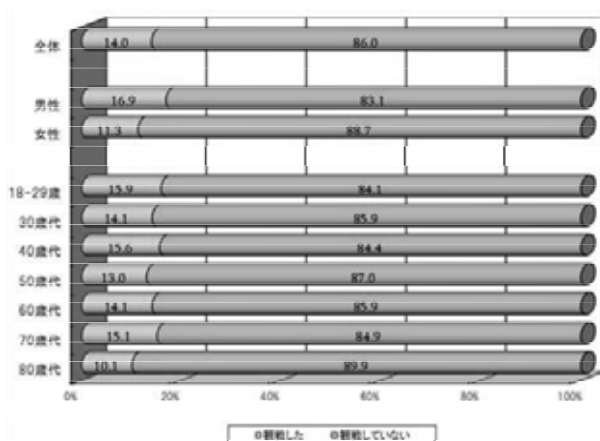


図1 スポーツチームの試合観戦状況(%)

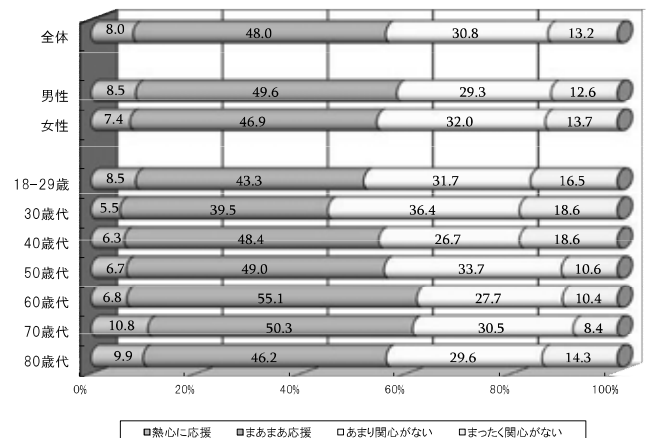


図2 スポーツチームに対する応援度(%)

(3) 具体的な取組

① トップスポーツの推進

- 地域貢献活動を行うプロ・企業スポーツチームに対して、関係機関と連携・協力し、試合会場となるスポーツ施設の使用料の減免や優先使用等の支援を行い、トップスポーツを推進します。
- スポーツボランティアに関する事業を通じ、チーム運営を支えるボランティアの確保等の支援を行います。

② 県民のトップスポーツの観戦の推進

- トップスポーツの試合誘致に積極的に取り組み、県民に様々なスポーツの観戦機会を提供するとともに、県内チームの試合日程等の広報や県民デーの開催等により観戦者

の拡大を図ります。

③競技力向上に向けた企業との連携・協力

○県・企業・競技団体が情報交換を行うなど、連携・協力体制の構築を図り、雇用等の受け皿対策も含めた競技力向上の取組を働きかけます。

④地域貢献活動の推進

○県民との交流やスポーツの楽しさや喜びを体験するイベントの開催、子どもたちへの普及活動など、プロ・企業スポーツチームが行う地域貢献活動を推進します。



【大分三好ヴァイセアドラー選手による小学校訪問】



【大分トリニータ選手による小学校訪問の様子】



【Fリーグ 2015/2016 パサジィ大分対ヴォスクオーレ
仙台（写真提供 (株)大分スポーツプロジェクト）】



【2014/2015 Vチャレンジリーグ 大分三好ヴァイセ
アドラー（写真提供 大分三好ヴァイセアドラー）】

5 スポーツに関する顕彰制度の充実

(1) 現状と課題

国際大会や全国大会等で活躍する本県のアスリートの姿は、県民に希望と感動、特に子どもたちに夢と希望を与え、郷土を誇りに思う心を醸成します。これらの功績を称えるため、県賞詞などの制度を活用して、県民に広く発信しています。

(2) 目 標

国際大会等で活躍したアスリートやその指導者、またアスリートを輩出した企業等の功績を称えるとともに、県民の多様なスポーツ活動を支える個人や団体等、県民のスポーツ活動の励みとなる顕彰制度の充実に努めます。

(3) 具体的な取組

① 顕彰制度の充実

○国際大会等で特に優秀な成績を収めたアスリートやその指導者の功績を称えるとともに、県民の多様なスポーツ活動の励みとなるよう、スポーツボランティアや障がい者スポーツの推進等に貢献する個人、団体の顕彰制度の充実に努めます。また、スポーツに関する顕彰制度の整備を市町村に働きかけます。



【和歌山国体優勝者への県賞詞授与式での風景】



【公益財団法人大分県体育協会表彰】

基 盤 づ く り

1 行政組織の連携とスポーツ関係団体の充実

(1) 現状と課題

社会状況の変化や多様化する県民のスポーツニーズに対応するには、体育・スポーツの推進に係る行政組織間の連携、また、健康・体力づくりや競技力の向上などに取り組むスポーツ関係団体の充実が不可欠です。

県は、平成 27 年 10 月に行財政運営の長期的、総合的な指針となる「安心・活力・発展プラン 2015」を策定しました。それを受け、県の関係部局は部門別の実施計画を策定し、高齢者の健康・体力づくりの推進、スポーツを通じた障がい者の社会参加の促進、子どもの体力向上の推進やトップレベルの競技者の育成など、各種施策を推進しています。

今後も、本県の体育・スポーツの推進施策を効果的・効率的に展開するため、関係部局の役割を明確にし、それぞれの特性を活かした横断的な連携・協力を図るとともに、競技力の向上や地域スポーツの推進など、本県スポーツ推進の一翼を担うスポーツ関係団体の一層の充実が必要です。

(2) 目 標

スポーツ推進に係る行政組織間の連携を強化し、横断的なスポーツ推進体制を整備するとともに、健康・体力づくりや競技力の向上などに取り組むスポーツ関係団体の充実を図り、県民の豊かなスポーツライフを支援します。

(3) 具体的な取組

①横断的なスポーツ推進体制の整備

○県民の健康・体力づくりやスポーツの推進に係る行政組織の連携・協力を一層推進するため、定期的な情報交換や会議の開催等を通して、それぞれの役割分担を踏まえた横断的なスポーツ推進体制を整備します。

②スポーツ関係団体の整備・充実

○スポーツ関係団体と連携し、県民のスポーツ活動の一層の推進に努めます。

ア 公益財団法人大分県体育協会

県内を統括する各種アマチュア競技団体、地域スポーツ団体、学校体育団体で組織され、「競技力の向上」「スポーツ医・科学の研究」「スポーツ少年団の育成」「地域スポーツの振興」「総合型地域スポーツクラブの育成」など、広範にわたって事業を展開している本県スポーツ振興の中核を担う団体です。そのため、各種事業の推進や事業成果の把握等を円滑に行うことのできる体制の整備・充実を、市町村や関係団体と連携して支援します。

イ 大分県障がい者体育協会

障がい者スポーツの普及・振興を担う大分県障がい者体育協会に対して、関係競技団体等と連携のもと、指導者の養成や競技会の運営を支援します。

ウ 大分県スポーツ推進委員協議会

大分県スポーツ推進委員協議会は、スポーツ基本法に基づき、市町村教育委員会が委嘱するスポーツ推進委員等で組織された地域スポーツ推進の中核団体です。これまでの役割に加え、地域住民と行政とを結ぶコーディネーターとしての役割が期

待されています。そのため、研究大会等の開催を通してスポーツ推進委員の資質の向上と活動の活性化を図ります。

エ 学校体育団体

大分県中学校体育連盟、大分県高等学校体育連盟、大分県高等学校野球連盟は、学校における体育・スポーツの振興・発展を通して、生徒の心身の健全な育成と各競技種目の競技力向上に取り組んでいます。今後も運動部活動を中心とした生徒のスポーツ環境の整備・充実を図るとともに、生涯にわたってスポーツに親しむ人づくりの基礎を培う観点から、総合型クラブと有機的に連携し、相互の機能の充実を図ります。

オ 大分県生涯スポーツ協会

県レクリエーション協会やニュースポーツ※¹を中心とした種目団体が加盟する団体で、「県民すこやかスポーツ祭」の主管団体として活動しています。今後も同大会の充実・発展に寄与するとともに、多様化する県民のスポーツニーズを踏まえ、学校・地域のスポーツクラブ等を訪問し、実技指導を行います。また、将来的には組織の自立をめざし、関係スポーツ団体の新規加盟の促進等による組織の拡大・強化を図ります。

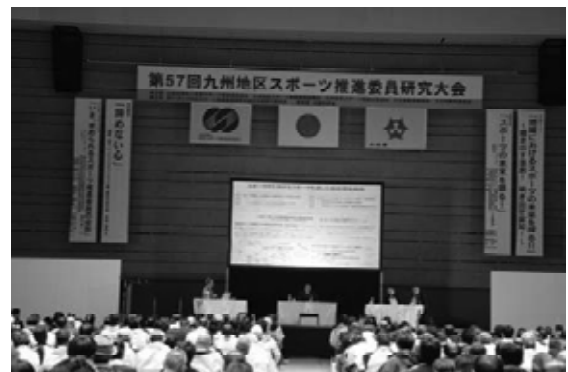
③研究機関・医療機関・大学との連携

- スポーツ医・科学の研究成果を、競技力向上対策、スポーツの安全対策、子どもたちの発育・発達に及ぼす効果、疾病の予防対策などに活用するため、大学や学会等の研究機関・団体、また、県成人病検診センター等の医療機関との積極的な連携を図ります。

※1 年齢や体力に左右されず、だれもが気軽に楽しめるとともに、ルールに弾力性があるなどの特徴を持ち、近年になって我が国で考案され、あるいは諸外国から導入された比較的新しいスポーツ種目の総称



【公益財団法人大分県体育協会の評議員会の様子】



【第 57 回九州地区スポーツ推進委員研究大会】

2 スポーツ施設の整備・充実と支援体制の整備

(1) 現状と課題

スポーツ施設の整備・充実と県民のスポーツ活動を支える支援体制の整備は、本県スポーツ推進の基盤として極めて重要です。

本県では、“チャレンジ！おおいた国体”と“チャレンジ！おおいた大会”の開催にあわせ、県と市町村の役割分担のもと、県内各地にスポーツ施設が整備されました。両大会終了後も、大分スポーツ公園や県立総合体育館等の県立スポーツ施設は、国際大会や国内トップレベルの大会が開催できる本県の中核スポーツ施設として、大きな期待が寄せられています。

そのため、新たに整備する屋内スポーツ施設や大分銀行ドームをはじめとする県立スポーツ施設は、中核スポーツ施設としての機能を維持できるよう効率的な管理・運営を行う必要があります。

また、トレーニング方法の医・科学的な調査・研究や、各種スポーツ指導者の養成などを行う各種センターの設置など、県民のスポーツ活動を支援する体制についても検討する必要があります。

(2) 目 標

県立スポーツ施設の計画的な整備・充実を図るとともに、大分スポーツ公園を本県のスポーツ拠点施設として整備します。また、県民のスポーツ活動を支える支援体制の整備とあわせて、本県スポーツ振興の基盤づくりを推進します。

○人口 1 万人当たり公認スポーツ指導者登録数を、平成 32 年までに 16.3 人とする。
(基準値、平成 26 年 14.5 人)

(3) 具体的な取組

① 県立スポーツ施設の整備・充実

○県立スポーツ施設が、国内トップレベルの競技会場として、また、県民の日常的なスポーツ活動の場として、幅広く活用されるよう、施設・設備の整備・充実を図ります。
また、指定管理者と連携し、利用者のニーズへの対応や、施設内でのマナー向上などに努め、誰もが快適に利用できる施設をめざします。

② 屋内スポーツ環境の充実

○武道拠点の建築を求める県民ニーズや、県立総合体育館の中核施設としての機能低下に対応し、武道をはじめとする屋内競技の全国規模の大会を開催可能な屋内スポーツ施設の整備に向け競技団体等と連携して取り組むとともに、効果的な管理・運営を行うことで屋内スポーツ環境の充実を図ります。

③ 支援体制の整備

○県民のスポーツ活動の支援体制の整備に向け、スポーツドクターや競技団体の代表等で組織する「支援体制検討委員会（仮称）」を設置し、次に示す各センター機能の在り方について、調査・研究を行います。

ア スポーツトレーニングセンター機能

・初心者からトップレベル競技者まで幅広い県民を対象とするトレーニング拠点

イ スポーツ医・科学センター機能

・トップレベルの競技者の育成・強化に必要な医・科学的分析やプログラムの開発
スポーツ外傷・障害の予防対策、子どもの発達面におけるスポーツの効果、

高齢者に適したスポーツ等の調査・研究とその成果の普及、医療機関と連携した健康相談や運動指導の実施

ウ スポーツ情報センター機能

- ・ インターネット等を活用した幅広いスポーツ情報の収集と提供
- ・ 国立スポーツ科学センター (JISS) や各都道府県、県内市町村等とのネットワーク化
- ・ スポーツ医・科学等の研究成果の発信

エ スポーツアカデミーセンター機能

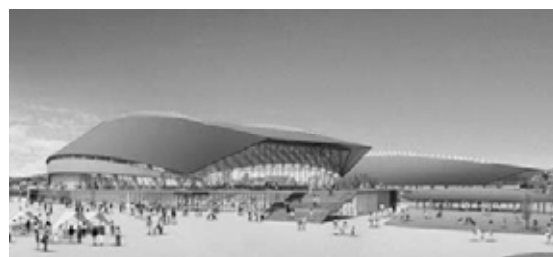
- ・ 教員、競技団体関係者、スポーツ指導者等を対象とした研修の実施
- ・ 指導方法やメンタルトレーニング等の調査・研究

オ 広域スポーツセンター機能

- ・ 総合型地域スポーツクラブの創設・育成の支援、クラブ間のネットワークづくりの推進



【屋外スポーツの中核施設 (大分銀行ドーム)】



【屋内スポーツの中核施設 (新施完成イメージ)】



【大分県スポーツ指導者研修会】



【大分スポーツ公園内テニスコート】

3 スポーツ推進のための財政基盤の確立

(1) 現状と課題

スポーツ施設の整備・充実をはじめ、競技力向上対策事業の推進、大規模スポーツイベントの開催など、本計画に掲げる各種施策を推進するには、独自の財源確保をはじめとする財政基盤の確立が不可欠です。

県では、会場使用料など、個人がスポーツを行うための直接的な経費については、受益者負担を原則としていますが、その活動が社会的な意義を有し、社会的な利益を生み出すものについては、予算措置以外にも国やスポーツ振興くじ（toto）の補助金を活用するなど、多様な財源確保に取り組んでいます。

また、平成 25 年度全国高等学校総合体育大会では、大会の周知と開催機運の醸成を図るとともに、円滑な開催に資するため、幅広い協力を得て「2013 北部九州総体 O I T A 募金」、「2013 北部九州総体 O I T A 企業協賛」を実施することができました。日本経済の低迷、県予算の厳しい財政事情など、不安定な社会状況が続く中、本計画に掲げる施策を長期的・安定的に推進するには、県と市町村がそれぞれの役割を踏まえ、所要の財政上の措置を講じていく必要があります。

(2) 目 標

本県スポーツの推進に不可欠な財政基盤を確立し、限られた財源を適切かつ有効に活用します。

(3) 具体的な取組

①協賛企業とのパートナーシップの創出

○協賛企業とのパートナーシップの創出に取り組むとともに、スポーツ振興のためのサポーター制度等、新たな支援システムの必要性等について検討します。

②財源確保に向けた具体的な取組の検討

○市町村や競技団体等と連携・協力のもと、収益金の使途や目的を明確にした自動販売機の設置などの具体的な取組について検討するとともに、各種メディアを通して県民の理解と協力を求めます。

③助成事業等の積極的な活用

○スポーツ振興くじ（toto）の助成事業をはじめ、スポーツ振興財団が行う各種支援事業等の情報収集を行うとともに、その情報を関係機関やスポーツ関係団体へ提供し、積極的な活用を推進します。

④効果的な施策の実施と市町村の取組の促進

○限られた予算を最大限有効に活用するため、施策の選択と集中を行うとともに、コスト削減に取り組み、効果的な施策の実施を図ります。また、県と市町村の役割分担のもと、スポーツ振興のための財政基盤の確立に向けた市町村の取組を促進します。



【toto 助成を受けている大分県民体育大会の開会式】



【toto 助成を受けている体カアップDAY】

報告第一号

平成二十八年第一回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則（昭和三十五年大分県教育委員会規則第五号）第三条第一項の規定に基づき、別紙のとおり臨時に代理し処分したので、同条第二項の規定により報告する。

平成二十八年三月一日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

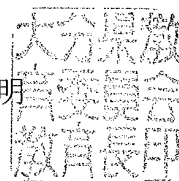
教委教改第2088号

平成28年2月23日

大分県知事 広瀬 勝貞 殿

大分県教育委員会

教育長 工藤 利明



議案に対する教育委員会の意見について (回答)

平成28年2月23日付け財第520号で照会のあった上記のことについて、下記のとおり回答します。

記

原案のとおり提出することに異議ありません。

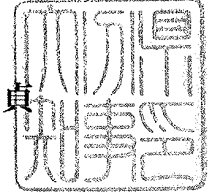


財 第 5 2 0 号
平成 2 8 年 2 月 2 3 日

大分県教育委員会

教育長 工 藤 利 明 殿

大分県知事 広 瀬 勝 貞



議案に対する教育委員会の意見について（照会）

下記のとおり県議会に議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により貴委員会の意見を求めます。

記

1 議 案 名

（議 案）

訴えの提起について（専決報告）

2 議案提出県議会

平成 2 8 年 第 1 回 定 例 県 議 会

第一号報告

訴えの提起について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第三項の規定により報告し、承認を求める。

平成二十八年二月二十四日提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 当 事 者 控 訴 人 大分県

被控訴人 大分市牧三十日十五番三号

秦 聖一郎

二 事 件 名 教員採用決定取消処分取消等請求控訴事件

三 事件の概要

- 1 大分県教育委員会が平成二十年九月八日付けで秦聖一郎に対し行った教員採用決定取消処分について、平成二十一年三月三日同人が、本件採用決定には何ら取消原因となる瑕疵はなく本件取消処分は違法である等とし、大分県に対し本件取消処分の取消しを求めるとともに、金百万円の損害賠償を請求して大分地方裁判所に提訴し、平成二十七年六月五日同人は損害賠償の請求額を金七百七十万円に拡張した。
- 2 平成二十八年一月十四日大分地方裁判所において、被告は原告に対し、金四百万円を支払え、原告のその余の請求をいずれも棄却する、訴訟費用はこれを二分し、その一を原告の負担とし、その余を被告の負担とするとの判決があつた。

四 控訴の趣旨

- 1 原判決中控訴人の敗訴部分を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、第一、二審とも被控訴人の負担とする。

五 訴訟遂行の方針

- 1 福岡高等裁判所に控訴する。
- 2 必要がある場合は、上告し、又は和解する。

六 専決年月日 平成二十八年一月二十七日

教委教改第2089号

平成28年2月25日

大分県知事 広瀬勝貞 殿

大分県教育委員会

教育長 工藤利明



議案に対する教育委員会の意見について（回答）

平成28年2月24日付け財第543号で照会のあった上記のことについて、下記のとおり回答します。

記

原案のとおり提出することに異議ありません。

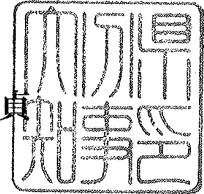


財 第 5 4 3 号
平成28年2月24日

大分県教育委員会

教育長 工藤利明 殿

大分県知事 広瀬勝真



議案に対する教育委員会の意見について（照会）

下記のとおり県議会に議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により貴委員会の意見を求めます。

記

1 議案名

平成27年度大分県一般会計補正予算（第4号）関係部分

2 議案提出県議会

平成28年第1回定例県議会（追加議案）

第49号議案

平成27年度 大分県一般会計補正予算（第4号）

平成27年度大分県一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ36,210,364千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ575,682,155千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

- 第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

- 第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成28年2月29日提出

大分県知事 広瀬 勝貞

(2)

第 1 表								
歳入歳出予算補正								
歳入								
款	項	既	定	額	補	正	額	計
				額			額	計
1 県	税			121,600,000	△		1,500,000	120,100,000
				千円			千円	千円
	1 県	民	税	37,561,699			224,323	37,786,022
	2 事	業	税	21,068,398			509,610	20,558,788
	3 地	方	消	34,406,835			1,235,863	33,170,972
	4 不	動	産	2,565,254			508,489	3,073,743
	5 県	た	ば	1,365,600			34,906	1,400,506
	6 ゴ	ル	フ	350,000			7,732	357,732
			場					
			利					
			用					
			税					

	7 自動車取得税	715,807	279,835	995,642
	8 軽油引取税	9,091,140	△ 699,837	8,391,303
	9 自動車税	14,162,900	△ 59,602	14,103,298
	11 狩猟税	45,571	△ 16,623	28,948
	12 産業廃棄物税	256,426	△ 33,750	222,676
2 地方消費税清算金		40,240,000	5,344,081	45,584,081
	1 地方消費税清算金	40,240,000	5,344,081	45,584,081
3 地方譲与税		22,209,000	△ 260,000	21,949,000
	1 地方法人特別譲与税	19,307,000	△ 260,000	19,047,000
4 地方特例交付金		342,000	24,667	366,667

(4)

	1 地方特例交付金	342,000	24,667	366,667
7 分担金及び負担金		4,082,064	△ 327,428	3,754,636
	1 分担金	201,745	△ 47,162	154,583
	2 負担金	3,880,319	△ 280,266	3,600,053
8 使用料及び手数料		7,261,359	△ 6,063	7,255,296
	1 使用料	5,335,409	△ 21,188	5,314,221
	2 手数料	1,925,950	15,125	1,941,075
9 国庫支出金		91,366,808	△ 13,711,199	77,655,609
	1 国庫負担金	26,875,449	882,973	27,758,422
	2 国庫補助金	62,739,099	△ 14,447,803	48,291,296

	3 委 託 金	1,752,260	△	146,369	1,605,891
10 財 産 収 入		1,919,654		52,595	1,972,249
	1 財 産 運 用 収 入	1,051,604	△	39,069	1,012,535
	2 財 産 売 払 収 入	868,050		91,664	959,714
11 寄 附 金		19,400		39,124	58,524
	1 寄 附 金	19,400		39,124	58,524
12 繰 入 金		21,811,674	△	7,871,916	13,939,758
	1 特 別 会 計 繰 入 金	334,257	△	11,138	323,119
	2 基 金 繰 入 金	21,477,417	△	7,860,778	13,616,639
14 諸 収 入		52,846,731	△	14,446,225	38,400,506

(6)

	1 延滞金、加算金及び過料等	272,036	2,719	274,755
	2 県預金利子	7,258	13,470	20,728
	3 貸付金元利収入	46,336,568	△ 14,664,744	31,671,824
	4 受託事業収入	1,212,465	△ 373,594	838,871
	5 収益事業収入	3,220,511	221,921	3,442,432
	6 利子割精算金収入	5,869	15,676	21,545
	7 雑入	1,792,024	338,327	2,130,351
15 県債		73,112,000	△ 3,548,000	69,564,000
	1 県債	73,112,000	△ 3,548,000	69,564,000
歳入合計		611,892,519	△ 36,210,364	575,682,155

出 歳		計	
款	項	額	
	既 定 額	補 正 額	
	千円	千円	
1 議 会 費	1,180,848	△ 30,279	1,150,569
	1,180,848	△ 30,279	1,150,569
2 総 務 費	26,068,821		28,361,363
1 総 務 管 理 費	10,431,802	△ 246,809	10,184,993
2 企 画 費	7,032,412	2,946,268	9,978,680
3 徴 税 費	4,623,134	54,639	4,677,773
4 市 町 村 振 興 費	943,682	△ 5,639	938,043
5 選 挙 費	565,661	△ 136,236	429,425

(8)

	6 防 災 費	1,299,685	△	307,281	992,404
	7 統 計 調 査 費	810,618	△	11,155	799,463
	8 人 事 委 員 会 費	150,004		58	150,062
	9 監 査 委 員 費	211,823	△	1,303	210,520
3 福 祉 生 活 費		60,716,689	△	817,651	59,899,038
	1 社 会 福 祉 費	43,336,028	△	461,558	42,874,470
	2 児 童 福 祉 費	15,652,394	△	435,110	15,217,284
	3 生 活 保 護 費	1,694,353		77,962	1,772,315
4 保 健 環 境 費	4 災 害 救 助 費	33,914		1,055	34,969
		33,949,564	△	475,922	33,473,642
	1 公 衆 衛 生 費	23,608,778	△	1,172,929	22,435,849

	2 環境保全費	2,227,909	△	179,326	2,048,583
	3 保健所費	1,832,446	△	1,225	1,831,221
	4 医務費	5,780,397		901,341	6,681,738
	5 薬務生活衛生費	500,034	△	23,783	476,251
5 労働費		2,682,641		210,360	2,893,001
	1 労政費	144,921		187	145,108
	2 職業訓練費	1,532,277	△	102,172	1,430,105
	3 雇用対策費	908,715		314,505	1,223,220
	4 労働委員会費	96,728	△	2,160	94,568
6 農林水産業費		52,059,184	△	10,091,344	41,967,840
	1 農業費	9,876,101	△	1,436,871	8,439,230

(10)

7 商 工 費	2 畜 產 業 費	5,701,366	△	990,679	4,710,687
	3 農 地 費	16,915,095	△	3,246,830	13,668,265
	4 林 業 費	13,890,506	△	3,332,126	10,558,380
	5 水 產 業 費	5,676,116	△	1,084,838	4,591,278
		46,797,022	△	13,017,572	33,779,450
8 土 木 費	1 中 小 企 業 費	40,506,451	△	12,056,907	28,449,544
	2 工 鉦 業 費	5,533,510	△	849,475	4,684,035
	3 觀 光 費	757,061	△	111,190	645,871
8 土 木 費		79,659,051	△	4,424,437	75,234,614
	1 土 木 管 理 費	5,612,583	△	1,353,239	4,259,344
	2 道 路 橋 梁 費	41,839,517		1,124,214	42,963,731

	3 河川海岸費	19,902,183	△	3,495,684	16,406,499
	4 港湾費	3,408,998	△	741,826	2,667,172
	5 都市計画費	7,074,317		632,927	7,707,244
	6 住宅費	1,821,453	△	590,829	1,230,624
9 警察費		25,946,242	△	59,458	25,886,784
	1 警察管理費	24,831,593	△	73,050	24,758,543
	2 警察活動費	1,114,649		13,592	1,128,241
10 教育費		121,561,638	△	281,297	121,280,341
	1 教育総務費	11,215,856	△	248,004	10,967,852
	2 小學校費	42,661,389		486,541	43,147,930
	3 中學校費	24,734,488		119,301	24,853,789

(12)

	4 高等学 校 費	28,385,299	△	53,077	28,332,222
	5 特別支援教育費	9,968,547	△	328,453	9,640,094
	6 大 学 費	1,319,124		8,905	1,328,029
	7 社会教育費	2,174,403	△	198,664	1,975,739
	8 保健体育費	1,102,532	△	67,846	1,034,686
11 災害復旧費		11,738,118	△	10,900,738	837,380
	1 農林水産業施設 災害復旧費	4,615,480	△	4,252,554	362,926
	2 土木施設災害復旧費	7,122,638	△	6,648,184	474,454
12 公債費		90,790,872	△	1,118,951	89,671,921
	1 公債費	90,790,872	△	1,118,951	89,671,921
13 諸支出金		58,571,829		2,504,383	61,076,212

1	積立金	2,100,888	△	24,411	2,076,477
2	地方消費税清算金	34,573,703	△	522,749	34,050,954
3	利子割交付金	229,185	△	22,353	206,832
4	配当割交付金	511,600	△	59,811	451,789
5	株式等譲渡所得割交付金	154,569		274,071	428,640
6	地方消費税交付金	20,279,369		2,669,445	22,948,814
7	ゴルフ場利用税交付金	245,247		5,366	250,613
8	自動車取得税交付金	476,012		184,975	660,987
9	利子割精算金	1,256	△	150	1,106
	歳出合計	611,892,519	△	36,210,364	575,682,155

(14)

第 2 表 繰越明許費補正 繰越明許費補正			
(1) 追加	項	事業名	金額
2 総務費			千円
	2 企画費		756,230
		九州連携グローバル人材就職応援事業費	4,500
		旅券事務費	6,231
		生産性向上仕事の場創出事業費	107,373
		県産品高付加価値化輸出拡大事業費	107,248
		観光誘客対策DMO育成事業費	106,452

		留学生人材定着推進事業費	31,871
		地方創生人材確保支援事業費	136,555
		自治体情報セキュリティクラウド整備事業費	256,000
3	福祉生活費		59,236
		1 社会福祉費	57,412
		番号制度対応社会保障システム整備事業費	16,279
		障がい者福祉施設整備事業費	18,846
		老人福祉施設整備事業費	22,287
		2 児童福祉費	1,824
		子育て支援対策充実事業費	1,824
4	保健環境費		391,529

(16)

	2	環境保全費		166,400
			防災拠点再生可能エネルギー導入事業費	166,400
	4	医療務費		218,862
			ドクターヘリ運航事業費	16,740
			地域医療介護総合確保施設設備整備事業費	188,714
			医療提供体制施設整備事業費	13,408
	5	薬務生活衛生費		6,267
			食肉検査体制高度化事業費	6,267
	5	労働費		14,494
		1	労政費	
			九州連携ワーク・ライフ・バランス推進事業費	4,000
	3	雇用対策費		10,494

		九州連携ふるさと若者就職促進事業費	10,494
6 農 林 水 産 業 費			6,279,999
	1 農 業 費		616,648
		九州連携6次産業化推進事業費	960
		攻めの水田農業構造改革事業費	104,117
		次世代を担う園芸産地整備事業費	476,508
		活動火山防災管農施設整備事業費	35,063
	2 畜 産 業 費		816,907
		県域食肉流通センター整備支援事業費	799,576
		酪農振興総合対策事業費	17,331
	3 農 地 費		2,471,295
		世界農業遺産東九州連携情報・交流促進事業費	13,600

(18)

	地域就農システム確立事業費	146,420
	農業水利施設保全合理化事業費	549,369
	小水力発電施設整備事業費	24,319
	経営体育成基盤整備事業費	541,318
	農業基盤整備促進事業費	16,492
	農業体質強化基盤整備促進事業費	5,670
	広域営農団地農道整備事業費	200,400
	農村振興総合整備事業費	84,796
	中山間地域総合整備事業費	470,784
	演習場周辺障害防止対策事業費	282,184
	農業集落排水事業費	3,000
	防災ダム事業費	36,460
	ため池等整備事業費	8,078

		地すべり防止対策事業費	81,904
		海岸保全事業費	6,501
4	林業費		1,683,086
		林業再生県産材利用促進事業費	23,000
		木造建築物等建設促進総合対策事業費	15,000
		林業研修事業費	4,023
		原木しいたけ再生回復緊急対策事業費	15,041
		林業再生路網整備事業費	70,000
		林業専用道整備促進事業費	230,074
		造林事業費	402,368
		再造林促進事業費	172,812
		復旧治山事業費	423,500
		予防治山事業費	130,370

(20)

	地域防災対策総合治山事業費	77,600
	集落水源地整備事業費	23,320
	水源の里保全緊急整備事業費	31,870
	保安林改良事業費	10,820
	山地災害総合減災対策治山事業費	8,520
	県単治山事業費	44,768
5	水産業費	692,063
	漁港整備事業費	8,900
	地域水産物供給基盤整備事業費	16,891
	水産生産基盤整備事業費	279,500
	水産物供給基盤機能保全事業費	54,352
	漁港施設機能強化事業費	147,871
	漁業集落環境整備事業費	12,499

			漁港海岸保全施設整備事業費	63,860
			港整備交付金事業費	108,190
7	商	工		158,787
		1	中 小 企 業 費	1,050
			九州連携ベンチャー支援事業費	1,050
		2	工 鉱 業 費	147,737
			休廃止鉱山対策費	41,904
			ものづくり産業地域連携推進事業費	100,000
			九州連携医療機器産業拠点形成事業費	5,833
		3	観 光 費	10,000
			東九州誘客促進プロモーション事業費	10,000
8	土	本		12,653,582

(22)

1 土 木 管 理 費			426,578
		県有建築物防災対策推進事業費	31,256
		県有建築物保全事業費	97,022
		管轄関係受託事業費	298,300
	2 道 路 橋 梁 費		8,500,916
		(単) 交通安全事業費	255,041
		(公) 地域活力基盤交通安全事業費	4,216,940
		(単) 道路改良事業費	1,740,340
		(単) 橋梁補修事業費	381,252
		(公) 地域活力基盤橋梁補修事業費	1,830,748
		(単) 橋梁整備事業費	76,595
	3 河 川 海 岸 費		2,157,058
		(単) 河川海岸改良事業費	125,525

(単) 緊急河床掘削事業費	6,066
(公) 河川緊急情報基盤整備事業費	45,543
(公) 統合二級河川整備事業費	344,836
(公) 障害防止対策事業費(河川課分)	55,271
(公) 治水ダム建設事業費	214,793
(公) ダム情報基盤総合整備事業費	93,134
(公) 海岸環境整備事業費(河川課分)	60,868
(公) 津波危機管理対策緊急事業費	46,853
(単) 砂防改修事業費	22,201
(単) 急傾斜地崩壊対策事業費	225,218
(単) 砂防施設再生事業費	18,951
(公) 砂防施設緊急改築事業費	94,993
(公) 砂防事業調査費	716,702

(24)

		(公) 障害防止対策事業費(砂防課分)	86,104
4	港 湾 費		723,881
		(単) 港湾改良事業費	11,313
		(公) 重要港湾改修事業費	360,364
		(公) 港湾環境整備事業費	99,639
		(公) 港湾改修統合事業費	130,251
		(公) 港整備交付金事業費	122,314
5	都 市 計 画 費		503,080
		(単) 街路改良事業費	387,338
		(公) 県営都市公園長寿命化対策事業費	115,742
6	住 宅 費		342,069
		特定建築物耐震化促進事業費	34,379
		(公) 県営住宅建設事業費	223,000

		(公) 既設県営住宅改善事業費	84,690
10 教 育 費			951,379
	1 教 育 総 務 費		65,167
		教育支援センター等設置促進支援事業費	8,152
		私立学校施設耐震化促進事業費	57,015
	4 高 等 学 校 費		649,485
		施設整備費	649,485
	6 大 学 費		123,878
		県立芸術文化短期大学整備事業費	123,878
	7 社 会 教 育 費		112,849
		記録保存修理費	20,815
		埋蔵文化財センター移転事業費	92,034

(26)

11 災 害 復 旧 費			479,365
1 農 林 水 産 業 復 旧 設 施 災 害 復 旧 費			209,998
		団 体 營 耕 地 災 害 復 旧 事 業 費	198,795
		林 道 災 害 復 旧 事 業 費	11,203
2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費			269,367
		(単) 災 害 復 旧 事 業 費 (河 川 課 分)	19,000
		(公) 災 害 復 旧 事 業 費 (河 川 課 分)	239,463
		漁 港 災 害 復 旧 事 業 費	10,904
合 計			21,744,601

(2) 変更						
款	項	事業名	既定額	補正額	計	
6 農林水産業費			千円 351,500	千円 368,345	千円 719,845	
	3 農地費		54,000	227,700	281,700	
		危険ため池緊急整備事業費	54,000	227,700	281,700	
	5 水産業費		263,500	140,645	404,145	
		沿岸漁場基盤整備事業費	201,600	12,515	214,115	
8 土木費		水産流通基盤整備事業費	61,900	128,130	190,030	
			889,000	13,941,422	14,830,422	
	2 道路橋梁費		76,000	8,260,735	8,336,735	
		(公) 道路改良事業費	28,000	2,613,933	2,641,933	

(28)

	(公) 地域活力基盤道路改良事業費	48,000	5,646,802	5,694,802
3 河川海岸費		416,000	2,660,061	3,076,061
	(公) 広域河川改修事業費	28,000	898,001	926,001
	(公) 統合一級河川整備事業費	14,000	106,569	120,569
	河川関係受託事業費	17,000	88,696	105,696
	(公) 通常砂防事業費	30,000	316,218	346,218
	(公) 火山砂防事業費	94,000	427,991	521,991
	(公) 特定緊急砂防事業費	82,000	△ 79	81,921
	(公) 地すべり対策事業費	54,000	151,241	205,241
	(公) 急傾斜地崩壊対策事業費	97,000	671,424	768,424
5 都市計画費		397,000	3,020,626	3,417,626
	(公) 都市計画街路事業費	301,000	1,995,828	2,296,828
	(公) 地域活力基盤街路改良事業費	96,000	1,024,798	1,120,798

合	計		1,240,500	14,309,767	15,550,267

(30)

正 補 為 行 担 負 務 債

第 3 表 (1) 追 加	事 項	期 間	限 度	額 千円
1	消防学校給食業務委託料	平成 27 年度 から 平成 28 年度 まで		14,392
2	ジョブカフェおおいた本センター運営業務等委託料	平成 27 年度 から 平成 28 年度 まで		22,342
3	国営大野川上流直轄事業負担金	平成 27 年度 から 平成 40 年度 まで		500,656
4	農業水利施設保全合理化事業	平成 27 年度 から 平成 28 年度 まで		199,640
5	ため池等整備事業	平成 27 年度 から 平成 28 年度 まで		8,000

6 危険ため池緊急整備事業	平成27年度から平成28年度まで	92,000
7 地すべり防止対策事業	平成27年度から平成28年度まで	36,000
8 復旧治山事業	平成27年度から平成28年度まで	30,000
9 水産流通基盤整備事業	平成27年度から平成28年度まで	300,000
10 (単)交通安全事業	平成27年度から平成28年度まで	64,000
11 (単)道路防災事業	平成27年度から平成28年度まで	200,000
12 (単)身近な道改善事業	平成27年度から平成28年度まで	162,000
13 (単)道路施設補修事業	平成27年度から平成28年度まで	964,000

(32)

14 (単) 道路改良事業	平成 27 年度 から 平成 28 年度 まで	695,000
15 (単) 河川海岸改良事業	平成 27 年度 から 平成 28 年度 まで	370,000
16 (単) 緊急河床掘削事業	平成 27 年度 から 平成 28 年度 まで	250,000
17 (単) 砂防改修事業	平成 27 年度 から 平成 28 年度 まで	88,000
18 (単) 急傾斜地崩壊対策事業	平成 27 年度 から 平成 28 年度 まで	200,000
19 (単) 砂防施設再生事業	平成 27 年度 から 平成 28 年度 まで	7,000
20 定時制高等学校給食業務委託料	平成 27 年度 から 平成 30 年度 まで	33,444

(2) 変更	事項	項目	期間	限度額
1	自動車税納税通知書作成等業務委託料			「13,248千円」を「8,184千円」
2	防災ヘリコプター更新事業			「1,500,373千円」を「1,436,400千円」
3	総務事務システムソフトウェア賃借料			「96,444千円」を「90,485千円」
4	大分農業文化公園等管理運営委託料			「673,387千円」を「659,621千円」
5	公益社団法人全国農地保有合理化協会(以下本欄、期間欄及び限度額欄において「甲」という。)が農地中間管理機構(以下期間欄及び限度額欄において「乙」という。)に農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第7条に規定する農地中間管理機構特例事業に要する資金を貸し付けたことについて損失を受けたとき、大分県が甲にその損失を補償する。			「(1)借入金額 133,000千円」を「(1)借入金額 102,294千円」

(34)

6 農業近代化資金等利子補給		「232,398千円」を「160,831千円」
7 災害資金利子補給		「20,400千円」を「4,670千円」
8. 特定災害資金利子補給		「4,029千円」を「943千円」
9 活動火山降灰対策緊急資金利子補給		「1,433千円」を「319千円」
10 農業経営負担軽減支援資金利子補給		「33,865千円」を「21,073千円」
11 畜産特別資金利子補給		「5,465千円」を「0千円」
12 漁業近代化資金利子補給		「181,494千円」を「118,528千円」
13 漁業経営維持安定資金利子補給		「7,692千円」を「0千円」

14 小水力発電元治水地区施設整備事業		「170,000千円」を「0千円」
15 小水力発電日出生地区施設整備事業		「141,000千円」を「0千円」
16 広域農道大南野津2期地区8号橋建設事業		「170,000千円」を「0千円」
17 障害防止香下ダム管理施設改修事業		「255,985千円」を「0千円」
18 危険ため池本谷上池地区堤体改修事業		「200,000千円」を「0千円」
19 危険ため池大久・山中地区堤体改修事業		「130,850千円」を「120,000千円」
20 危険ため池玖珠西部地区堤体改修事業		「120,000千円」を「0千円」
21 県道新城山香線道路改良事業（田染池部2工区）		「70,000千円」を「0千円」

(36)

22 県道三重野津原線道路改良事業		「70,000千円」を「0千円」
23 県道成仏杵築線道路改良事業		「50,000千円」を「0千円」
24 生活排水処理施設整備費補助		「74,414千円」を「30,912千円」
25 ハーモニーパーク管理運営委託料		「338,326千円」を「336,510千円」
26 営繕関係受託事業	「平成27年度から平成31年度まで」 を 「平成27年度から平成32年度まで」	「3,241,249千円」を「4,213,177千円」

第 4 表

地 方 債 補 正

(1) 追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
<p>情 報 通 信 基 盤 整 備 費</p>	<p>千円 125,000</p>	<p>証書借入れ又は証券発行（他の 地方公共団体との共同発行を含む） の方法により、財務省財政融資資 金、地方公共団体金融機構、銀行 その他から借り入れる。</p>	<p>年 5.0%以内 （ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率）</p>	<p>起債年度の翌年度から、すえ置期間を含め、30年 度間以内に元利均等、元金均等又は満期一括などの 方法により償還する。 ただし、事業ごとの償還条件は、借入先の定める ところ又は発行要綱による。 なお、財政の都合により、すえ置、償還期間中で あっても償還年限を短縮し、若しくは延長し、繰上 償還を行い、又は借り換えることができる。</p>

(38)

(2) 変更		補正前				補正後			摘要
		限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	
起債の目的									
防災施設整備費	千円 89,000				千円 66,000				
社会福祉施設整備費	437,000				442,000				
土地改良費	1,754,000				1,555,000				
農地防災事業費	631,000				358,000				
林道費	362,000				58,000				
造林費	152,000				0				
治山費	1,526,000				1,043,000				
沿岸漁場基盤整備費	308,000				314,000				
漁港費	649,000				539,000				
道路費	18,350,000				19,256,000				

河川費	6,833,000	5,960,000
海岸費	199,000	175,000
砂防費	2,954,000	2,227,000
港湾費	1,210,000	878,000
空港建設費	210,000	202,000
街路費	1,457,000	1,602,000
都市環境整備費	30,000	76,000
住宅建設費	277,000	276,000
防災対策推進費	349,000	294,000
県立学校施設整備費	2,053,000	1,946,000
埋蔵文化財センター施設整備費	82,000	62,000
警察施設整備費	278,000	308,000
交通安全施設整備費	307,000	249,000

(40)

土木施設災害復旧費	2,284,000									170,000	
漁港施設災害復旧費	33,000									4,000	
治山施設災害復旧費	106,000									0	
臨時財政対策債	30,103,000									31,290,000	

(注) 起債の方法、利率及び償還の方法は、当該既定予算のとおりである。

(第49号議案)

平成27年度2月補正予算 歳出

(単位:千円)

款	項	既決予算額	補正予算額	計
10	教育費	121,561,638	281,297	121,280,341
	1			
	教育総務費	4,773,237	74,121	4,847,358
	(福祉保健部 ・生活環境部所管)	6,442,619	322,125	6,120,494
	小計	11,215,856	248,004	10,967,852
	2			
	小学校費	42,661,389	486,541	43,147,930
	3			
	中学校費	24,734,488	119,301	24,853,789
	4			
	高等学校費	28,385,299	53,077	28,332,222
	5			
	特別支援教育費	9,968,547	328,453	9,640,094
	6			
	大学費 (企画振興部 ・福祉保健部所管)	1,319,124	8,905	1,328,029
	7			
	社会教育費	2,069,724	198,808	1,870,916
	(企画振興部所管)	104,679	144	104,823
	小計	2,174,403	198,664	1,975,739
	8			
	保健体育費	1,102,532	67,846	1,034,686
教育委員会所管分計(- - -)		113,695,216	31,779	113,726,995
	うち事業費	構成比 (11.1%) 金額 12,596,494	- 478,384	(10.7%) 12,118,110
	うち人件費	構成比 (88.9%) 金額 101,098,722	- 510,163	(89.3%) 101,608,885

<参考>

県予算額に占める教育委員会予算額の割合	18.6%	-	19.8%
県予算額	611,892,519	36,210,364	575,682,155

平成27年度一般会計2月補正予算案の概要（教育委員会関係）

（部局名：教育委員会）

（単位：千円）

事業名	既決予算額 <補正予算案> (累計予算額)	補正要求の概要	所管課
1 県立学校施設整備事業	2,826,333 < 100,383 > (2,725,950)	大分工業高校の大規模改造の入札残などに伴う減額 ・大規模改造分 45,472 ・高校改革プラン分 28,491 ・その他（設計・地質調査など） 26,420	教育財務課
2 教育財産管理費	133,290 < 136,678 > (269,968)	遺贈物件の売却益の積み立てなどに伴う増額 ・六本木ヒルズレジデンスB棟1905室（東京都港区）	教育財務課
3 新 教育支援センター等設置 促進支援事業	0 < 8,152 > (8,152)	不登校児童・生徒の早期学校復帰に向け、市町村が新設する教育支援センターへの教育相談員等の配置に対する支援に伴う増額 ・対象 日出町、九重町	生徒指導推進室
4 文化財発掘受託事業	117,539 < 27,055 > (90,484)	高速道路などの建設に伴う埋蔵文化財発掘調査の対象面積が、当初の見込みを下回ったことなどに伴う減額 ・大分県土地開発公社 15,319 ・国土交通省 14,100 ・西日本高速道路(株) 2,364	文化課

未定稿

平成 27 年度ふるさとの魅力発見・継承推進事業に係る地域教材の作成
～ 道徳教材の活用及び作成の手引き ～

先人の生き方から学ぶ道徳の授業展開

～ 魅力あふれる郷土の先人 ～



「^{にこうじよ}二孝女」と呼ばれた姉妹

しげみつ まもる
重光 葵

平成 28 年 3 月

大分県教育委員会

目次

はじめに	1
本書の活用の仕方	2
小学校（高学年）用の道徳教材	
1. 「二孝女」って、何？	5
2. 道徳教材「病気の父を迎えに常陸国へ」	7
3. 教材研究編	10
3 - 1 内容項目について	3 - 2 教材の分析
3 - 3 発問の構成	3 - 4 学習指導案
中学校用の道徳教材	
1. 「重光 葵」って、どんな人？	17
2. 道徳教材「日本は東西のかけ橋」	19
3. 教材研究編	22
3 - 1 内容項目	3 - 2 教材の分析
3 - 3 発問の構成	3 - 4 学習指導案
地域教材の開発と活用	
1. 地域教材の意義	29
2. 大分県にある魅力的な素材	30
3. 地域教材作成の手順	31
作成協力者，参考にした書籍や資料等	33
おわりに	34
児童生徒用の教材	巻末

はじめに

大分県教育委員会では、平成26年度から「ふるさとの魅力発見・継承推進事業」に取り組み、子どもたちの郷土を愛する心の育成を目指しています。子どもたちのふるさとの誇りや愛着を養うことは、自己を大切に、他者を尊重する態度につながります。これからの変化の激しい社会を生き抜くためには、子ども一人一人が「郷土」という心の拠りどころをもつことが必要です。そこに、ふるさとの魅力を素材にした教材作成の意義を見いだすことができます。

本県には、子どもたちにぜひ知ってほしい先人の伝記や逸話があります。昨年度は本事業に関わり『道徳教育の一層の充実』というハンドブックを作成し地域教材の開発方法の一例を示しました。今年度はそれに基づき、史談会や先哲史料館、歴史資料館の方々と協同して、小学校用は「^{にこうじょ}二孝女」の逸話を、中学校用は「^{しげみつ まもる}重光 葵」の生き方を教材化しました。

道徳の授業における教材は、子どもたちのよりよい行為を支える内面的資質を育てる上で、極めて大きな意味をもつものです。

ぜひ、本書を活用して、ふるさと大分の素材を生かした教材開発に挑戦したり、子どもたちが自分とのかかわりで考え、議論し合うような授業を創造したりすることを期待しています。

終わりにになりましたが、本書の作成に関わり、ご指導をいただいた多くの皆様方に対し、心から感謝申し上げます。

平成28年 3月

大分県教育庁義務教育課長 後藤 榮一

本書の活用の仕方

こんなときに，活用してください。

道徳の授業実践

実践

ふるさと大分の魅力を子どもたちに伝えたいときに！！
道徳の研究会や校内研修等の手引きが必要なときに！！
校内で，互見授業を行うときに！！

道徳の授業づくり

構 想

指導案完成までの手順を理解するときに！！
教材研究の方法を知りたいときに！！
道徳の授業における発問等の手立てを考えるときに！！

道徳の教材づくり

創 作

道徳教材の作成の手順を知りたいときに！！
道徳教材の作成の留意点を理解するときに！！

本書は，「小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」，「中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」（平成27年7月）に準拠しています。

本書の巻末に収録している教材は，印刷，コピーをして活用してください。

本書においては，「道徳の授業」という言葉を使用しています。本書における「道徳の授業」とは，道徳の時間（又は道徳科）の授業のことを指します。

平成27年に学習指導要領等が改正され，小学校では平成30年（中学校は平成31年）に，「道徳の時間」が「特別の教科 道徳（道徳科）」となり，平成27年から移行期間となっております。市町村によっては，先行実施するところもあるかもしれません。

そこで，本書では「道徳の時間の授業」又は「道徳科の授業」のことを指す意味で，「道徳の授業」という言葉を使用しています。

小学校用の道徳教材 (高学年)

章は，3部構成になっています。

- 1．教材になった出来事の紹介です。授業にも活用できます。
- 2．教材の概要や作成の意図を示しています。
- 3．学習指導案ができるまでの教材研究の方法の一例を示しています。研究会や校内研修等にも活用できます。



1. 「二孝女」って、何？

「二孝女」ってどういう意味？

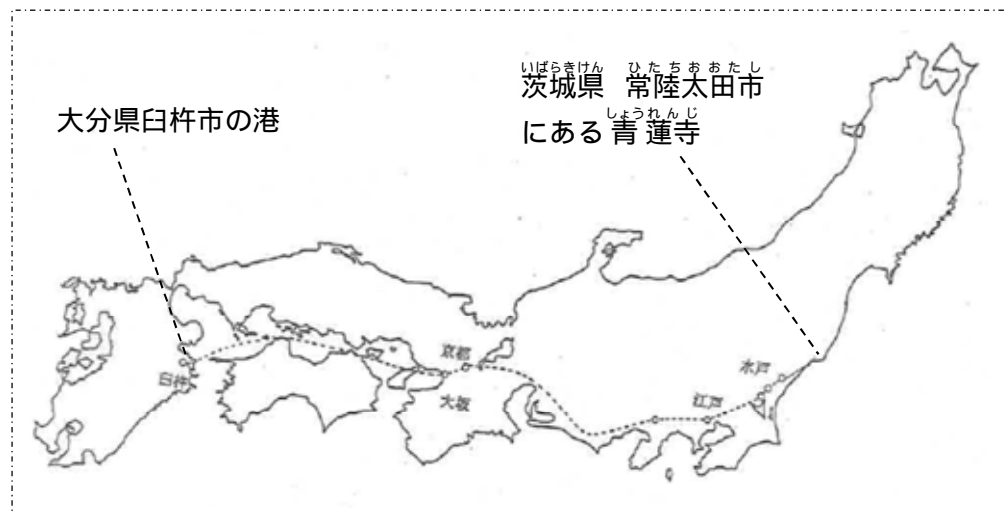
「二孝女」という言葉は、「二人の親孝行な女性」という意味です。

200年前の江戸時代に生きた「つゆ」と「とき」のことです。



どんな親孝行をしたの？

「つゆ」と「とき」の姉妹は、旅の途中で病気になった父親を常陸国ひたちノくに（茨城県）まで迎えにいきました。その道のりは約1200km（300里）にもなります。江戸時代の旅はバスも電車もありません。2人は1200km離れた常陸国（茨城県）まで、父親を迎えに行くために2人で旅をしたのです。



臼杵の港から大阪の港まで、17日間の船旅でした。そして、大阪の港から父がお世話になっている常陸国（茨城県）のお寺まで、歩いていきました。約2ヶ月間にわたる長い旅でした。

姉妹は、旅の途中でどんな人と出会ったの？

臼杵藩の侍 稲葉重置

2人は旅の途中で、偶然にもふるさと臼杵藩の侍に出会います。

重置は、仕事で江戸に向かう途中でした。重置は2人に食事をごちそうし、江戸までつきそってくれました。

知人

江戸屋敷の平尾佐介

平尾佐介は臼杵藩江戸屋敷の責任者でした。江戸で仕事していた佐介は、2人の父がお世話になっているお寺に手紙を書いたり、旅のお金を渡したりしました。

2人の旅を助けた泊屋勤兵衛

常陸国に入ると、大雨にみまわれた2人は、勤兵衛夫婦の行為で、家に泊めてもらいました。客人用のふんわりした布団で、ゆっくり休んだのでした。

危険なことも・・・

旅の途中はいいことばかりではありません。山道を歩いていると突然、大男に道をふさがれたり、宿に泊まっていると知らない男からおどされたり、危険なこともありました。

姉妹は、常陸国（茨城県）の人たちから、どんなことをしてもらったの？

村の医者であった猿田玄碩は、姉妹のやさしさに心を打たれ、1日も早く父親の病気が治るように治療すると約束しました。

また、玄碩の母親は、寒さを防ぐためにあったかい上着をあげたり、お金をわたしたりしました。

村に住んでいる仁衛門は、姉妹の父のことを心配し、何度も見舞いに来ました。

仁衛門は自分が貧しい暮らしをしているのに、たくわえていたお米やあずきを姉妹に恵んだのでした。

水戸藩からは、ふるさとに帰る時に、暖房用の薪や食料、お金等が支給されました。また、父親と姉妹がふるさとに帰るときには、親子3人に新しい旅用の服と父親が乗るかごが支給されました。

1887年に造られた二孝女の記念碑（白杵市立川登小学校）



白杵市野津町にある二孝女の供養碑

二孝女が描かれた白杵市立川登小学校の校舎



2 . 小学校（高学年）用の教材

お知らせ

授業で使う児童用の教材は、本書の巻末に収録しています。
巻末に収録している教材には、挿絵や語句の説明等もあります。
授業の際には、巻末の教材を印刷してご使用ください。

病気の父を迎えに常陸国へ ～あたたかい心に支えられた姉妹の旅物語～

1 . あらすじ

プロローグ

- ・ 2人の娘が青蓮寺しょうれんじにたどり着いた場面
- ・ 2人の娘の紹介
- ・ 物語の起源

父を迎えに 300 里

- ・ 父初右衛門は7年もの間、音信不通
- ・ 父初右衛門の知らせを聞いた2人
- ・ 父を迎えに常陸国（茨城県）に向かう決意をする2人
- ・ 2人の旅の様子（旅のきつさ、見ず知らずの人たちのあたたかい心）
- ・ 7年7ヶ月ぶりに再会する親子

村人の思いやりの心とつゆとよきの感謝の心

- ・ 病気の父に対する村人たちの思いやり
- ・ 父がお世話になっていた村の人たちにお礼まわりをする2人
- ・ 2人の懸命な姿に感動する村の人たちや水戸藩の役人たち

ふるさとへの旅立ち

- ・ 常陸国を旅立つ親子
- ・ 水戸藩の計らいや村人の様子

つゆとよきの悩み

- ・ ふるさとで広がる2人の評判
- ・ 父に思いを告げる2人
- ・ 父の言葉を聞いて、考える2人

エンディング

- ・ その後の2人の様子
- ・ 「二孝女」という言葉を紹介



2. 教材に盛り込んだ内容について

ねらいとする内容項目（感謝）を明確にするために

「二孝女」の逸話は、姉妹とその父親が多くの方々の親切や思いやりに支えられ無事にふるさとに帰ってきたことを伝えています。同時に、姉妹と父親は、人々から受けた親切や思いやりに対して感謝の気持ちを忘れなかったそうです。

本教材では、姉妹が感謝の気持ちを行動で表す場面と、姉妹が今の自分たちがいるのは多くの人々の支えがあるからだと感じ始める場面を描きました。



児童が立ち止まって考える教材にするために

教材の後半に、「つゆ」と「とき」が父の言葉を聞き、だまって考える場面を設定しました。

いわゆる、「教材の行間」と呼ばれる部分です。「教材の行間」があるから、児童たちは「つゆ」と「とき」はどんなことを考えたのだろう。」と想像力を働かせたり、「自分だったら何を考えただろう。」と自分とのかかわりで考えたりするのです。



「二孝女」の魅力を伝えるために

「二孝女」の魅力は、それを聞く人や読む人が、それぞれに感じ、考えることができることです。

この教材では、「つゆ」と「とき」の一途で懸命な姿を児童たちに伝えたいと考え、旅の途中よりも茨城県に到着した後の出来事を中心に描きました。

もちろん、父を迎えに行くことを決意する場面や旅の途中の多くの出会い等も、この逸話の魅力です。この教材で興味をもった児童が、「二孝女」のことを調べたり、関連図書（ ）を読んだりしてくれれば幸いです。

関連図書：「実話 病父を尋ねて三百里」 著 橋本留美 新日本文芸協会

3. 補助教材について

「200年の時を経てつながる人と人との絆」（巻末に収録）

< 補助教材の概要 >

大分県臼杵市と茨城県常陸太田市の「二孝女顕彰会」の活動。

臼杵市二孝女顕彰会の荘田啓介氏の紹介。

荘田氏ら約50人が「お礼参り訪問団」として、茨城県常陸太田市を訪問。

平成27年10月10日、大分県臼杵市と茨城県常陸太田市は姉妹都市提携。



平成23年10月常陸太田市を初めて訪問。 平成27年10月10日 姉妹都市調印式。

写真は、常陸太田市より提供。

「二孝女」の教材とは別に、上記のような内容で補助教材を作成しました。この補助教材を使って、児童に考えさせたり、考えを書かせたりする必要はありません。

授業の終末で、読み聞かせて、児童に学習したことの余韻をもたせ、静かに終わるようにします。

3 . 教材研究編

3 - 1 内容項目

小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編（平成 27 年 7 月）において、内容項目に関して述べられていることを整理してみます。

本教材に関する内容項目 【感謝】

〔第 5 学年及び第 6 学年〕

日々の生活が家族や過去からの多くの人々の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し、それに応えること。

内容項目の概要

- ・よりよい人間関係を築くためには、互いを認め合うことが大切。その根底には、相手に対する尊敬と感謝の念が必要。
- ・人々に支えられ助けられて自分が存在するという認識に立つとき、相互に尊敬と感謝の念が生まれてくる。
- ・感謝の気持ちは、人が自分のためにしてくれている事柄に気付くこと、それはどのような思いでしてくれているのかを知ることで芽生え、育まれる。

感謝の対象

低学年	家庭や学校など、身近で日頃世話になっている人々。
中学年	家族など日頃世話になっている身近な人々に加え、日常の生活を支えている地域の人々や、現在の生活の礎を築いた高齢者などの先達。
高学年	人のみならず、多くの人々の支え合いや助け合いで成り立っている生活そのもの、更にはその中で自分が生きていることに対する感謝まで広げる。

高学年の指導に当たって

- ・過去から、人々が何を願い、何を残し伝えてきたのか、それは自分の生活とどう関わり、支えられているのかに気付くことができるようにすることが大切である。
- ・温かなつながりの中に自分の生活があることに感謝し、人々の善意に応えて自分は何をすべきかを自覚し、進んで実践できるようにするところまで指導する必要がある。

「毎日の生活の中で多くの人々に支えられているんだ。」
 「当たり前になっていることも、それを支えてくれる誰かがいるんだ。」
 子どもたちがこんな意識を、自分の生活と重ねながらもてるような授業をしたいですね。
 他の内容項目においても、解説書で述べられていることを自分なりに整理してみてください。



3 - 2 教材の分析 (例)

人の行動や言葉の裏側には「心」が存在する。それは、ある考え方やその人がもつ価値観等である。道徳教材には、人物の道徳的な行為が描かれている場合が多い。人物の道徳的な行為の背景にある価値観等を、指導者がまず明らかにしておく必要がある。

登場人物の言葉や行動	言葉や行動の背景にある価値観等
<p>ある日のこと、2人は父に悩みを伝えた。</p> <p>「村の人たちは、私たちのことをほめてくださいますが、なぜか素直に喜べません。水戸藩の皆様や旅の途中で出会った多くの方々から受けたご恩にこたえたくても、こたえることができません。どうすればよいのでしょうか。」</p> <p>2人の話を聞いた初右衛門は、目をとじて静かにこたえた。</p> <p>「どうすることもできないが、今の私たちがこうして生きているのはどうしてなのか、これからも考え続けようではないか。」</p> <p>父の言葉を聞き、2人は、しばらくだまっていた。</p>	<p>他の人々の善意に対して、感謝の思いを伝えたり、善意にこたえたりすることは大切なことだ。</p> <p>多くの人々に支えられ、今の自分の生活が成り立っているのだ。(気づき)</p> <p>多くの人々に支えられ、今の自分の生活が成り立っているのだ。(気づき) 自分は何をすべきだろう。</p>

考えられる発問の例

- 「どうすることが、ご恩にこたえることになるのでしょうか。」
- 「つゆとときは、どうすればよいのでしょうか。」
- 「つゆとときは、悩む必要があるのでしょうか。」
- 「つゆとときが悩んでいることについて、どう思いますか。」
- 「父初右衛門は、2人に何を伝えたかったのでしょうか。」
- 「2人は父の言葉を聞き、どんなことを考えているのでしょうか。」等

どのような授業を行うかは、授業者の意図によります。どのようなことをじっくり考えさせたいのか、またどのようなことに気づかせたいのか、授業者が明確にして発問を決めることが大切です。

注意すべきは、教材に書かれていることが答えになるような発問です。読み取り中心の学習になってしまいます。



ここでは、一場面を取り上げています。実際にはいくつかの場面を取り上げ、分析する必要があります。

3 - 3 発問の構成 (例)

道徳の授業づくりでは、発問の構成が大切である。言わば、授業の骨組みともいえる。発問の構成について、小学校学習指導要領解説 特別の教科道徳編には次のように示されている。

発問を構成する場合には、授業のねらいに深く関わる中心的な発問をまず考え、次にそれを生かすためにその前後の発問を考え、全体を一体的に捉えるようにするという手順が有効な場合が多い。

< 発問を考える順序 >

- ・ウ イ エ アという順序で発問を考え、授業展開の全体像を描いた。
- ・ウは、中心的な発問であり授業のねらいに関わる。授業では多くの時間をかける。
- ・イは、ウにつながっていくような発問である。イの学習が、ウの学習を支えていく。
- ・エは、実生活への意識化を図るための発問である。ここでは無理に発表させなくてもよい。ノートにまとめさせたり、イメージマップ等を書かせたりすることも考えられる。
- ・アは、授業のスタートであり、短時間で本時の学習の見通しをもたせたり、動機づけを行ったりするものである。
- ・ア、イ、エの発問は、ウを最大限に生かすための発問であり、短時間で行う。

	発問の構成	発問の意図
ア	『他人から親切にされたら、 <input type="text"/> べきだ。』 <input type="text"/> の中には、どんな文が入りますか。 ・ていねいにお礼を言うべきだ。 ・感謝の気持ちを態度で表すべきだ。	教材の中心場面と関連のある事柄について考えをもたせておき、教材を読んだ後に問題意識を喚起したい。 本時で扱う道徳的価値への方向づけである。
イ	つゆとときの2人は、なぜこんなに悩んでいるのでしょうか。 ・あんなにお世話になったのに、何の恩返しもできないのは苦しいのだと思う。 ・大きな親切を受けて、そのままでは悪いと思っている。	感謝の気持ちを行為や態度で表せないつゆとときのモヤモヤした気持ちに共感させたい。 中心的な発問へのつながりの発問である。
ウ	どうすることがご恩にこたえることになるのでしょうか。 ・自分たちが受けた親切を、他の困っている人に返していくことがご恩にこたえることになると思う。 ・多くの人たちのおかげで、今の自分たちがいるから、精一杯生きていくことがご恩にこたえることになると思う。	多くの人々の支え合いや助け合いによって、今の自分の生活が成り立っていることに気づかせたい。 ねらいに直結した発問である。
エ	皆さんが、こうして生活していけるのは、どれだけ多くの方の支えがあるからだと思いますか。	教材を通して生み出された考えや価値観を、自分たちの生活にあてはめて想像させたい。 実生活につなげる発問である。

3 - 4 学習指導案 (例)

1 主題名 「支え合いや助け合いに感謝して」

2 ねらいと教材

感謝について多面的に考えたり、自分の生活が多くの人の支えで成り立っていることを理解したりして、自分を支える多くの人に感謝しようとする態度を育てる。

<教材名「病気の父を迎えに常陸国へ」、内容項目「感謝」>

3 主題設定の理由

(1) ねらいとする道徳的価値について(学習指導要領解説をもとに記述)

よりよい人間関係を築くためには、互いを認め合うことが大切であるが、その根底には、相手に対する尊敬と感謝の念が必要である。人々に支えられ助けられて自分が存在するという認識に立つとき、相互に尊敬と感謝の念が生まれてくる。そして、それは、日々の生活、あるいは自分が存在することに対する感謝へと広がる。感謝の気持ちは、人が自分のためにしてくれている事柄に気付くこと、それはどのような思いでしてくれているのかを知ることで芽生え、育まれる。

高学年においては、多くの人の支え合いや助け合いで成り立っている生活そのもの、更にはその中で自分が生きていることに対する感謝まで広げることが大切である。

(2) 児童の実態について(次のような内容を記述)

ねらいとする内容項目に関わって、これまでどのような指導を行ってきたか、また児童がどのような体験や経験をしているのかを示す。また、その結果として、どのような成果や課題があるのかを示す。

アンケートや意識調査等のデータから解釈することも考えられる。

ねらいとする内容項目に関わって、これまでの指導や体験等の結果として浮かびあがる成果や課題から、補充・深化・統合の方向性を示す。

これまでの指導等を振り返り、指導の機会や児童の経験が少ない場合には、本時でしっかり補う必要がある。つまり、補充という目的になる。

これまでの指導等を振り返り、より一層深く考えさせたり、感じさせたりする必要があると判断すれば、それは、深化という目的になる。

様々な機会学んだことを、合わせて考えさせたり、それらの関連に気づかせたりして、新たな感じ方や考え方を生み出すことを目的とすれば、それは統合といえる。

(3) 教材について(教材のあらすじや特質、教材の活用の仕方について記述)

本教材は、「つゆ」と「とき」の姉妹が、旅の途中で病気になった父親を常陸国(茨城県)まで迎えに行くという県内に伝わる実話をもとに作成されている。姉妹は、約2ヶ月間かけて常陸国までたどり着くが、旅の途中や常陸国に着いてからも、多くのの人々から温情を受ける。ふるさとに戻り、多くの人のご恩に対して、何もできないことを悩み、自分たちのこれからの生き方を考え始めるといった内容である。

本時は、父の言葉を聞き、つゆとときが考えはじめる場面を活用し学習の中心とする。そのために、感謝という指導内容に関する道徳的な問題状況を明らかにするため、まず、つゆとときが何を悩んでいるのかを考えさせる。そして、その問題状況に対して、解決策を多面的に考えさせるような問題解決的な学習を展開していく。感謝という道徳的価値を児童たちに多面的にとらえさせることができる教材である。

4. 学習指導過程

	学習活動・主な発問	予想される児童の反応	指導上の留意点
導入 3分	<p>1. 親切を受けたときの態度や行為について考える。</p> <p>『他人から親切にされたら、 [] べきだ。』 [] の中には、どんな文が入りますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・丁寧にお礼を言うべきだ。 ・感謝の思いを態度で表すべきだ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本時のねらいに関わる問題意識をもたせる。 ・2～3人程度，発表させる。 ・感謝について考えていくこと，大分県の実話であることを紹介し，教材を配布する。
展開 39分	<p>2. 教材を読んで，話し合う。</p> <p>つゆとよの2人は，なぜこんなに悩んでいるのでしょうか。</p> <p>(中心的な発問) どうすることがご恩にこたえることになるのでしょうか。</p> <p>(補助発問・・・必要に応じて) ・どうして，精一杯生きることがご恩にこたえることになるの。 ・手紙を書いたり，探したりできないから悩んでいるのではないかな。</p> <p>3. 学習したことを自分の生活に置き換えて，想像してみる。 皆さんが，こうして生活しているのは，どれだけ多くの方の支えがあるからだと思いませんか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・あんなにお世話になったのに，何の恩返しもできないのは苦しいのだと思う。 ・大きな親切を受けて，そのままでは悪いと思っているから。 ・自分たちが受けた親切を他の人に返していくことがご恩にこたえることになると思う。 ・多くの人たちのおかげで，今の自分たちがいるから，精一杯生きていくことがご恩にこたえることになると思う。 ・感謝の気持ちを忘れずに生きていくことが，ご恩にこたえることになる。 ・自分の命や他の人のことを大切にしながら生きていく。 ・家族だけではない。 ・自分を支えている人はこんなにたくさんいるんだ。 ・今日1日だけでも，こんなにいるんだな。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教材は，教師が読み聞かせる。 ・道徳的価値に関わる問題の状況を明らかにしていく。 ・ここでは時間をかけすぎないように留意する。 ・登場人物が抱える道徳的価値に関わる問題の解決に向けて考えさせる。 ・グループ活動やペア活動も考えられる。 ・ワークシートやノート等に考えを書かせる。 ・手紙を書いたり，相手を探したりなど物理的な解決策を述べる子には，できないから悩んでいることを伝え，他の考えに着目させる。 ・ノートにまとめさせたり，イメージマップ等を書かせたりすることも考えられる。 ・家族だけではなく，いないと困る人も想像させる。
終末 3分	<p>4. 補助教材「200年の時を経てつながる人と人との絆」を聞く。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・補助教材の読み聞かせをして，本時の学習の余韻をもたせて授業を終わる。

中学校用の道徳教材

章は、3部構成になっています。

- 1．教材になった先人の紹介です。授業にも活用できます。
- 2．教材の概要や作成の意図を示しています。
- 3．学習指導案ができるまでの教材研究の方法の一例を示しています。研究会や校内研修等にも活用できます。



1. 「^{しげみつ}重光 ^{まもる}葵」って、どんな人？

プロフィール

外交官として、イギリス、中国、ソ連等に赴任、後に外務大臣となる。

終戦時には、国の主席全権代表として、アメリカの戦艦ミズーリ号の上で、降伏文書に調印する。

戦後も政党の総裁や外務大臣として活躍し国際連合加盟時には、日本政府の代表として国連総会で「日本はある意味において東西のかけ橋となり得る」という有名な演説を行った。

出典：「きつき偉人伝」杵築市教育委員会



若き日のヒストリー

- | | |
|----------------|---|
| 1887 (明治 20) 年 | 大野郡三重町 (豊後大野市) で生まれる。 |
| 1890 (明治 23) 年 | 3歳だった葵は、家族とともに速見郡八坂村 (杵築市) に転居。 |
| 1892 (明治 25) 年 | 八坂尋常小学校 (杵築市立八坂小学校) に入学。 |
| 1899 (明治 32) 年 | 杵築中学校 (大分県立杵築高等学校) に入学。 |
| 1904 (明治 37) 年 | 杵築中学校を主席で卒業。 |
| 1904 (明治 37) 年 | 熊本の第五高等学校に入学。 |
| 1907 (明治 40) 年 | 東京帝国大学法学部独法科に入学。 |
| 1911 (明治 44) 年 | 外交官試験合格。 |
| 1911 (明治 44) 年 | 外交官補として最初の任地ベルリンに赴任。
その2年後に、ロンドンに着任。 |
| 1918 (大正 7) 年 | ポートランドに着任。 |

これ以後も、中国やドイツ等で勤務し、国際外交の舞台で活躍する。

出典：「若き日の重光葵」大分県立先哲史料館

エピソード

エピソード 1

満州事変をきっかけに、日本と中国の関係はよくない方向に向かいました。そんな中、上海に赴任していた重光葵は、日本と中国の停戦交渉に努力しました。

1932(昭和7)年4月28日、日本と中国の停戦がようやくまとまりました。しかし、翌日、重光葵は、当時の天皇の誕生日の祝賀式典で爆弾によって負傷し、右足を切断することになりました。その手術の直前に、重光葵はベッドの上で、自ら停戦協定の書類に署名したのでした。

エピソード 2

1945(昭和20)年8月14日、日本政府はポツダム宣言を受諾し、翌日に国民に発表し戦争が終わりました。

外務大臣に就任した重光葵は、9月2日、日本政府の代表として、東京湾に浮かぶアメリカの戦艦ミズーリ号の上で降伏文書に署名をしました。この時、重光葵と同行したのは、中津市出身の梅津美治郎(うめづよしじろう)でした。

日本の代表として、大分県出身の2人が関わったのです。

エピソード 3

1956(昭和31)年12月18日、日本の国際連合加盟が決まり、重光葵は国際連合の総会で日本の代表として演説を行いました。

国連総会での演説の後、1957(昭和32)年、1月15日、重光葵は大分県立杵築高等学校で、母校の生徒たちに対して、講演を行いました。この時、「志四海(ししかい)」という言葉を残します。

同年1月26日に狭心症の発作により、69歳の生涯を閉じました。

世界80カ国の代表たちが、重光葵に黙祷をささげました。

アクセス

もっと、くわしく知りたい人は、行ってみよう。

○「重光邸 無迹庵(むせきあん)」

〒873-0014 杵築市大字本庄 893-1

「山溪偉人館」^{さんけい} 〒873-0224 国東市安岐町山口 567-3



2 . 中学校用の教材

お知らせ

授業で使う生徒用の教材は、本書の巻末に収録しています。
巻末に収録している教材には、挿絵や語句の説明等もあります。
授業の際には、巻末の教材を印刷してご使用ください。

日本は東西のかけ橋

1 . あらすじ

プロローグ（重光葵の紹介）

停戦協定

- ・日本と中国の関係が悪化
- ・重光の粘り強い停戦交渉

重光の決意

- ・当時の天皇の誕生日の式典に出席する重光
- ・停戦協定の書類に自ら署名することを嘆願する重光
- ・手術を延期し、痛みをこらえ、ベッドの上で署名する重光

その後の日本の歩み（表にして示す）

- ・日本が「国際連盟」を脱退
- ・日本が「日中戦争」を断行
- ・日本のハワイ真珠湾攻撃
- ・広島、長崎に原子爆弾が投下
- ・ポツダム宣言受諾、日本の無条件降伏

苦難の再出発

- ・日本の代表として戦艦ミズーリ号の上で、降伏文書に署名する重光
- ・戦争の責任を問われ、四年半にわたり刑務所に収監
- ・刑務所の中で、日本を国際連合に加盟させたいと強く願う重光

日本の国際連合加盟

- ・外務大臣に就任した重光
- ・国際連合加盟を果たすため、尽力する重光
- ・国際連合の総会の場面

ふるさとへ

- ・杵築高校で、生徒たちに対して講演を行う重光

エンディング（69年の生涯）



2. 教材に盛り込んだ内容について

ねらいとする内容項目（国際理解，国際貢献）を明確にするために

他国を尊重し国際的視野に立って，世界の平和について考えたり，世界の情勢に目を向けたりする態度につながるように，以下のような内容で構成しました。

- ・ 国際連合の総会での演説の内容
- ・ 国と国との衝突を力によって解決してはならないという信念を貫き，話し合いで解決しようと努力する姿。
- ・ 日本の国際連合加盟を決意し，努力する姿。



生徒が立ち止まって考える教材にするために

教材のタイトルは「日本は東西のかけ橋」としました。授業の始めに，この言葉の意味を考えさせることにより，ねらいとする道徳的価値への方向づけができると考えます。

教材の前半には，重傷を負いながらも自分の体のことよりも，中国との停戦協定を一番に考える場面を取りあげました。この場面では，重光葵のそのような行為に対して，生徒一人一人が様々な思いを抱くことが期待できます。

また，後半には，国際連合の総会での演説文を載せています。演説の文章を，重光葵の生き方と重ねて考えさせるような学習が展開できます。



「重光葵」の魅力を伝えるために

本教材では，大分県の生徒たちに，大分県の先人である重光葵の国際連合加盟時の演説を知ってもらいたいと考え，戦後の場面を中心に取り上げました。

「日本は東西のかけ橋となり得る。」という国連総会での言葉は，大分県の先人の演説であると知れば，郷土への誇りにもつながっていくのではないかと考えます。

国際連合加盟に関わって、日本の代表として総会に出席し演説を行うといった大役を果たした後、郷土の大分県に帰り母校である杵築高校で講演を行い、後輩たちに「志四海（ししかい）」という言葉を残したのも魅力の一つです。

「志四海（ししかい）」と「日本は東西のかけ橋となり得る。」という2つの言葉を比較させたり、2つの言葉の関連を考えさせたりするような学習も考えられます。



3 . 教材研究編

3 - 1 内容項目

中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編（平成 27 年 7 月）において，内容項目に関して述べられていることを整理してみます。

本教材に関する内容項目 【国際理解，国際貢献】

世界の中の日本人としての自覚をもち，他国を尊重し，国際的視野に立って，世界の平和と人類の発展に寄与すること。

内容項目の概要

「国際理解，国際貢献」の必要性

- ・環境や資源，食糧や健康，危機管理など，一地域や一国内にとどまる問題ではない。
- ・日本人が自分たちだけの幸せを求めることに終始することは難しくなっている。

他国を尊重する

- ・他の地域や国々はそれぞれの文化や伝統，歴史をもっており，他の地域や国々がもっている理想等を，違いは違いとして理解する。

国際的視野に立つ

- ・広くの世界の情勢に目を向けつつ，国際理解に努める。

世界の平和と人類の発展に寄与する

- ・日常生活の中で社会連帯の自覚に基づき，あらゆる時と場所において協働の場を実現していく努力こそ，平和で民主的な国家及び社会を実現する根本である。

指導に当たって

- ・他国には，日本と同じように，その国の伝統に裏打ちされたよさがあることや，その国の独自の伝統と文化に各国民が誇りをもっていることなどを理解させる。
- ・様々な文化のもつ多様性の尊重や価値観の異なる他者との共生などについても考えを深める必要がある。
- ・世界の平和と人類の発展に貢献する理想を抱き，その理想の実現に努めることが大切である。その理想の実現のための基本になるのは，どの国の人々も同じ人間として尊重し合い，差別や偏見をもたずに公正，公平に接するということである。

グローバル化が進む今の時代に生きる中学生には，日本のことだけでなく，世界の情勢に目を向けることの大切さや世界の平和について，他人事ではなく自分事として，考えさせたいですね。

他の内容項目においても，解説書で述べられていることを自分なりに整理してみてください。



3 - 2 教材の分析 (例)

人の行動や言葉の裏側には「心」が存在する。それは、ある考え方やその人がもつ価値観等である。道徳教材には、人物の道徳的な行為が描かれている場合が多い。人物の道徳的な行為の背景にある価値観等を、指導者がまず明らかにしておく必要がある。

登場人物の言葉や行動	言葉や行動の背景にある価値観等
<p>「お願いがあります。停戦協定の書類に署名するまで、手術を待っていただけませんか。自分で署名して、停戦を確かなものにしたいのです。」</p> <p>「今日の日本の政治、経済、文化は、過去一世紀にわたる東洋と西洋の融合の産物です。そういった意味で、日本は東西のかけ橋となり得ると思います。」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他の地域や国々は、それぞれの文化や伝統、歴史をもっており、違いは違いとして理解し尊重していかなければならない。 (国際理解, 国際貢献) ・どんな困難があっても、自分の決めた目標は最後までやり遂げなければならない。 (克己と強い意志) ・他の地域や国々は、それぞれの文化や伝統、歴史をもっており、違いは違いとして理解し尊重していかなければならない。 ・日本のことだけを考えるのではなく、世界の情勢に目を向け、他国のことも考えていかなければならない。 ・世界の平和と人類の発展に貢献したい。

考えられる発問の例

- 「重傷を負いながらも、重光はなぜ自分の手で署名することにこだわったと思いますか。」
- 「自分の手で署名することと、他の人が署名することに違いがあるのでしょうか。」
- 「『日本は東西のかけ橋になり得る。』という言葉には、重光葵のどんな思いが込められていると思いますか。」
- 「『日本は東西のかけ橋になり得る。』とは、私たちがこれからどのようにしていくことだと思いませんか。」
- 「重光葵は、今を生きる私たちに、どんなことを期待していると思いますか。想像してみてください。」
- 「重光葵の生き方から、あなたは何を学びましたか。」等

どのような授業を行うかは、授業者の意図によります。どのようなことをじっくり考えさせたいのか、またどのようなことに気づかせたいのか、授業者が明確にして発問を決めることが大切です。

注意すべきは、教材に書かれていることが答えになるような発問です。読み取り中心の学習になってしまいます。



3 - 3 発問の構成 (例)

道徳の授業づくりでは、発問の構成が大切である。言わば、授業の骨組みともいえる。発問の構成について、中学校学習指導要領解説 特別の教科道徳編には次のように示されている。

発問を構成する場合には、授業のねらいに深く関わる中心的な発問をまず考え、次にそれを生かすためにその前後の発問を考え、全体を一体的に捉えるようにするという手順が有効な場合が多い。

< 発問を考える順序 >

- ・ウ イ エ アという順序で発問を考え、授業展開の全体像を描いた。
- ・ウは、中心的な発問であり授業のねらいに関わる。授業では多くの時間をかける。
- ・イは、ウにつながっていくような発問である。イの学習が、ウの学習を支えていく。
- ・エは、実生活への意識化を図るための発問である。ここでは無理に発表させなくてもよい。ノートやワークシート等にかかせたりすることも考えられる。
- ・アは、授業のスタートであり、短時間で本時の学習の見通しをもたせたり、動機づけを行ったりするものである。
- ・ア、イ、エの発問は、ウを最大限に生かすための発問であり、短時間で行う。

	発問の構成	発問の意図
ア	<p>「日本は東西のかけ橋」とは、どういう意味だと思いますか。想像してみてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本が、他の国と国の間に立って関係をつくる。 ・太平洋近くの国と大西洋近くの国をつなぐ役割。 	<p>教材の中心場面と関連のある言葉の意味を想像させ、教材を読む際の興味をもたせるとともに、学習の方向を示したい。</p> <p>本時で扱う道徳的価値への方向づけである。</p>
イ	<p>重傷を負いながらも、重光葵はなぜ自分の手で署名することにこだわったと思いますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分の手で何とか平和を取り戻したい。 ・他の者には任せたくない。停戦を確実にしたい。 	<p>国と国の衝突を武力ではなく、話し合いで解決すべきだという重光葵の信念を理解させたい。</p> <p>中心的な発問へのつなぎの発問である。</p>
ウ	<p>「日本は東西のかけ橋になり得る」という言葉には、重光葵のどんな思いが込められていると思いますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二度と世界大戦を起してはならない。 ・国と国が争うことは不幸なこと。日本が、中心となり世界の平和をつくっていくのだ。 	<p>他の地域や国々は、それぞれの文化や伝統、歴史をもっており、違いは違いとして理解し、尊重していかなければならないことを重光葵の演説や重光葵の言動を参考しながら考えさせたい。</p> <p>ねらいに直結した発問である。</p>
エ	<p>「日本は東西のかけ橋になり得る」とは、私たちがこれからどのようにしていくことだと思いますか。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の国の文化や伝統を正しく理解していくこと。 ・外国で今、何が起きているのかを知るように努力すること。 	<p>日本のことだけを考えるのではなく、世界の情勢に目を向け、他国のことも考えていかなければならないことを気づかせたい。</p> <p>教材を通して生み出された考えや価値観を、実生活につなげる発問である。</p>

3 - 4 学習指導案 (例)

1 主題名 「世界とともに生きる」

2 ねらいと教材

平和は、全ての人々が考えるべき重要な課題であることを理解させ、日本のことだけを考えるのではなく、広く世界の情勢に目を向けようとする態度を育てる。

<教材名「日本は東西のかけ橋」、内容項目「国際理解、国際貢献」>

3 主題設定の理由

(1) ねらいとする道徳的価値について(学習指導要領解説をもとに記述)

今日、私たちが抱える問題、例えば環境や資源、食料や健康など、どれも一地域や一国内にとどまる問題ではない。したがって将来の日本を担う中学生には、日本のことだけを考えるのではなく、国際的視野に立ち、広く世界の情勢に目を向けつつ、日本人としての自覚をもって国際理解に努めることが必要である。国際社会の中でグローバルに活躍するために必要な態度や考え方である。

このような態度や考え方の基本となるのは、国によってものの感じ方や考え方、生活習慣などが違って、どの国の人々も同じ人間として尊重し合い、差別や偏見をもちに公正、公平に接するという道徳的な価値である。そのことを踏まえ、平和は、全ての国々の人々が模索すべき道徳的課題の一つであるということを理解させる必要がある。

(2) 生徒の実態について(次のような内容を記述)

ねらいとする内容項目に関わって、これまでどのような指導を行ってきたか、また生徒がどのような体験や経験をしているのかを示す。また、その結果として、どのような成果や課題があるのかを示す。

アンケートや意識調査等のデータから解釈することも考えられる。

ねらいとする内容項目に関わって、これまでの指導や体験等の結果として浮かびあがる成果や課題から、補充・深化・統合の方向性を示す。

これまでの指導等を振り返り、指導の機会や生徒の経験が少ない場合には、本時でしっかり補う必要がある。つまり、補充という目的になる。

これまでの指導等を振り返り、より一層深く考えさせたり、感じさせたりする必要があると判断すれば、それは、深化という目的になる。

様々な機会学んだことを、合わせて考えさせたり、それらの関連に気づかせたりして、新たな感じ方や考え方を生み出すことを目的とすれば、それは統合といえる。

(3) 教材について(教材のあらすじや特質、教材の活用の仕方について記述)

本教材は、大分県出身の重光葵の生き方をもとに作成されている。重光葵は外交官として上海に赴任し、国同士の衝突を話し合いで解決しようとするが、日本は戦争の道を歩んでいく。そして、重光葵は戦後の日本を国際連合に加盟させるために尽力し、国連総会の場で世界中が認める演説を行った。

本時は、国連総会における重光葵の演説の言葉を活用し中心的な学習とする。そのために、重光葵が停戦協定を自らの手で行おうとする場面を考えさせ、平和への強い信念を理解させる。そして、「日本は東西のかけ橋になり得る」という言葉に込められた重光葵の思いを考えさせていくようにする。将来の我が国を担う中学生が、日本のことだけでなく、世界の情勢に目を向けていく大切さを意識できる教材である。

4. 学習指導過程

	学習活動・主な発問	予想される生徒の反応	指導上の留意点
導入 3分	1. 「日本は東西のかけ橋」という言葉の意味を考える。 「日本は東西のかけ橋」とは、どういう意味だと思いますか。想像してみてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・日本が、他の国と国の間に立って関係をつくる。 ・国と国をつなぐ役割。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本時のねらいに関わる問題意識をもたせる。 ・2～3人程度、発表させる。 ・この言葉は、大分県出身の重光葵の演説の言葉であることを紹介し、教材を配布する。
展開 44分	2. 教材を読んで、話し合う。 重傷を負いながらも、重光葵はなぜ自分の手で署名することにこだわったと思いますか。 (中心的な発問) 「日本は東西のかけ橋になり得る」という言葉には、重光葵のどんな思いが込められていると思いますか。 生徒の考えを的確につかんだり、さらに考えを引き出したりする補助発問を必要に応じて使うようにする。 (補助発問・・・必要に応じて) ・なぜ、そう思うの。 ・本当にこれでよいのかな。 ・ さんの考えをみなさんはどう思いますか。等 3. 学習したことを自分の生活に置き換えて、想像してみる。 「日本は東西のかけ橋になり得る」とは、私たちがこれからどのようにしていくことだと思いますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の手で何とか平和を取り戻したい。 ・他の者には任せたくない。停戦を確実にしたい。 ・二度と世界大戦を起してはならない。 ・国と国が争うことは不幸なこと。日本が、中心となり世界の平和をつくっていくのだ。 ・国同士が争う時代は終わった。これからは、日本が中心となり世界の平和を進めるのだ。 ・戦争の悲惨さを知っている日本だからこそ、世界をつなぐ役割ができるのだ。 ・他の国の文化や伝統を正しく理解していくこと。 ・外国で今、何が起きているのかを知るように努力すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教材は、教師が読み聞かせる。 ・重光葵の考え方や信念を理解させる。 ・ここでは、時間をかけすぎないように留意する。 ・時間短縮のため1～2分程のペアトーク等も考えられる。 ・ねらいとする道徳的価値にかかわる学習であるので、時間をかけ、グループで話し合わせたり、ワークシート等にかかせたりする活動も考えられる。 ・一つの考えに集約するようなことはせず、それぞれの考え方の違いが見えるように板書に整理し、多面的にとらえさせるようにする。 ・ワークシートやノート等に考えを書かせる。
終末 3分	4. 「私たちの道徳」P219のメッセージを読む。		<ul style="list-style-type: none"> ・「私たちの道徳」P219のメッセージを読んで、本時の学習の余韻をもたせて授業を終わる。

地域教材の開発と活用

特別の教科 道徳（道徳科）は，平成 30 年から小学校，平成 31 年から中学校で全面実施となります。

道徳科の解説書（平成 27 年 7 月）には，『道徳科は，主たる教材として教科用図書を使用するが，併せて地域教材などの開発と活用が重要である』と述べられています。



1 . 地域教材の意義



なぜ、道徳の授業に地域を素材とした教材が必要なのでしょう？

例えば、私たちが郷土の文化財や伝統芸能等を誇りに思い大切にするのは、単に昔から伝えられ、古いものだから価値があるということではなく、そこに込められた様々な先人の崇高な営み（願いや考え方、生き様等）を大切にしたいと考えるからです。

人はいずれの地であれ、地域の中で生活し、成長していくものです。児童生徒は、自然を含め、地域の様々な文化や人との関わりを通して成長していきます。児童生徒の道徳性を育む上においても、地域社会や地域教材のもつ意義は大きいと言えます。

地域の「ひと、もの、こと」との関わりの中で、児童生徒の郷土愛も育ていけるのです。

道徳の授業に活用する地域教材には、どのようなものがあるのでしょうか？

地域教材と言えば、地域の「自然」「伝統と文化」「先人の伝記」等を題材にしたものを想像するでしょう。この3つ以外にも、特別の教科 道徳の解説書（平成 27 年 7 月）には、次のようなものが紹介されています。

「生命の尊厳」を題材にしたもの

生命の尊厳に関わる素材には、生命の誕生や死を取り上げたものから、動物愛護や救命、医師の努力など幅広く考えられます。

「スポーツ」を題材としたもの

スポーツを題材とした教材には、目標に向かって挑戦するアスリートの姿が力強く描かれています。そこには、挫折したり苦悩したりする人間の弱さもあり、児童生徒の共感と呼んだり憧れを抱いたり、心に響くものが多くあります。

「情報化への対応などの現代的な課題」を題材としたもの

- ・情報化に関しては、機器の活用の仕方を扱うのではなく、機器を活用する上で必要な「節度、節制」や「規則尊重」などについて考えを深めていけるような教材が必要です。
- ・道徳科で扱う道徳的諸価値は、現代社会の様々な課題に直接関わっています。例えば、環境、貧困、人権、平和等といった課題は、「公正、公平、社会正義」「国際理解、国際貢献」「生命の尊さ」等様々な道徳的価値に関わる葛藤があります。



大分県は、美しい自然や伝統的な文化、歴史遺産がたくさんあります。大分県内にある魅力ある素材を探してみましょう。教材開発は、まず素材探しからです。

2 . 大分県にある魅力的な素材（例）

素材

- ~ 例 ~
- ・「世界農業遺産」
 - ・「ジオパーク」
 - ・「祇園まつり」
 - ・「アサギマダラ」
 - ・「田染荘」
 - ・「関アジ関さば」
 - ・「ホタルまつり」
 - ・「エコパーク」
 - ・「頭料理」
 - ・「廣池 千九郎など地域の先人」
 - ・「大分国際車いすマラソン大会」
 - ・「石橋」
 - ・「国宝」
 - ・「太陽の家」
 - ・「高崎山」
 - ・「シチトウイ」
 - ・「獣医師」
 - ・「河津桜」
 - ・「銘菓」
 - ・「竹宵まつり」
 - ・「城下カレイ」
 - ・「大分県先哲叢書」
 - ・「快眠活魚」
 - ・「干ししいたけ」
 - ・「きつね踊り」
 - ・「つり橋」
 - ・「神楽」
 - ・「地域出身のアスリート」等



素材が見つかったら、下の6つの題材（テーマ）のどこにあてはまるのか検討してみましょう。

自校の児童生徒にとって、どの題材が必要なのか。また教育課程を改善するためにはどの題材が不足しているのか等を検討すると、教材化の方向性を定めることができます。

題材

生命の尊厳

自

然

伝統と文化

先人の伝記

スポーツ

情報化への現代的な課題



道徳の授業は、主に人の生き方に関わる学習です。ですから、人との関わりが見えるという視点が必要です。

例えば、「自然」について教材化しようと考えた場合にも自然保護という活動を行っている人物等がいるはずです。

教材

適切な道徳的価値に関わる事象や人物が取り上げられているもの。
悩みや葛藤等の心の揺れ，人間関係の理解等の課題も含め，児童生徒が深く考えることができるもの。

人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられるもの。
多様な見方や考え方ができる事柄を取り扱う場合には，特定の見方や考え方に偏った取り扱いがなされていないもの。

3 . 地域教材作成の手順

教材の開発には、様々な方法や手順が考えられますが、ここでは、読み物教材の開発の手順について一例を示します。

素材を見つけよう

素材は、それぞれの地域にたくさんあると思います。日頃からニュース、新聞などに目を通し、身近な出来事に関心をもつことが大切です。

見たり聞いたりしたことを、6つの題材ごとに分類・整理しておくことで教材化しやすくなります。



題 材

生命の尊厳

自 然

伝 統 と 文 化

先 人 の 伝 記

ス ポ ー ツ

情報化への現代的な課題

情報を集めよう

郷土資料、パンフレット
 一般書籍
 情報通信ネットワーク
 歴史資料館や記念館
 過去の新聞記事や市報
 県立図書館や市立図書館
 地域の方や専門家にインタビュー

専門家に聞いてみよう

素材によっては、専門家の協力が必要な場合があります。

本書に収録している2つの教材は、専門家に協力をいただき作成したものです。

【専門家にインタビューする利点】

新たな情報やなかなか手に入らない貴重な書籍や資料などを提供してくれる。

専門家の話を聞くことで、さらに興味が高まり、教材作成の意欲につながる。

授業展開のヒントとなることが多い。

教材そのものの不備や間違いについて、助言をしてもらえる。

教材作成の際、著作権の問題等がクリアーできる場合が多い。

調べたことを「教材」にしてみよう

ねらいとする内容項目及び対象学年を決定する。
登場人物や中心となる場面などを設定する。
ストーリーの大要や「起承転結」などを設定する。
ここまでは、ストーリー全体の「設計図」のようなものです。
「設計図」をもとに、字数を考慮しながら、実際に読み物等の「形」
にしてみる。

読み物教材の場合の字数制限の目安

字数制限には、明確な規定はありません。字数やページ数は様々
である。大切なのは、子どもの実態に合わせて決めることです。

(例) 4 ページ構成の場合 (1 ページ分は、挿絵や写真等)

- ・低学年・・・450 字 × 3 = 1350 字程度
- ・中学年・・・600 字 × 3 = 1800 字程度
- ・高学年・・・750 字 × 3 = 2250 字程度
- ・中学校・・・短いものから、3000 字を超えるもの
あくまでも大まかな目安です。

例えば、高学年の教材であっても、1500 字程度も考えら
れます。

授業をイメージしながら「教材」を修正しよう

ここからが、大切な作業です。実際に授業の様子や発問などをイメ
ージしながら、修正していきます。

【修正の視点】

児童生徒に考えさせたい部分や必要のない情報は、削除していく。
児童生徒が考えやすいように、人物が立ち止まって考える場面や迷
いの場面などを書き加えたり、人物の心の動きを直接記述せず、副
詞などを効果的に活用したりするなどの表現の工夫をする。
ねらいとする道徳的価値に関わる場面が描かれているか吟味する。
挿絵や補助資料などをどこに位置づけるか吟味する。
児童生徒にとって、わかりやすい表現になっているか吟味する。

教材作成の際に留意しなければならないのは、著作権の問題です。前頁でも紹
介しましたが、専門家に協力を依頼すると、著作権の問題も解決することが多
くあります。詳しくは、文化庁 web サイトで確認しましょう。

(<http://www.bunka.go.jp/chosakuken/index.html>)

作成協力者等（順不同）

莊田 啓介 氏	臼杵市二孝女顕彰会 事務局長 野津町きつちよむ史談会 事務局長
佐藤 晃洋 氏	大分県立先哲史料館 館長
細井 雅希 氏	きつき城下町資料館
重光邸 無迹庵（むせきあん）	
杵築市教育委員会	
臼杵市教育委員会	

参考にした書籍や資料等

出典：集英社文庫コミック版「NHKその時歴史が動いた 昭和史復興編」国際連合加盟
重光葵 日本から世界へのメッセージ

著者：広井てつお

出典：PHP 研究所「調印の階段」

著者：植松三十里

出典：新日本文芸協会 「実話 病父を尋ねて三百里」

著者：橋本 留美

出典：「連載 実話二孝女物語」 臼杵市の市報に掲載

著者：莊田 啓介

出典：「若き日の重光葵 ～外交官を目指した青年の足跡～」

作成：大分県立先哲史料館

「重光葵 連合国に最も恐れられた男」 福富健一 著 講談社

「親子で読む大分偉人伝」 辻野 功 著 一般社団法人大分学研究会

「大分の先人たち 心を育てる物語」 大分県小学校道徳教育研究会 著 光文書院

「200年前の友情が今新たなドラマに！」 莊田 啓介 著 臼杵市二孝女顕彰会

「ともに歩む」 高校用道徳副読本 茨城県教育委員会

「心の響き ～臼杵の先人に学ぼう～」 臼杵市教育委員会

「臼杵の歴史発見 ルート18」 臼杵市・臼杵市教育委員会

「豊後国の二孝女」DVD 臼杵市二孝女顕彰会

イラスト協力

イラスト集 人・人物のイラストわんパグ

おわりに

平成27年3月に小中学校の学習指導要領が一部改正され、これまでの「道徳の時間」が、「特別の教科 道徳」として実施されることになりました。小学校では平成30年、中学校では平成31年に全面実施となります。

将来の変化を予測することが困難な時代には、自らの人生や社会における答えが定まっていない問いを受け止め、多様な他者と議論を重ねて探求し、「納得解」を得るための資質・能力が求められます。このような意義や価値を担う道徳の授業は、学校教育における道徳教育の要として、これまで以上に積極的な役割を果たさなければなりません。そして、誰よりも重要な役割を担っているのは道徳の授業を直接行っている一人一人の先生方です。

道徳の授業が、主題やねらいの設定のない単発的な生活指導の時間になったり、一つの指導過程のみを「型」として過度に固執したりするようなことを避け、「考え、議論する道徳」を目指し柔軟に授業を構想していく必要があります。

本書は、道徳の授業づくりや教材づくりについての一例を示しました。道徳の教科化に対応するためにも、道徳の授業研究や授業改善の取組は急務です。本書が、その一助となれば幸いです。大分の子どもたちが夢や未来に向かう意欲を育むためにも、道徳の授業の改善及び充実に向けて、ご尽力くださるようお願いいたします。

平成28年 3月

大分県教育庁義務教育課 義務教育指導班主幹 小田 雅章

「志四海」は、「四海を志す。志が全世界を覆う。志を全世界に及ぼす。」という意味であり、若い人たちが、この言葉を胸に大きな志を抱き、その目標達成のために日々努力を重ねてほしいという重光の願いが込められているのであろう。



国連総会の演説から三十九日後、一月二十六日、重光葵は、自らの使命を果たし、その人生の役割を終えたかのように息を引き取った。六十九年の生涯であった。

四海（しかい）
・四方（東西南北）の海
・世界などの意味

世界には今なお多くの重大な問題が存在します。

今日、世界が遭遇している不安と緊張がどのようなものであっても、またその原因がいろいろなものであるうとも、国際連合の力によって、平和的に処理し得ない問題はありえないと思います。

平和は、地球規模で考えるべきものであり、日本は国際連合が世界における平和政策の中心的推進力を果たすべきものであると信じています。

今日の日本の政治、経済、文化は、過去一世紀にわたる東洋と西洋の融合の産物です。そういった意味で、日本は東西のかけ橋になり得ると思います。このような立場にある日本は、その大きな責任を十分に自覚しています。

日本が国際連合の崇高な目的に対し、誠実に奉仕する決意を有することを再び表明して私の演説を終わります。

演説が終わると、総会の会場は、割れんばかりの拍手でつつまれました。日本が平和国家として国際社会から認められた瞬間であった。重光の演説は、「日本の未来に対する姿勢がはっきりと示された。」と世界の国々から評価を受けた。

国連総会での大役を果たし、重光は故郷の大分県に帰ってきた。

一九五七（昭和三十二）年、一月十五日、重光は母校である杵築高校に招かれ、生徒たちに対して講演を行った。この時、重光は、杵築高校に「志四海」という言葉を残した。現在でも、杵築高校では、この言葉が受け継がれている。

崇高

・ 巨大なもの、勇壮なものに
対したとき対象に対して抱く
感情

・ 何にも比較できない偉大さ
を指し、自然やその広大さ
についていわれることが多い。

奉仕

報酬を求めず、また他の見
返りを要求するでもなく、労
働を行うことをいう。



出所後、外務大臣に就任した重光は、日本の復興のためには国際連合への加盟は何としてもやり遂げねばならないと心に決め、世界の国々と良好な関係をつくるため難しい問題にも全力で向き合った。

そして、重光の粘り強い努力もあって、ついに日本の国際連合への加盟が実現した。「国際連盟」を脱退してから二十三年後のことであった。

一九五六（昭和三十一年）年、十二月十八日、国際連合の総会において、日本の加盟が認められた。重光は、その総会の場に日本の代表として出席し、世界中に日本のメッセージを発信した。

一九三三（昭和八）年	日本が「国際連盟」を脱退する。
一九三七（昭和十二）年	日本は中国と本格的な戦争を始める。
一九四一（昭和十六）年	日本はハワイ真珠湾を爆撃し、アメリカ、イギリスと戦争を始める。
一九四五（昭和二十）年	広島、長崎に原子爆弾が投下される。 ポツダム宣言を受諾し、日本は無条件降伏する。

一九四五（昭和二十）年九月二日、外務大臣に就任した重光は、日本の代表として降伏文書に署名するため、東京湾に浮かぶアメリカの戦艦ミズーリ号へ向かった。

「これでいいのだ。日本は降伏するという現実を受け入れてこそ、再出発できるのだ。」

日本の再出発も、重光の再出発も苦しいものだった。重光は戦争の責任を問われ、この判決に疑問をもつ人々もいたが、四年半にわたり刑務所に収監された。

重光は刑務所の中で、いつか日本を国際連合に加盟させたいと強く願った。

「戦争の苦しさを知っている日本だからこそ、国際社会の中で武力を用いずに、戦争をとめる役割ができるはずだ。」

国際連合は世界に関する重要な決定を行うところであり、国際連合に加盟することは世界の国々から認められることを意味していたのである。

国際連盟
第一次世界大戦後の国際平和を維持するためにつくられた。
一九二〇年に四十二カ国の参加で設立された。
日本も設立の時から加盟していたが、一九三三年に脱退した。
その後、日本は戦争の道を歩むことになる。

収監
人を監獄に収容すること。

発の爆音が鳴り響き、辺り一面に白い煙が広がった。重光は立ち上がるつもりだったが足の自由が利かず、今まで経験したことがない激痛を感じた。その時、群集のざわめきの中から、「犯人だ。犯人がいたぞ。」と怒鳴るような声が聞こえた。

重光は、かけつけた警官に声をしぼり出すように訴えた。

「絶対に犯人に乱暴をしてはいけない。署長にもそう伝えてくれ。」

重光の真剣な顔つきを見て、警官は直立し、敬礼で了解を伝えた。

重光の右足は、想像以上に重症であり、切断はまぬがれない状態であった。それでも重光は激しい痛みをこらえながら、医師に声をしぼり出しながら訴えた。

「お願いがあります。停戦協定の書類に署名するまで、手術を待っていただけませんか。自分で署名して、停戦を確かなものにしたいのです。」

書類の作成にかかる四、五日の間、痛みは続くことになるが、重光の意志は固かった。

事件から六日後、手術の直前に病院のベッドの上で、激しい痛みをこらえながら、重光は、停戦協定の署名を自ら行ったのである。

しかし、重光の思いとは反対に、日本はさらに戦争の道を歩んでいった。



日本は東西のかけ橋

「日本は東西のかけ橋」

大分県杵築市出身の重光葵が残した言葉である。

一九五六（昭和三十一）年、十二月十八日は、日本にとって記念すべき日となった。日本は国際連合への加盟を果たしたのである。重光葵はその総会に、日本政府の代表として出席し演説を行った。そこで生まれたのがこの言葉である

一九三一（昭和六）年、重光は外交官として、上海に住み、日本と中国との関係を保ったり、日本人の安全を確保したりするなどの仕事をしてきた。その前後から日本と中国の関係は悪化し、武力衝突することもあり、重光はそのことに心を痛めていた。

「このままでは、日本と中国は本格的な戦争になってしまう。何とかしなければ。」

重光は、

「国と国との衝突を力によって解決してはならない。戦争は両国の国民を不幸にするだけである。」という信念を貫き、あくまでも話し合いで解決しようと努力した。上海で起こった武力衝突に対して、重光は中国側とも何度も交渉を重ね、日本側の司令官に対しても、繰り返し停戦を説いた。重光の粘り強い外交と欧米諸国の協力により、ようやく停戦協定をまとめることができた。後は、停戦協定の正式書類に、双方で署名するだけとなった。

一九三二（昭和七）年四月二十九日、ほっとした気持ちで天皇誕生日の式典に出席した重光は、式典の中で、中国との争いの早期終結に対して喜びのあいさつをした。

式典も終わりに近づき、参加者が声をそろえて国歌を歌い始めた時である。重光の足もとで二

国際連合（一九四五年設立）第二次世界大戦の後、世界の平和を守るため、多くの国が協力して国際的な問題解決をする場として設立された。

当時の時代背景

昭和の時代になると、世界中が不景気になり、日本でも生活に苦しむ人々が多くなった。

不景気を回復するために、日本軍は中国に進出するという考えを主張する。

このような中で、中国の満州にいた日本軍が、日本所有の鉄道を自分たちで爆破し、これを中国軍のしわざであるとして攻撃を始めた（満州事変）。その後、中国各地に武力衝突が広がっていく。

せいに大きな拍手とともに

「お帰りなさい。」

と、明るく声をかけてくれました。そのとき荘田さんは、「つゆととき、初右衛門の三人を支えてくれた常陸太田市の人々の温かさがわかった。人の思いやりや感謝の心は、今も二百年前も変わらないのだ。」

と感じたそうです。荘田さんたちは、初右衛門がお世話になった青蓮寺などを訪問し、三人がお世話になったことに對して感謝の思いを伝えました。

このような交流を経て、平成二十七年十月十日、大分県臼杵市と茨城県常陸太田市は姉妹都市となりました。二百年前の出来事が、二つの市を結び付けたのです。

人は一人では生きてはいけません。人は気づかないところで、多くの人に支えられ生活していることを「二孝女」のお話は私たちに伝えてくれているようです。



姉妹都市

文化交流や親善を目的とした地方同士の関係を指す。

「二百年の時を経てつながる人と人との絆」

〈 補助教材 〉

大分県臼杵市と茨城県常陸太田市では、それぞれの市で「二孝女顕彰会」をつくり、活動しています。二つの市の「二孝女顕彰会」は、「二孝女」についての研究をさらに深めたり、互いに交流を重ねたりしながら、「二孝女」の物語を多くの人に伝えていきます。

臼杵市二孝女顕彰会の庄田啓介さんは、

「二孝女の物語は、生きることの大切さや思いやりの心、感謝の心など日本人が忘れてはならないことを私たちに教えてくれている。」

と語っています。

庄田さんたちは、二百年前につゆとときが受けたご恩に對して、二人になり代わり、茨城県常陸太田市へお礼に行くことを決めました。

二〇一一年秋、庄田さんら約五〇人が「お礼参り訪問団」として

「二百年前、初右衛門と二孝女がお世話になりました。」と書いた横断幕を持って、茨城県常陸太田市を訪ねました。庄田さんら訪問団に對して、常陸太田市の人たちは、いつ



顕彰会

個人の著名でない功績や善行などをたたえて広く世間に知らしめることを目的にした会。

「さよなら。いつまでもお元気で。」
親子も、村人たちもお互いに見えなくなるまで手をふった。

二か月後、初右衛門、つゆ、ときの一行は白杵の港に無事到着した。白杵にもどってから、評判は、日に日に村中に広がり、人々はつゆとときを親孝行者としてほめたたえた。

ある日のこと、二人は父に悩みを伝えた。

「村の人たちは、私たちのことをほめてくださいますが、なぜか素直に喜べません。水戸藩の皆様や旅の途中で出会った方々から受けたご恩にこたえたくても、こたえることができません。どうすればよいのでしょうか。」

二人の話聞いた初右衛門は、目を閉じて静かにこたえた。

「どうすることもできないが、今の私たちがこうして生きているのはどうしてなのか、これからも考え続けようではないか。」

父の言葉を聞き、二人は、しばらくだまっていた。

それから二人は、家の仕事にも村の仕事にも一所懸命取り組んだ。

人々はいつしか、この姉妹のことを「二孝女」とよぶようになった。時代は、明治、大正、昭和、平成と移り、「二孝女」の物語は今でも語りつがれている。



に来て話し相手になったり、食べ物やお金をもってきたり、村中で支えたのであった。青蓮寺の人たちは、お礼まわりに出かけようとする姉妹に対して、

「まずは旅の疲れがとれるまでゆっくり休みなさい。お礼まわりはそれからでも遅くはない。」

と二人の体を心配したが、姉妹は、一軒一軒お礼を言うためにたずねてまわった。四、五日後には五十軒近い家をまわっていた。

このような懸命な姿は村の多くの人たちの心にひびいた。

二人が訪れた家々では、立派なふるまいに感動して、お米や野菜などを恵んでくれる人もいた。二人の評判は、水戸藩の役人にも伝わり、食料や暖ぼう用の薪などがあたらえられた。多くの人たちの支えと二人の懸命な看病のおかげで、初右衛門の病気も回復していった。

つゆとときが青蓮寺に着いてから四カ月が経ち、ついに親子が旅立つ時がきた。水戸藩からは親子に真新しい旅装束と父が乗るためのかごが用意された。白杵藩からは、旅の付き添い役が二名来てくれた。青蓮寺は見送りに来た村人たちでいっぱいだった。皆、目に涙をうかべ別れを惜しんだ。

「ありがとう。ありがとう。」



水戸藩

現在の茨城県中部・北部にあたる地域。

白杵藩

現在の大分県杵臼市にあたる地域。

藩

藩とは江戸時代に、大名が支配した地域などのこと。

旅装束

旅をするときの服装。

こうして旅を許された二人は、臼杵の港から大阪行きの船に乗った。つゆ二十二才、とき十九才の時だった。臼杵を出て十七日目、船はやっと大阪の港についた。大阪から、京都そして東海道へと道をたずねながら旅をした。

途中、恐いことや苦しいこともあったが、一緒に江戸まで旅をしてくれた人、食べ物やお金を恵んでくれた人、家に泊めてくれた人もいた。見ず知らずの人たちのあたたかい心が、旅のきつさをいやしてくれた。



江戸、常陸国へと長い道のりを進み、やっとの思いで父のいる青蓮寺にたどりついたのである。

「お父様。」

「つゆ、とき。お前たち、よくぞここまで来たのう。」

初右衛門が旅に出てから七年七ヶ月ぶりに再会した親子は、抱き合っただけ泣くばかりだった。別人のように変わり果てた父を見た姉妹は、その日から懸命に父の看病にあたった。姉妹は旅のためのお金をすべてつかい、村の医者に薬をつくってもらった。村の医者も父を想う二人の懸命な姿に心を打たれた。

姉妹は休む間もなく、父が今までお世話になっていた村の人たちとところにお礼まわりに行くことにした。初右衛門が病気になる七年もの間、村の人たちはお見舞い



病気の父を迎えに常陸国へ ―あたたかい心に支えられた姉妹の旅物語―

「つゆ姉さん、やっと着いたわね。」

「うん、ここがお父様のいる青蓮寺よ。」

疲れきった二人の娘が青蓮寺にたどり着いた。つゆとときの姉妹である。二人は豊後国の臼杵藩からはるばる常陸国まで、病気の父親を迎えにやって来たのだ。

二ヶ月かけて歩いた三百里の道は、二人にとって長く苦しいものだった。

この物語は、今から二百年以上も前の江戸時代にあった実話である。

つゆとときの父である初右衛門は、亡くなった妻の供養のためにお寺めぐりの旅に出たまま、七年の間、連絡がとれないままだった。

そんなある日、二人のもとに

「初右衛門は、常陸国の青蓮寺にいる。重い病気で旅を続けるのは難しい。」
という知らせが入った。

これを聞いた姉妹は、今すぐにでも、迎えに行きたかった。親せきからは、若い娘の長旅を強く反対されたが、父を思う気持ちは日ましに大きくなり、二人は正式な「旅行証明」をもらうために代官所に出かけ、自分たちの思いを訴え続けた。代官所の役人たちも、姉妹の父を思う強い気持ちに心を打たれ、常陸国へ旅をすることを許した。

三百里

約千二百キロメートルの距離。一里は、約3キロメートル。

供養

死者の霊に供え物などをして、その冥福を祈ること。

旅行証明

江戸時代の日本で、人が旅をしようとするときに、許可を得て旅行していることを証明した物。

代官所

・その土地の政治を行う所。
・代官の支配下にある土地。

幼児期の教育・保育にかかわる
幼稚園・保育所・認定こども園の先生及び行政、小学校、保護者に向けた

大分県幼児教育振興プログラム

(改訂版)



しんけん遊ぶ子

～ ふれ^あ相う ・ みつめ^あ愛う ・ そだち^あ合う～

平成28年3月
大分県教育委員会

目次

1 振興プログラム（改訂版）の基本的な考え方

- (1) 振興プログラム（改訂版）における幼児教育の範囲・・・ 1
- (2) 振興プログラム（改訂版）の趣旨・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (3) 振興プログラム（改訂版）の実施期間・・・・・・・・・・・・ 2
- (4) 幼児教育をとりまく現状・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (5) めざす幼児教育と子どもの姿・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4、 6

2 基本方針と目標

- (1) 充実した幼児教育の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 0
- (2) 専門性及び指導力の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3
- (3) 特別支援教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 0
- (4) 関係機関等との連携の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 3
- (5) 子育て支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 6

3 補足資料

- ・ 保護者の皆様へ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 8



子どもたちの写真を見て、心の動きや表情を想像してみてください。

1 振興プログラム（改訂版）の基本的な考え方

1 振興プログラム（改訂版）の基本的な考え方

(1) 振興プログラム（改訂版）における幼児教育の範囲

振興プログラム（改訂版）における「幼児教育」の範囲は、小学校就学前までの子どもを対象とした幼稚園・保育所・認定こども園において行われる教育・保育とします。

「幼児期の教育」「幼児期の教育・保育」は「幼児教育」と同様の意味としています。



幼稚園・認定こども園・保育所の比較

	幼稚園	認定こども園	保育所
関係法令	学校教育法	認定こども園法	児童福祉法
施設	学校	学校（幼稚園型） 児童福祉施設（保育所型） 学校及び児童福祉施設 （幼保連携型）	児童福祉施設
対象	満3歳～小学校就学前	0歳～小学校就学前	0歳～小学校就学前
教育・保育 内容	幼稚園教育要領	幼稚園教育要領（幼稚園型） 保育所保育指針（保育所型） 幼保連携型認定こども園 教育・保育要領（幼保連携型）	保育所保育指針

1 振興プログラム（改訂版）の基本的な考え方

（２）振興プログラム（改訂版）の趣旨

大分県幼児教育振興プログラム（改訂版）は、県内のどこに住んでいても小学校就学前の子どもに対する豊かな教育の機会が保障されるように、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、行政、家庭、地域社会が取り組むべき幼児教育に関する指針です。

本県では、文部科学省が平成18年10月に「幼児教育振興アクションプログラム」を策定したことに伴い、幼稚園、保育所、認定こども園、学校関係者、学識経験者、保護者、行政関係者からなる委員に審議をいただいて、平成19年3月に「大分県幼児教育振興プログラム」を策定しました。

この間、市町村教育委員会、各学校、関係団体等と連携協力しながら、幼稚園教諭等の法定研修（新規採用教員研修、10年経験者研修）や幼稚園教諭、保育士、保育教諭等を対象とした研修会等を実施して指導力、専門性の向上に取り組んできました。そして、平成27年4月に子ども・子育て支援新制度が始まり、幼児教育の質の向上が改めて注目されることとなりました。

このような背景のもと、幼児教育の更なる振興と充実に向けて現行振興プログラムを見直し、改訂することにしました。

今後、この振興プログラム（改訂版）を踏まえて、本県における幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、行政、家庭、地域社会において、幼児教育の一層の振興・充実が図られることを期待するとともに、県として幼児教育の振興に努めていきます。

（３）振興プログラム（改訂版）の実施期間

平成28年度から平成37年度までの10年間
ただし、国の動向により、必要があれば見直しを行う。



1 振興プログラム（改訂版）の基本的な考え方

(4) 幼児教育をとりまく現状

子ども・子育て支援新制度

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」をはじめとした子ども・子育て関連3法（1）により、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月に本格的にスタートしました。

(1) 子ども・子育て関連3法

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

県内の幼稚園、保育所、認定こども園数

子ども・子育て支援新制度により、学校及び児童福祉施設に位置付けられる幼保連携型認定こども園に移行した園が増えています。

大分県内の幼稚園、保育所、認定こども園数（園）

		公立	私立	合計	割合
幼稚園		121	38 + (19)	159	27%
保育所		53 + (9)	177 + (6)	230	39%
認可外保育施設		0	116	116	20%
認定 こども園	幼保連携型	3	50	53	9%
	幼稚園型	0	19	19	3%
	保育所型	9	6	15	2%
	地方裁量型	0	0	0	0%
県全体		186	406	592	100%

（平成27年5月1日現在）

幼稚園は、幼稚園数 + （認定こども園幼稚園型の園数）で記載。

幼稚園型認定こども園が学校教育法上「幼稚園」の位置付けのため。

保育所は、保育所数 + （認定こども園保育所型の園数）で記載。

保育所型認定こども園が児童福祉法上「保育所」の位置付けのため。

1 振興プログラム（改訂版）の基本的な考え方

(5) めざす幼児教育と子どもの姿

めざす幼児教育

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っています。生活や遊びといった直接的・具体的な体験を通して、人とかかわる力、思考力、感性、表現する力などをはぐくみ、人間として、社会とかかわる人としての生きる力の基礎を培うことが大切になります。そのためには、遊びを中心とした生活を通して、発達に必要な経験が得られるように保育者による意図的・計画的な指導が必要です。

本県では、小学校の前倒しのような早期教育を行うのではなく、幼児期の発達の特徴に応じた『遊び』を大切にした生活を通して、生きる力の基礎を培う幼児教育をめざします。

遊びを大切にする幼児教育



協同性

「いっしょにしようよ」

感性

「風は気持ちいいなあ」

思いやり

「だいじょうぶだよ、がんばって」

規範意識

「そんなことしたらだめだよ」

折り合い

「ほくもやりたいな」「いいよ」

主体性

「今日も昨日のつづきをするぞ」



生活習慣

「あそんだ後は、手をあらうよ」

思考力

「こうしたら、うまくいくぞ」

「遊び」を通して、生きる力につながる
いろいろなことを学んでいるんだよ



1 振興プログラム（改訂版）の基本的な考え方

トピック 1

【 砂遊び 】



幼児期の子どもたちは、友だちと一緒に遊ぶ中で、話し合ったり、ルールを守ったり、協力したり、人間関係を育む上で必要な力を身に付けていきます。また、五感（視覚・聴覚・味覚・触覚・嗅覚）を通して遊ぶ体験は、豊かな感性や学ぶ意欲を向上させ、創造力や想像力を育みます。砂は水を含むと固くなること、水は高ところから低いところへ流れることなど、小学校以降の学びにつながる事象も遊びを通して気づいていきます。

【 文字遊び 】



文字の習得については、小学校入学後に担任の先生が丁寧に指導します。幼稚園・保育所・認定子ども園では、小学校入学前にドリルを使って文字を一律に全員に覚えさせるのではなく、文字を書きたいという心情を育てることが大切です。子どもは、見よう見まねで知っている文字を書く経験から、文字の意味にも興味を抱き始めます。写真の子どもは、絵本の読み聞かせの経験から、気に入った絵本の話の続きを書こうとしています。この心情が小学校以降の学びにつながっていきます。

1 振興プログラム（改訂版）の基本的な考え方

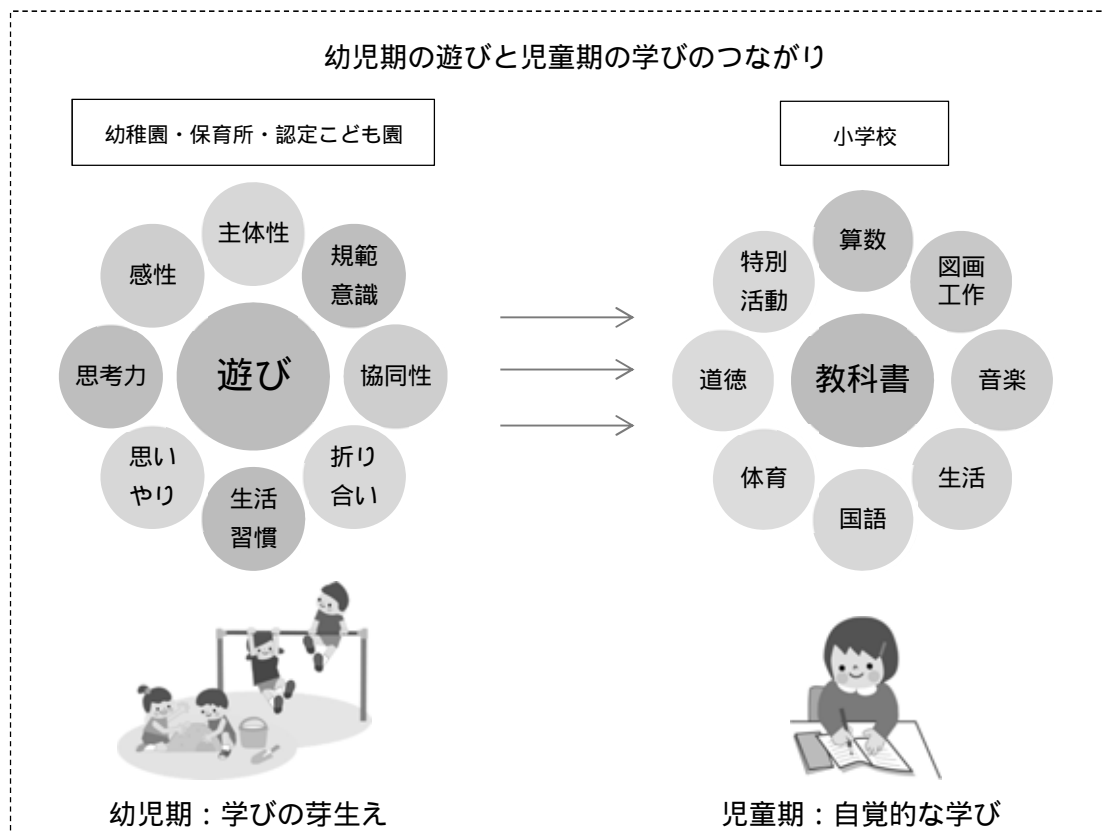
めざす子どもの姿

幼児期の子どもは、遊びを中心とした生活を通して、小学校以降の学びや生活の基盤につながる様々な学びの芽生えを身に付けています。幼児期の遊びの充実が小学校以降の学びの充実につながります。そのため、ただ遊ぶということではなく、夢中になって遊ぶ子どもを育てていくことが大切です。夢中になって遊んだ経験のある子どもは、大人になってからの育ちに大きな影響があるということも研究で明らかにされています。

そこで、大分県の幼児教育は「夢中になって遊ぶ子」の育成をめざし、めざす子どもの姿を方言を使って『しんけん遊ぶ子』という言葉でより強く表しています。

大分県のめざす子どもの姿

しんけん遊ぶ子



1 振興プログラム（改訂版）の基本的な考え方

トピック 2 

幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について（報告）より抜粋

幼児期から児童期にかけては、学びの芽生えの時期から自覚的な学びの時期への円滑な移行をいかに図るかが重要となる。

「学びの芽生え」とは、学ぶということを意識しているわけではないが、楽しいことや好きなことに集中することを通じて、様々なことを学んでいくことであり、幼児期における遊びの中での学びがこれに当たる。一方、「自覚的な学び」とは、学ぶということについての意識があり、集中する時間とそうでない時間（休憩の時間等）の区別がつき、与えられた課題を自分の課題として受け止め、計画的に学習を進めることであり、小学校における各教科等の授業を通した学習がこれに当たる。

幼児期は、自覚的な学びへと至る前の段階の発達の時期であり、この時期の幼児には遊びにおける楽しさからくる意欲や遊びに熱中する集中心、遊びでの関わりの中での気付きが生まれてくる。こうした学びの芽生えが育っていき、それが小学校に入り、自覚的な学びへと成長していく。

すなわち幼児期から児童期にかけての時期は、学びの芽生えから次第に自覚的な学びへと発展していく時期である。このため、幼児期から児童期にかけては、学びの芽生えと自覚的な学びの両者の調和のとれた教育を展開することが必要である。一方、児童期の教育においては、自覚的な学びの確立を図るとともに、楽しいことや好きなことに没頭する中で生じた驚きや発見を大切に、学ぶ意欲を育てるといった活動を適宜取り入れることが大切である。

報告 平成22年11月11日

幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の
在り方に関する調査研究協力者会議



1 振興プログラム（改訂版）の基本的な考え方

トピック 3

年齢別による発達の特徴

おおむね 6か月未満

視覚や聴覚などの感覚の発達は目覚しく、これにより、自分の取り巻く世界を認知し始める。

おおむね 6か月から1歳3か月未満

一人歩きによって、自由に移動できる喜び、好奇心が旺盛になっていく中で、身近な環境に働きかける意欲を高めていく。

おおむね 1歳3か月から2歳未満

体を使って遊びながら様々な場面やものへのイメージを膨らませ、そのイメージしたものを遊具などで見立てて遊ぶようになる。

おおむね 2歳

歩いたり、走ったり、跳んだりなどの基本的な運動機能が伸び、自分の体を思うように動かすことができるようになる。

おおむね 3歳

遊びの多くは場を共有しながらそれぞれが独立して遊ぶ、いわゆる平行遊びとして、平行して遊びながら他の園児の遊びを模倣したり、遊具を仲立ちとして園児同士で関わったりする姿がある。

おおむね 4歳

想像力の広がりにより、現実に体験したことと、絵本など想像の世界で見聞きしたことを重ね合わせたり、心が人だけでなく他の生き物や無生物にもあると信じたりする。その中でイメージを膨らませ、物語を自分なりにつくったり、世界の不思議さや面白さを味わったりしながら遊びを発展させていく。

おおむね 5歳

縄跳びやボール遊びなど、体全体を協応させた複雑な運動をするようになるとともに、心肺機能が高まり、鬼ごっこなど集団で行う遊びなどで活発に体を動かし、自ら挑戦する姿が多く見られるようになる。

おおむね 6歳

ごっこ遊びが活発に展開され、遊びの中で役割分担が生まれる。園児はその役割を担うことで、協同しながら遊びを持続し、発展させていく。また、園児はごっこ遊びの中で、手の込んだ流れと様々な役割を考え出し、遊びはより複雑なものとなっていく。そうしてこうした遊びを試行錯誤しながら満足いくまで楽しもうとするようになる。



（幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説より抜粋）

2 基本方針と目標



改訂版では、基本方針を5つに設定しています。この基本方針をもとに、方針ごとに目標を設定して、県、市町村、設置者、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校が取り組む内容を具体的に示しています。

本ページ以降、下の言葉は次のような意味を表しています。

園・・・幼稚園、保育所、認定こども園を1つにまとめた言い方

保育者・・・幼稚園教諭、保育士、保育教諭を1つにまとめた言い方

2 基本方針と目標

基本方針（１）充実した幼児教育の提供

幼児教育の振興を図る上で大切なことは、充実した幼児教育を提供するための環境整備です。平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が始まりましたが、地域の子育て支援の量の拡充や幼児期の教育・保育の質の向上が求められています。県内すべての小学校就学前の子どもたちが質の高い幼児教育を受けられるように、県や市町村はこれまで以上に幼児教育の振興を推進させる必要があります。

目標

1

幼児教育の振興

〔 県 〕

大分県幼児教育振興プログラム（改定版）の周知を図ります。
市町村版幼児教育振興プログラムの策定や改訂を推進します。
幼稚園における3年保育を働きかけます。

〔 市町村 〕

市町村版幼児教育振興プログラムの策定や改訂を図りましょう。
域内の実態やニーズに応じて、幼稚園、保育所、認定こども園等の施設を選択、活用できるように整備しましょう。
質の高いきめ細やかな幼児教育を受けられる機会の確保や環境の整備を推進しましょう。

市町村における幼児教育に関する政策プログラムの策定状況

幼児教育に関する政策プログラム	市町村
策定済み	7
策定予定	3
未定	8

(H 2 6 年度幼児教育実態調査)

2 基本方針と目標

公立・私立幼稚園における保育年限（園）

		1年保育	2年保育	3年保育	合計園数
公立 幼稚園	平成 11 年度	133	46	5	184
	平成 17 年度	102	46	10	158
	平成 27 年度	77	38	6	121
私立 幼稚園	平成 11 年度	-	2	69	71
	平成 17 年度	-	1	70	71
	平成 27 年度	-	-	38	38

平成 17 年度の私立幼稚園は認定こども園ではないため、平成 27 年度の私立幼稚園数は、幼稚園型認定こども園を含めていない。

保育所、認定こども園は0歳～小学校就学前までの就園が基本なので含んでいない。

目標

2

保育者を取りまく環境整備の充実

〔 県 〕

- 幼稚園教諭免許更新講習に関する情報を提供します。
- 幼稚園教諭免許及び保育士資格の併有率を促進します。
- 専任園長の配置を推進します。
- 幼児教育に関する専門的なアドバイザー等の配置を推進します。

〔 市町村 ・ 設置者 〕

- 幼稚園教諭免許更新制度対象者への支援を充実しましょう。
- 幼稚園教諭免許及び保育士資格の併有者を増やしましょう。
- 専任園長の配置に努めましょう。
- 幼児教育の専門的な指導助言ができるアドバイザー等の配置を検討しましょう。

2 基本方針と目標

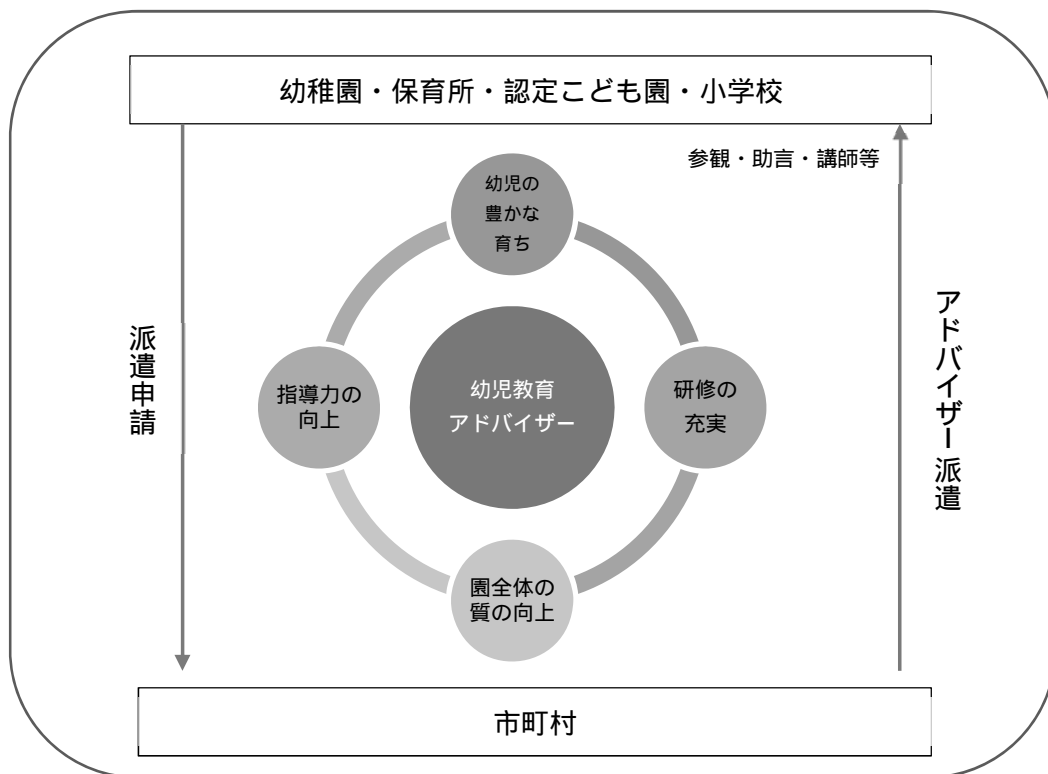
トピック 4

幼児教育アドバイザー

平成27年4月に子ども・子育て支援新制度が本格的に施行され、市町村は、これまで以上に、域内の幼児教育の振興に主体的に努めることとなりました。

幼稚園、保育所、認定こども園に通う全ての子どもたちが健やかに成長するためには、園の教育・保育活動を充実させることが大切になります。

専門的見地から指導・助言できる経験豊富な退職教員等を『幼児教育アドバイザー』として活用することも今後検討する必要があります。全ての幼稚園、保育所、認定こども園の教育・保育の充実や小学校の幼児教育理解推進に向けて今後期待される取組のひとつです。



市町村が退職教員又は現職の幼児教育従事者をアドバイザーに任命する。
 公立私立問わず、地域の幼稚園、保育所、認定こども園で助言を行う。
 市町村の研修会や会議等において講師として助言を行う。
 小学校の教職員の幼児教育理解に向けて小学校訪問の際に助言を行う。

2 基本方針と目標

基本方針（２）専門性及び指導力の向上

子どもたちは、遊びを中心とした生活を通して、様々なことを学んでいます。そのため、幼児期にふさわしい生活や遊びが各園で展開されることが重要です。主体的に遊んだり、友だちと協同的に遊んだりすることができるような環境を整えることが必要になります。

そのためには、幼児期の教育・保育に携わる保育者の専門性及び指導力の向上は欠かせません。一人一人の興味や関心、必要な学びを見取り、小学校教育への接続を見通した意図的・計画的な指導が必要になります。

目標

3 乳幼児期と小学校教育への接続を踏まえた、幼児教育の充実

〔 県 〕

幼稚園教育要領等の理解を深める研修会を実施します。

遊びを中心とした生活を通して学ぶという幼児教育の意義を周知します。

小学校教育について理解を深めるための情報提供及び研修を実施します。

〔 幼稚園 ・ 保育所 ・ 認定こども園 ・ 小学校 〕

幼稚園教育要領等の趣旨や内容の理解を深めましょう。

一人一人の思いや願いを受け止め、安心して生活ができるようにしましょう。

心情、意欲、態度等の情意面を大切に育てましょう。

子どもが主体性を発揮して遊ぶことができるように支援しましょう。

多様な遊びを通して、体を動かす喜びを育てましょう。

豊かな人間関係が築けるように、協同的な遊びになるように支援しましょう。

自立への基礎を養うために、自分のことは自分でできるように支援しましょう。

動植物を継続的に飼育栽培して、命を大切にする心を育てましょう。

小学校教育の前倒しのような早期教育にならないようにしましょう。

乳幼児期の育ちを理解して、3歳以降の教育を充実させましょう。

小学校は、幼児教育の成果を生かして、入学後の教育の充実を図りましょう。

2 基本方針と目標

トピック 5

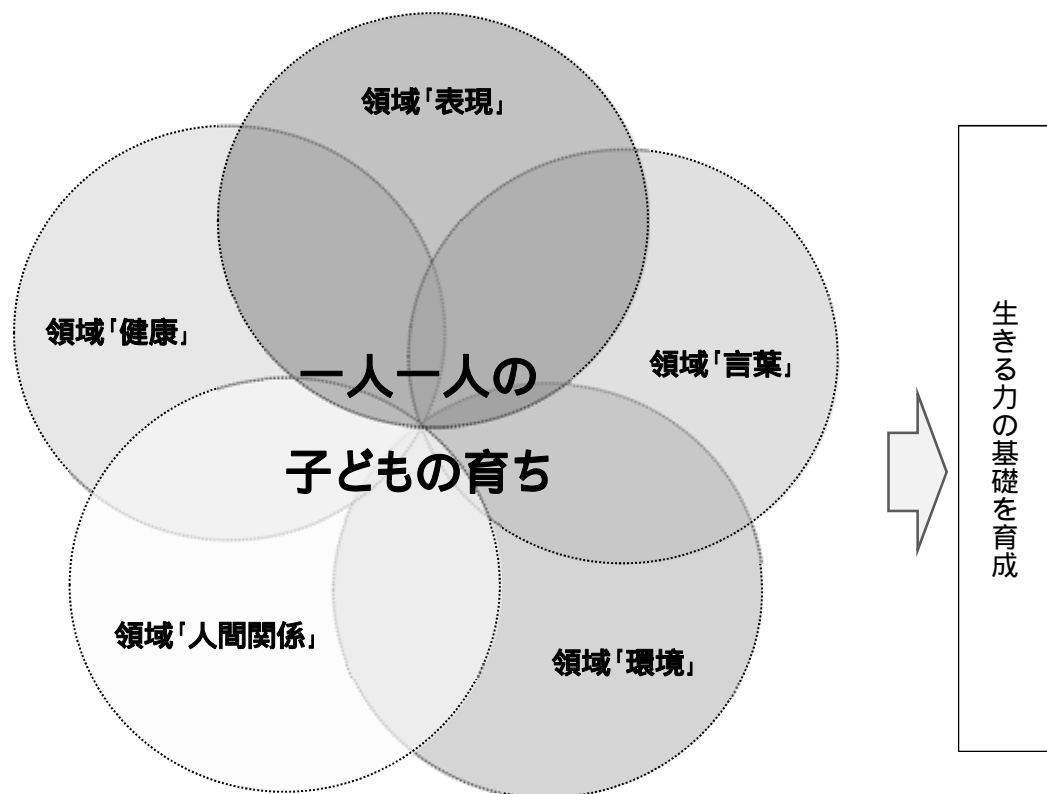
幼児期の教育・保育

幼児教育は、施設ごとに、下のような要領や指針を根幹として教育・保育を行っています。3歳以上の内容やねらいについては、相互に整合性がとられています。

- 幼稚園及び幼稚園型認定こども園・・・・・・・・・・幼稚園教育要領（文部科学省）
- 保育所及び保育所型認定こども園・・・・・・・・・・保育所保育指針（厚生労働省）
- 幼保連携型認定こども園・・・・・・・・・・幼保連携型認定こども園教育保育要領（内閣府）

子どもの育ちと5領域

（イメージ図）



発達の側面から5つの領域を示している。これらは、幼児が環境にかかわって展開する具体的な活動を通して総合的に指導されるものである。

（文部科学省幼稚園担当者会議資料より）

2 基本方針と目標

目標

4

教育・保育の質を高めるカリキュラムの充実

〔 県 〕

- カリキュラム・マネジメント（ 1 ）を推進します。
- 幼稚園教育課程大分県協議会を実施します。
- 幼稚園教育課程中央協議会への参加を支援します。
- アプローチカリキュラム（ 2 ）の編成、実施を促進します。

〔 幼稚園 ・ 保育所 ・ 認定こども園 ・ 小学校 〕

- カリキュラム・マネジメントを通して、教育活動を充実させましょう。
- 教育課程・保育課程をPDCAサイクル（ 3 ）で改善しましょう。
- 子どもの思いや願いをかなえる指導計画を立てましょう。
- アプローチカリキュラムを編成して実施しましょう。
- 小学校は、幼児教育の成果を生かしたスタートカリキュラム（ 4 ）を編成して学びをつなぎましょう。

（ 1 ）カリキュラム・マネジメント

学校の教育目標の実現に向けて、子どもや地域の実態を踏まえ、教育課程（カリキュラム）を編成・実施・評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくこと（条件作りや整備も含む）。

（ 2 ）アプローチカリキュラム

幼稚園、保育所、認定こども園に通う小学校入学前の5歳児（6歳児）を対象として、幼児教育の特性を踏まえつつ、小学校以降の生活や学習の基盤の育成を図るための指導計画のこと。

（ 3 ）PDCA サイクル

計画（Plan）に基づき実践し（Do）、その実践を評価し（Check）、改善（Action）に結び付けていくというPDCAの循環を表す。

（ 4 ）スタートカリキュラム

遊びを中心とした幼稚園、保育所、認定こども園の生活から、教科学習や時間割による小学校の学習活動に円滑に接続できるよう工夫された指導計画のこと。

2 基本方針と目標

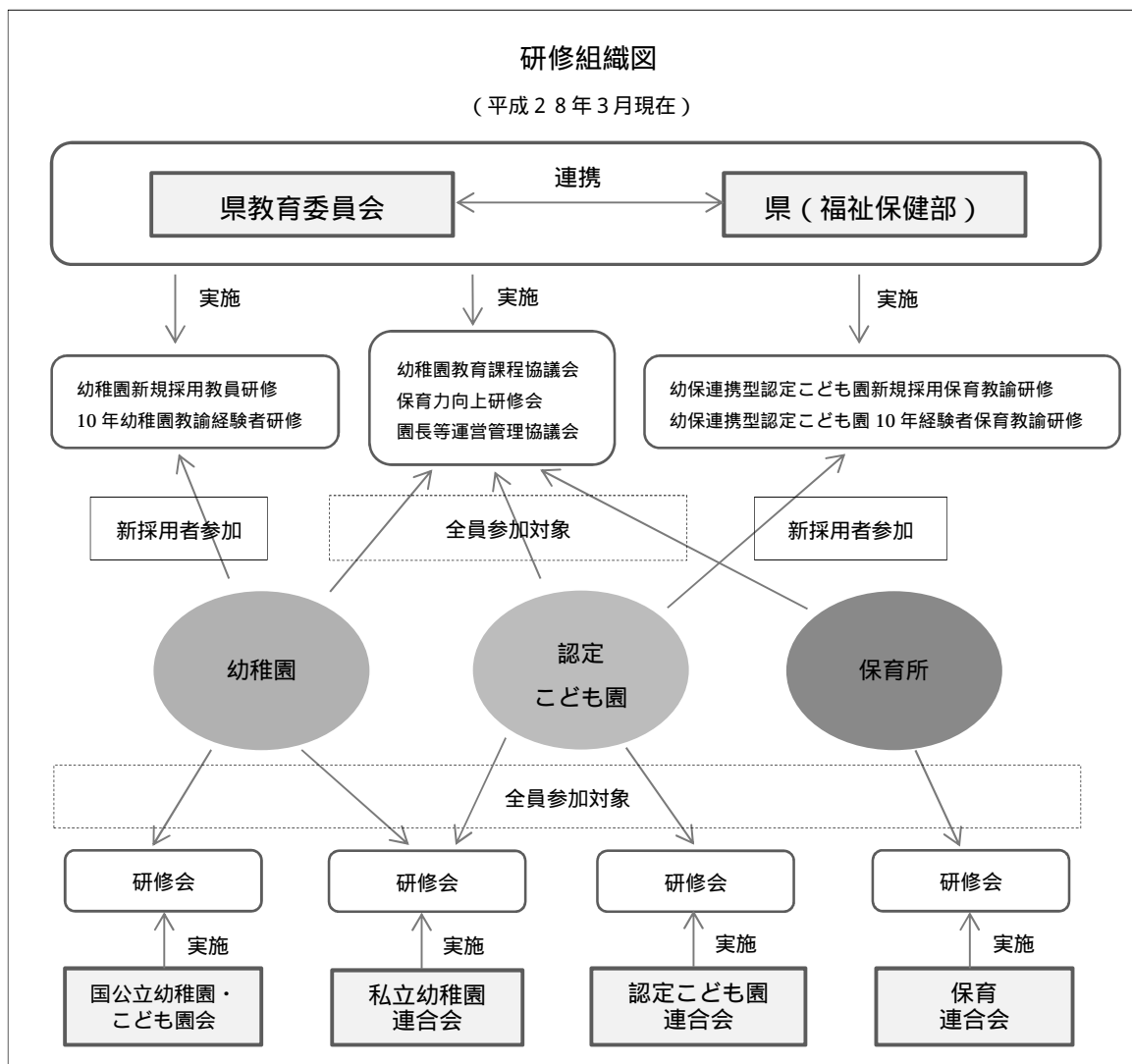
目標 5 専門性向上のための研修の充実

〔 県 〕

現場のニーズや今日的課題に応じた研修会や協議会を実施します。
 関係団体、関係各課と連携した幼稚園、幼保連携型認定こども園の法定研修を実施します。

〔 幼稚園 ・ 保育所 ・ 認定こども園 ・ 小学校 ・ 市町村 ・ 設置者 〕

積極的に研修会や協議会に参加して専門性や指導力を高めましょう。
 研修で学んだことを教育・保育に生かして園全体で改善を図りましょう。
 市町村や設置者は、研修に参加できる体制の整備に努めましょう。



2 基本方針と目標

トピック 6

研修について

幼児教育に携わる保育者は、専門性及び指導力の向上のため研修を受ける必要があります。行政や各種団体が主催する研修会において、最新の幼児教育に関する情報や指導方法を学び、園全体で共有していくことが今後益々求められていきます。それと同時に、設置者は、保育者が研修に参加しやすいような体制づくりを行う必要があります。

下の1～16は、全国で実施された幼稚園教諭初任者研修の研修内容例です。

研修内容例

- | | |
|-----------------|--------------|
| 1．指導計画の作成 | 10．対人関係能力 |
| 2．5領域を踏まえた総合的指導 | 11．家庭・地域との連携 |
| 3．環境の構成 | 12．小学校教育との連携 |
| 4．カウンセリング | 13．子育て支援への対応 |
| 5．障がいのある幼児の理解 | 14．学級運営 |
| 6．安全に関する指導 | 15．学校（園）運営 |
| 7．食育（給食指導を含む） | 16．その他 |
| 8．公務員（職員）倫理 | |
| 9．社会性 | |

（平成26年度幼児教育実態調査より）



2 基本方針と目標

目標

6

学校評価の推進

〔 県・市町村 〕

学校関係者評価、第三者評価を促進します。

学校評価の結果の公開を推進します。

〔 幼稚園・保育所・認定こども園 〕

学校評価について理解を深め、全職員で学校評価を実施しましょう。

自己評価、学校関係者評価、第三者評価を実施して園の教育・保育の質を高めましょう。

学校評価の結果をホームページ等で広く公開しましょう。

学校評価の種類

自己評価・・・・・・・・自己評価は、園長のリーダーシップの下で、当該学校の全教育職員が参加し、設定した目標や具体的計画等に照らして、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価を行うもの。

学校関係者評価・・・・学校関係者評価は、保護者、地域住民などにより構成された委員会等が、その学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価の結果について評価することを基本として行うもの。

第三者評価・・・・・・・・第三者評価は、その学校に直接かわりをもたない専門家等の第三者が、自己評価及び学校関係者評価の結果等も資料として活用しつつ、教育活動その他の学校運営全般について、専門的・客観的（第三者的）立場から評価を行うもの。

（幼稚園における学校評価ガイドラインより抜粋）

2 基本方針と目標

目標

7

組織力の向上の推進

〔 県 〕

組織マネジメントを取り入れた幼児教育を推進します。

園の管理運営に関する研修会を実施します。

園全体の質を高めるため、園長、主任等の幼児教育理解を支援します。

〔 幼稚園 ・ 保育所 ・ 認定こども園 〕

組織マネジメントを通して、職員の力が最大限に発揮される人的配置を心がけましょう。

職員全員で組織的に園の教育・保育を行いましょう。

園長、主任は、幼児期にふさわしい教育が行われるように専門性を高め、園全体の質の向上を図りましょう。



2 基本方針と目標

基本方針（3）特別支援教育の充実

特別な支援が必要とする幼児については、専門機関や関係機関と連携しながら幼児の実態に応じた適切な支援をすることが大切です。個別の指導計画や個別の教育支援計画も活用しながら、小学校等へとつなげていく必要があります。また、合理的配慮（5）の不提供の禁止が法的に義務付け（6）られることから、よりきめ細やかな支援が求められます。

目標

8

個別の配慮が必要な幼児に対する支援の充実

〔 県 〕

個別の配慮が必要な幼児の指導方法等に関する研修会や協議会を実施します。
 個別の指導計画（7）・個別の教育支援計画（8）の必要性を周知します。
 特別支援学校による相談等の支援についての周知の充実を図ります。
 5歳児検診の実施を奨励して、早期の個別の教育相談や支援に努めます。

〔 幼稚園 ・ 保育所 ・ 認定こども園 ・ 市町村 〕

特別支援教育の理解を深めましょう。
 特別支援教育コーディネーターや保育コーディネーターを中心に組織的な支援を行いましょ。う。
 個別の指導計画・個別の教育支援計画を作成しましょ。う。
 教育的ニーズに応じた個別の支援を行いましょ。う。
 保護者と連携しながら、組織的な支援を行いましょ。う。
 専門機関の助言等を生かして、支援の改善を図りましょ。う。
 市町村は、5歳児検診の実施を検討しましょ。う。

（ 5 ）合理的配慮

障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために学校の設置者や学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。（中教審初等中等分科会報告H27.4抜粋）

2 基本方針と目標

(6) 法的に義務付け

平成25年度6月障害者差別解消法が成立され、平成28年4月1日から、公立学校において合理的配慮の不提供の禁止が法的義務になる。(私立学校は、努力義務)

(7) 個別の指導計画

指導を行うためのきめ細かい計画のこと。幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画。例えば、単元や学期、学年等ごとに作成され、それに基づいた指導が行われる。

(8) 個別の教育支援計画

他機関との連携を図るための長期的な視点に立った計画のこと。一人一人の障害のある子どもについて、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した長期的な計画を学校が中心となって作成。作成に当たっては関係機関との連携が必要。また保護者の参画や意見等を聴くことなどが求められる。

県内の特別支援学校

特別支援学校では、障がいのある子どもさんへの家庭での接し方や教育について、いつでも相談に応じています。

学校	障がい	電話番号
盲学校()	視覚障がい	097(532)2638
聾学校()	聴覚障がい	097(543)2047
別府支援学校	肢体不自由、病弱	0977(24)0108
別府支援学校鶴見校()	肢体不自由	0977(21)1349
別府支援学校石垣原校	病弱	0977(24)6060
宇佐支援学校	知的障がい、重複障がい(知的障がい、肢体不自由)	0978(32)1780
中津支援学校	知的障がい、重複障がい	0979(22)0550
日出支援学校	知的障がい、重複障がい(知的障がい、肢体不自由)	0977(72)2305
南石垣支援学校	知的障がい	0977(23)3454
由布支援学校	知的障がい、重複障がい(知的障がい、肢体不自由)	097(582)0326
新生支援学校	知的障がい、重複障がい(知的障がい、肢体不自由)	097(541)0336
大分支援学校	知的障がい、重複障がい(知的障がい、肢体不自由)	097(527)2711
臼杵支援学校	知的障がい、重複障がい(知的障がい、肢体不自由)	0972(62)3930
佐伯支援学校	知的障がい、重複障がい(知的障がい、肢体不自由)	0972(28)3144
竹田支援学校	知的障がい、重複障がい(知的障がい、肢体不自由)	0974(63)0722
日田支援学校	知的障がい、重複障がい(知的障がい、肢体不自由)	0973(24)2000

盲学校、聾学校、別府鶴見支援学校鶴見校は、幼稚園部を設置

2 基本方針と目標

トピック 7

保育コーディネーター

県では、全国に先駆けて保育コーディネーターの育成を行っています。

保育コーディネーターは、特別な配慮が必要な児童や家庭に応じた専門的な支援を行うとともに、関係機関と連携して、適切な時期に適切な支援につなげることができる専門的保育者です。

役割	(1)相談技術向上による家庭支援 (2)問題解決に向けた園内のコーディネート (3)園内だけでは解決できないケースの専門機関との連携
認定要件	「保育コーディネーター」の認定は、県が実施している全7回の「保育コーディネーター養成研修」を修了する必要があります。
研修内容	全7回（全体研修を4回、ブロック別の研修を3回） ・保育所等に求められる役割と期待 ・子育て支援サービス ・相談援助技術 ・障がい児支援 ・要保護児童支援 ・地域における子育て支援 ・配慮が必要な家庭への支援 ・上記内容に関連した現場研修 ・保育コーディネーターの役割 など 修了者には認定書交付
対象	県内保育所及び認定こども園に勤務する主任保育士または主任保育士と同等の能力を有する者
事務局 (委託先)	大分県保育連合会 097-551-5513



(問い合わせ)大分県福祉保健部こども子育て支援課 幼保連携推進班 097-506-2709

(大分県HP参照)

2 基本方針と目標

基本方針（４）関係機関等との連携の推進

幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図る上で大切なことは、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校の連携です。互いの教育・保育の内容を理解することや幼児同士、幼児と児童の交流等によって子どもの育ちをつなげていくことで、小1プロブレムの解消にもつながります。また、保護者や地域社会と連携は、「開かれた園づくり」を推進する上で充実が求められています。

目標

9

幼稚園、保育所、認定こども園、小学校の連携の充実

〔 県 〕

幼稚園、保育所、認定こども園、小学校の連携、交流活動を促進します。

幼児教育と小学校教育の円滑な接続に関する研修会の実施と市町村実施の研修等を支援します。

小学校教諭の幼稚園等施設への派遣研修等の人事交流を促進します。

〔 幼稚園 ・ 保育所 ・ 認定こども園 ・ 小学校 ・ 市町村 〕

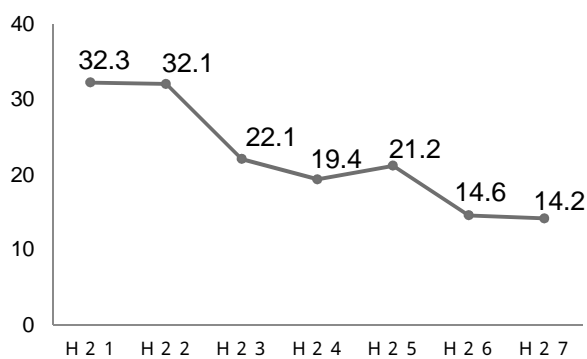
互いの教育内容について理解を深めましょう。

同じ校区の幼稚園等施設、小学校との交流活動や市町村が主催する幼保小連携に関する研修会に積極的に参加しましょう。

交流活動を年間計画に位置付け、連携を推進しましょう。

市町村は、域内の幼小接続の状況を把握して、幼小連携の充実を図りましょう。

大分県における小1プロブレム発生率（％）



県教育課程編成実施状況調査より（発生率は学校数の割合）

〔 小1プロブレム 〕

入学したばかりの小学校1年生が学校生活に適應できず、

「集団行動ができない」

「授業中に静かにすることができない」

「話を聞かない」

等の状態が継続する状態。

～ は、大分県教育委員会独自の定義

2 基本方針と目標

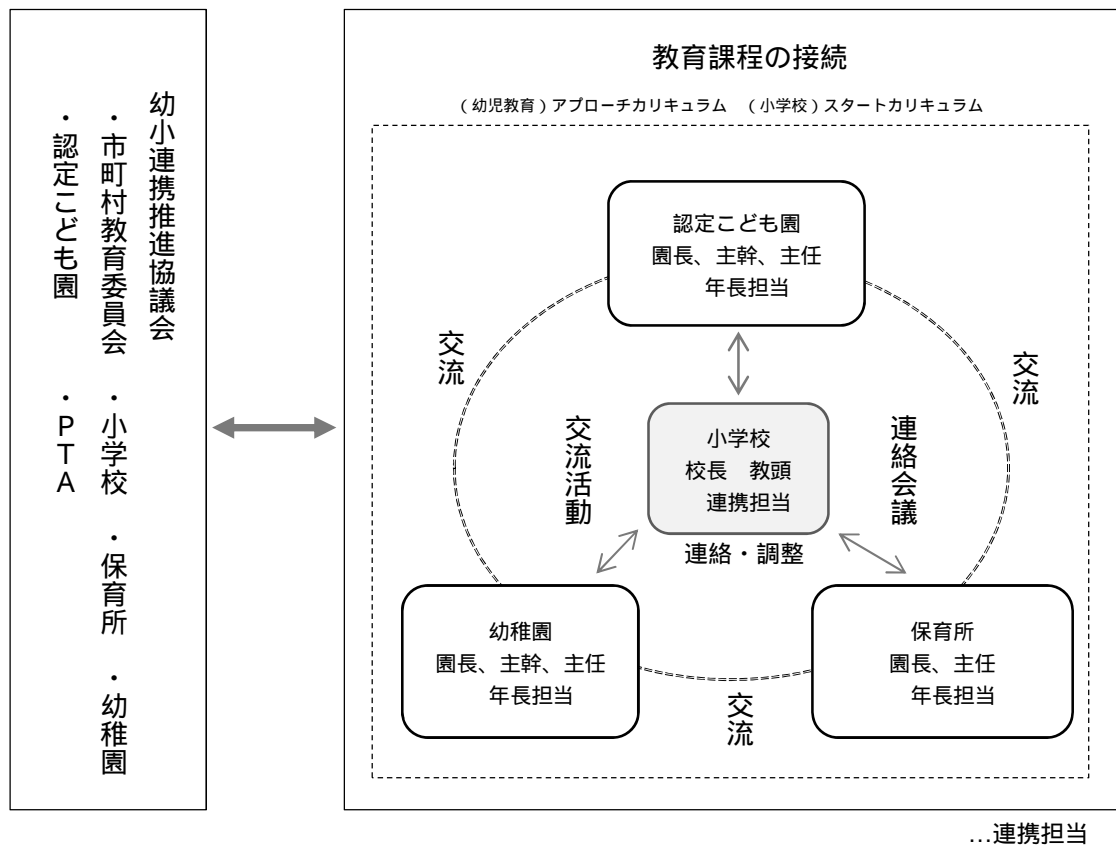
段階	取組内容	市町村
ステップ0	連携の予定・計画がまだ無い。	-
ステップ1	連携・接続に着手したいが、まだ検討中である。	-
ステップ2	年数回の授業、行事、研究会などの交流があるが、接続を見通した教育課程の編成・実施は行われていない。	8
ステップ3	授業、行事、研究会などの交流が充実し、接続を見通した教育課程の編成・実施は行われている。	7
ステップ4	接続を見通して編成・実施された教育課程について、実施結果を踏まえ、更によりよいものとなるよう検討が行われている。	3

(平成26年度幼児教育実態調査)

幼小接続・・・幼児教育（幼稚園、保育所、認定こども園）と小学校の接続を表している。

幼小接続は、ステップ4の段階になることが望まれます。

幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の連携組織図



2 基本方針と目標

目標

10

家庭や地域社会との連携の充実

〔 県 〕

地域との連携を進める「開かれた園づくり」を推進します。

園長、主任を対象とした園の運営管理に関する研修会を実施します。

〔 市町村 ・ 幼稚園 ・ 保育所 ・ 認定こども園 〕

家庭や地域の方々に園開放日等を周知して、園の教育・保育活動の理解へ向けた取組を進めましょう。

家庭や地域の方に園の参観や教育活動に参加してもらい、連携しながら教育・保育を行いましょう。

園便りやホームページを活用して、教育・保育活動を地域に広報しましょう。



2 基本方針と目標

基本方針（５）子育て支援の充実

子育てについては、保護者が第一義的に責任を有することを基本としながら、在園する幼児の家庭に対する支援を行う必要があります。また、地域の子育て支援の拠点としての役割が求められていることから、在園しない地域の幼児や保護者に対する支援も期待されています。

目標

1 1

子育て支援の拠点としての役割の充実

〔 県 〕

認定こども園はもとより、幼稚園等が地域における子育て支援の拠点としての役割を果たせるよう周知を図ります。

幼稚園における預かり保育を推進します。

〔 幼稚園 ・ 保育所 ・ 認定こども園 〕

幼児の育ちを通して、保護者と子育ての喜びを共有しましょう。

子育て相談日や園庭開放日などを設定して、地域に開放しましょう。

地域子育て支援拠点事業

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供するため、市町村が公共施設や保育所、児童館など地域の身近な施設に「地域子育て支援拠点」を設置しています。（設置している市町村によって、「子育て支援センター」、「こどもルーム」、「ひろば」などの名前と呼ばれています。）

（ 運営 ） 市町村または社会福祉法人、NPO法人等への委託

（ 活動 ） ・ 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

・ 子育てに関する相談、援助の実施

・ 地域の子育て関連情報の提供

・ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

（ 大分県HP参照 ）

2 基本方針と目標

目標

12

家庭の教育力の支援の充実

〔 県 〕

子育て世帯の保護者を対象とした講演会等を実施します。

協育（ 1 ）ネットワークを推進します。

〔 幼稚園 ・ 保育所 ・ 認定こども園 〕

保護者が子育てに喜びを感じることができるよう連携しましょう。

保護者が園の教育活動に参加できる機会を整えましょう。

（ 1 ）協育

「協働して育てる」という意味の造語。県では「学校、家庭、地域が連携して、それぞれの教育機能を補完・融合し、協働して子どもを育てていくこと」と位置づけている。



3 補足資料

各園で保護者等に説明する時に印刷・配布して使用できます。

保護者の皆様へ

大分県では、グローバル社会を生きぬく子どもたちの生きる力を育てるため、幼児教育におけるめざす子どもの姿を『しんけん遊ぶ子』と設定して、遊びを大切にする教育を充実させていきます。

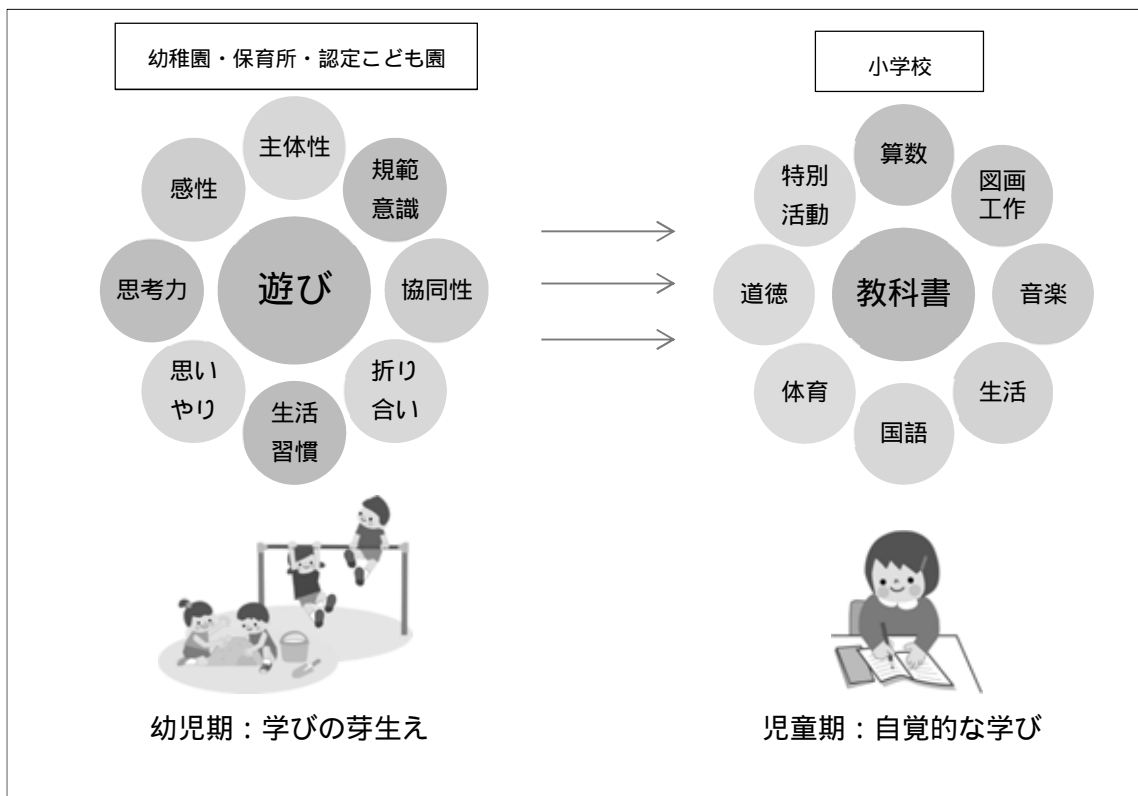
大分県のめざす子どもの姿

しんけん遊ぶ子

幼児教育では、「遊び」を中心とした生活を通して、生きる力の基礎を育てています。園の生活の大部分を占める遊び自体が、子どもたちにとっての学びの場です。

小学校就学前までに、「文字を書けるようになるためにドリルをしたほうが・・・」「足し算や引き算など計算ができた方が・・・」という声を聞きますが、大切なのは、小学校以降の学びにつながる心情・意欲・態度や思考力・判断力・表現力等の芽生えなどの生きる力の基礎を『遊び』を通して育てることです。そのために、各園の先生方は、子どもたちに寄り添いながら、専門的な知識をもとに意図的・計画的な指導を行っています。

(幼児教育の範囲は、幼稚園・保育所・認定こども園において行われる教育・保育です。)



(大分県教育委員会)

3 補足資料

「大分県幼児教育振興プログラム改訂会議」委員

	所属	役職	氏名
1	大分大学教育福祉科学部	准教授	田中 洋
2	大分県市町村教育長協議会	会長	三浦 享二
3	大分県小学校長会	研究副部長	杉本 緑
4	大分県国公立幼稚園・こども園会	研究副部長	三宮 知恭
5	大分県私立幼稚園連合会	会長	土居 孝信
6	大分県保育連合会	理事	首藤 尚紀
7	大分県認定こども園連合会	事務局長	内野 眞奈美
8	大分県臨床心理士会	事務局長	飯田 法子
9	大分県国公立幼稚園・こども園PTA連合会	会長	清松 督雄
10	大分県私立幼稚園PTA連合会	会長	河津 勇成
11	大分県教育庁	教育次長	落合 弘
12	大分県福祉保健部こども子育て支援課	課長	飯田 隆次
13	大分県教育庁義務教育課	課長	後藤 榮一

(改訂会議日程)

- 第1回改訂会議 平成27年11月12日 大分県庁舎別館 教育委員室
 第2回改訂会議 平成27年12月22日 大分県庁舎別館 教育委員室
 第3回改訂会議 平成28年 1月14日 大分県庁舎別館 教育委員室

(写真協力)

- 認定こども園緑ヶ丘第二幼稚園 (日田市)
 大分大学教育福祉科学部附属幼稚園 (大分市)
 公益財団法人ソニー教育財団「科学する心」を見つけようフォトコンテスト

(イラスト協力)

- イラスト集 こどもや赤ちゃんのイラストわんパグ